



環境事業概要

No. 33

平成24年版




明石市環境部



明石市環境方針

明石市は、地球環境と調和した人と自然との共生を確保し、循環を基調とする持続可能な社会の実現のため、次に掲げる方針にもとづいて環境の取り組みに率先して行動します。

- 1 市民、NPO、事業者とのパートナーシップにより、明石市環境基本計画に基づく環境施策を推進します。
 - 2 環境マネジメントシステムの推進により、行政経営の改善を目指します。
 - 3 環境目的及び環境目標を定め、定期的な見直しを行いながら、汚染の予防に努め、環境マネジメントシステムを継続的に改善します。
 - 4 省エネルギー・省資源、グリーン購入などエコオフィス活動に取り組みます。
 - 5 公共事業については、積極的に環境に配慮します。
 - 6 事務事業の推進や施設管理にあたっては、環境関連法令等を遵守します。
 - 7 市職員は、環境方針を理解し、環境への認識を深め、環境保全活動を継続的に進めます。
 - 8 環境方針及び環境マネジメントシステムに基づく活動結果を広く公表します。
- 

I 市勢の概要

1. 市域の概要 1
2. 人口及び世帯数 2

II 環境部の機構と予算等

1. 環境部の機構と所管事務事項及び人員配置 3
 - (1) 機 構 3
 - 環境総務課
 - 環境保全課
 - 資源循環課
 - 収集事業課
 - 明石クリーンセンター
 - (2) 所管事務事項 3
 - (3) 人員配置 7
 - (4) 環境部各課(かい)施設配置 8
2. 予算及び決算 9
 - (1) 環境部の予算等 9
 - (2) 平成 23 年度一般会計決算 13

III 計 画 等

1. 概 要 15
2. 明石市環境基本計画 16
 - 1 明石市環境基本計画について 16
 - 2 環境基本計画に基づく施策の実施状況 16
3. 環境マネジメントシステムの取り組み 16
4. ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン・・ 16
5. つなごう生きもののネットワーク生物多様性あかし戦略・ 17
6. みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン
(明石市一般廃棄物処理基本計画) 17
7. 平成 24 年度明石市一般廃棄物処理実施計画..... 19
 - 1 計画の基本方針 19
 - 2 ごみ及び資源物の排出計画 19
 - (1) ごみの排出計画 19

(2) 資源物の排出計画	20
(3) 廃食用油の回収事業	20
3 ごみの処理主体	20
(1) 収集運搬	20
(2) 中間処理	21
(3) 最終処分	21
(4) 搬入検査	21
4 ごみ処理実施計画	22
(1) 排出抑制・再資源化計画	22
(2) 適正排出計画	23
(3) 収集運搬計画	23
(4) 中間処理計画	26
(5) 最終処分計画	27
(6) 中間処理・最終処分量	28
5 し尿及び浄化槽汚泥等の排出計画	28
6 生活排水処理実施計画	29
(1) 生活排水処理計画	29
(2) し尿・汚泥処理計画	29
(3) 中間処理計画	30
(4) 最終処分計画	31
(5) 処 理 量	31
8. 平成23年度 廃棄物収集・処理実績	32
1 ごみ及び資源物	32
(1) 人 口	32
(2) ごみの搬入量	32
(3) 資源物の収集量	33
(4) ごみの処理量	33
(5) 最終処分場の埋立状況	33
2 し 尿	33
(1) 収 集 量	33
(2) 中間処理量	34

IV 環境美化・整備

1. 概 要	35
2. 環境美化推進事業	35
(1) 環境月間行事	35

(2) 環境美化の推進	35
(3) 保健衛生推進協議会との連携	35
3. 環境整備事業	36
(1) 空き地の管理	36
(2) 不法投棄の処理	36
(3) ポイ捨て・ふん害の防止	36
(4) きらりん明石 ポイ捨てバッテン運動の展開	38
(5) 駅前歩道等の清掃	39
(6) 明石市アダプトプログラム	39
(7) 屋外一斉清掃	39
(8) 犬・ねこ等の死体処理	40
(9) ねこの引き取り	40
(10) 墓地・納骨堂等の経営等の許可等	40

V 環境保全対策

1. 概要	41
2. 環境保全対策事業	41
(1) 公害防止対策の総合的施策	41
(2) 環境保全対策の連絡調整	41
(3) 環境測定の様況	43
(4) 公害防止施設設置資金融資の調整	44
3. 公害関係法令に基づく特定施設等の届出	44
4. 公害発生源の規制	44
(1) 法律・条例による規制	44
(2) 環境保全協定	45
5. 公害に関する苦情処理状況	46
(1) 大気汚染について	46
(2) 水質汚濁について	46
(3) 騒音について	46
(4) 振動について	46
(5) 悪臭について	47
6. 環境の監視	47

VI し尿処理

1. 概要	49
2. し尿収集運搬	50
(1) 概要	50

(2) 収集実施状況	50
3. し尿収集実績	51
(1) し尿月別収集量の実績	51
4. 収集経費	52
(1) 収集経費	52
(2) 1 kℓ当たりの収集単価と経費割合	52
(3) 年間収集経費の推移	53
5. 収集運搬業務の推移	53
(1) 汲取戸数と収集量	53
6. 浄化槽の日常管理及び維持管理(保守点検・清掃)	54
(1) 浄化槽設置状況等	54
(2) 浄化槽等の清掃等	55
7. し尿処理	56
(1) 魚住清掃工場	56
(2) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移	56
(3) 処理経費	57
(4) 1 kℓ当たりの処理単価と経費割合	57
(5) 年間処理経費の推移	58

Ⅶ-1 ごみの減量化・資源化

1. 概要	59
2. パートナーシップによる取り組み強化	59
3. 家庭系廃棄物の減量	60
(1) 紙類・布類の収集及び再資源化	60
(2) 集団回収の推進	61
(3) 廃食用油のリサイクル	64
(4) 廃食用油の回収拠点	65
(5) 生ごみの減量化、再資源化	67
(6) 生ごみの減量化、再資源化（生ごみ減量化大作戦）	67
(7) 家庭系可燃ごみ組成分析調査（湿ベース）	68
(8) レジ袋削減の推進	69
(9) プラスチック製容器包装の分別収集モデル事業	70
4. 事業系廃棄物の減量	71
(1) 大規模事業所の減量計画の提出	71
(2) 市庁舎内古紙等回収資源化	71
5. リサイクルプラザの運営	72
(1) 施設見学者の案内	72
(2) 不用家具（粗大ごみ）の再利用	72

(3) ホームページの開設と運営	72
(4) ブログの開設と運営	72
(5) 環境ビデオ・ライブラリー	73
6. 減量化等の普及啓発	73
(1) 「あかし環境フェア」の開催	73
(2) 環境講座等	74
(3) 啓発パンフレット等の作成	74

VII-2 ごみ処理（収集・運搬）

1. 概 要	75
(1) 展 望	75
(2) 事業の沿革	75
2. 収集及び運搬	77
(1) 概 要	77
(2) 収集実施状況	78
(3) 収集方法及び収集回数	79
3. ごみ収集実績（計画収集分）	80
(1) 年度別収集量	80
(2) 月別収集量	80
(3) 搬入者別収集量	81
4. 分別収集（資源ごみの収集）	82
(1) 概 要	82
(2) 資源ごみ分別収集実績量	82
5. 粗大ごみ戸別有料収集	82
(1) 概 要	82
(2) 粗大ごみ量の変化	82
6. 要援護者ごみ戸別収集	83
(1) 概 要	83
(2) 収集実績	83
7. 広報・広聴活動	83
8. 収集経費	85
(1) 収集経費	85
(2) 1t 当たりの収集単価と経費割合	85
(3) 年間収集経費の推移	85

VII-3 ごみ処理（中間処理・最終処分）

1. 概 要	87
2. 明石クリーンセンターの施設概要	88
(1) 焼却施設	88
(2) 破碎選別施設	88

(3) 最終処分場	91
3. ごみ処理の実績等	92
(1) 明石市におけるごみ排出状況	92
(2) 平成23年度ごみの搬入量と処理実績フロー	93
(3) 過去5年間の焼却に関する実績	94
(4) 焼却施設発電状況	94
(5) 可燃ごみ組成分析結果	94
(6) 過去5年間の埋立に関する実績	95
(7) 不燃ごみの組成分析表	95
(8) 資源物搬出状況	95
(9) クリーンセンター総合排水分析結果表	96
(10) ダイオキシシン類分析結果表	97
(11) フロン回収	97
(12) ごみ処分経費	98
(13) 年間処分経費の推移	99
(14) 廃棄物処理手数料	99

Ⅷ 資 料

1. 「第2次明石市環境基本計画」の概要	101
1 本市のめざす環境像	101
2 計画の基本理念	101
3 基本方針と施策体系	101
4 環境基本計画に基づく施策の実施状況	103
5 「エコウイングあかし」	103
2. ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプランの概要	103
1 基本的事項	103
2 明石市の将来像	103
3 対象	103
4 温室効果ガスの排出削減目標	104
5 明石市の地球温暖化対策推進施策の体系	105
3. つなごう生きもののネットワーク	
生物多様性あかし戦略の概要	105
1 戦略策定の背景	105
2 目標と基本方針	105
3 行動計画	106
4. みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン	
(明石市一般廃棄物処理基本計画) (ごみ処理編) の概要	107
1 計画の目標年度	107
2 ごみ処理基本方針	107

3	ごみ処理基本施策・推進項目	108
5.	環境行政関係条例等	109
6.	保有車両一覧表	157
	環境総務課	
	環境保全課	
	資源循環課	
	収集事業課	
	明石クリーンセンター	
7.	委託・許可業者一覧表	159
(1)	し尿収集運搬委託業者	159
(2)	ごみ収集・運搬委託業者	159
(3)	浄化槽清掃業許可業者	160
(4)	一般廃棄物処理業許可業者	161
8.	年表	163

I 市勢の概要



明石市立天文科学館

I 市勢の概要

1. 市域の概要

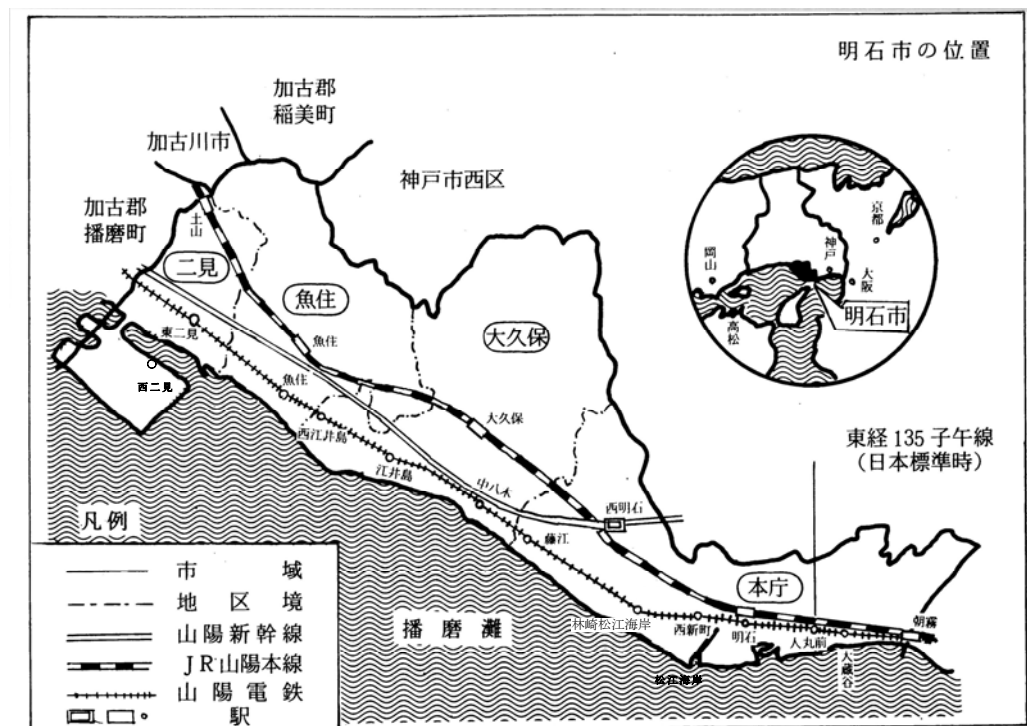
本市は、兵庫県の瀬戸内海側のほぼ中央に位置し、東と北は神戸市に、西は播磨町、稲美町、加古川市に接し、南は明石海峡をへだてて淡路島と対峙しています。また、市の東部を東経 135 度子午線が通っており、「日本標準時のまち」としても知られています。

市域の面積は 49.25 km²で、ゆるやかな丘陵を背にして東西約 16 km の海岸線に沿った帯状の市域を形成しています。内陸部への広がり是比较的少なく、南北の最長距離は 9.4 km です。

地形的には、市域の大部分が平坦で起伏が少なく、最も高い地点は大久保町松陰の 94.6m です。

こうした地形のため、市内を流れる河川もほとんどが小規模河川です。このうち最も大きなものが明石川で、その東方に朝霧川、西方に谷八木川、赤根川、瀬戸川等の小河川が市域を南北に流れ、明石海峡から播磨灘にそそいでいます。

気候は、瀬戸内海に面しているため気温の年較差が少なく温暖です。



本市は、平成 23 年度、「人・輝き 夢・生まれ そして、ふれあい広がる新たな飛躍の舞台 海峡交流都市・明石」を 3 つの力点を掲げて市政運営に取り組んでまいりました。平成 24 年度は、市民に明石で暮らして幸せだと感じてもらえる、住み続けたいと思ってもらえる「市民幸福度日本一のまち」を創っていくため、「こども」「安全」「地域」の 3 つのキーワードに重点をおいて取り組んでいきます。

I. 市勢の概要

2. 人口及び世帯数

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

人 口		世 帯 数	
総 数		1 世帯平均人員	
人	2 9 0 , 4 9 3	世帯	人
		1 1 8 , 1 6 8	2 . 4 5

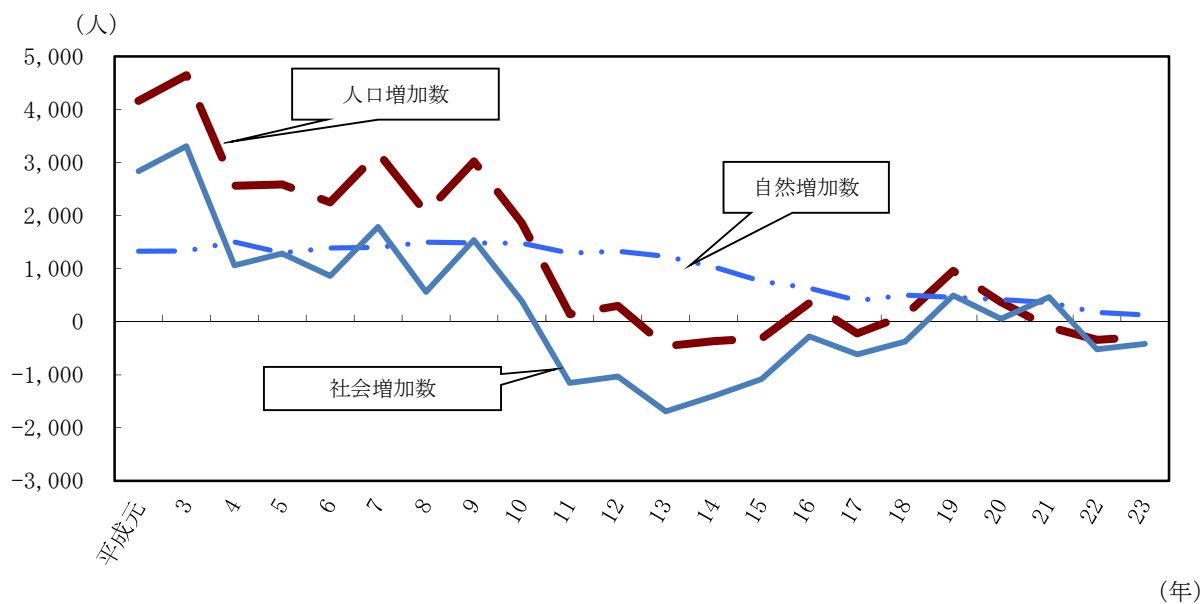
【平成 22 年国勢調査速報値人口による推計】

(注) 平成 22 年度国勢調査速報値人口による推計のため、男女ごとの数値は計上されない。

平成 23 年中 (1~12 月) の人口増加数は、△288 人でした。

内訳は自然増加数 (出生数-死亡数) 127 人、社会増加減少 (転入-転出) △415 人です。

人口動態の推移



平成 23 年中の人口動態として、人口は平成 22 年度に引き続き減少し、自然増加数 (出生数-死亡数) は過去最低値でした。また、人口増加率は前年比 0.2 ポイントの増でした。

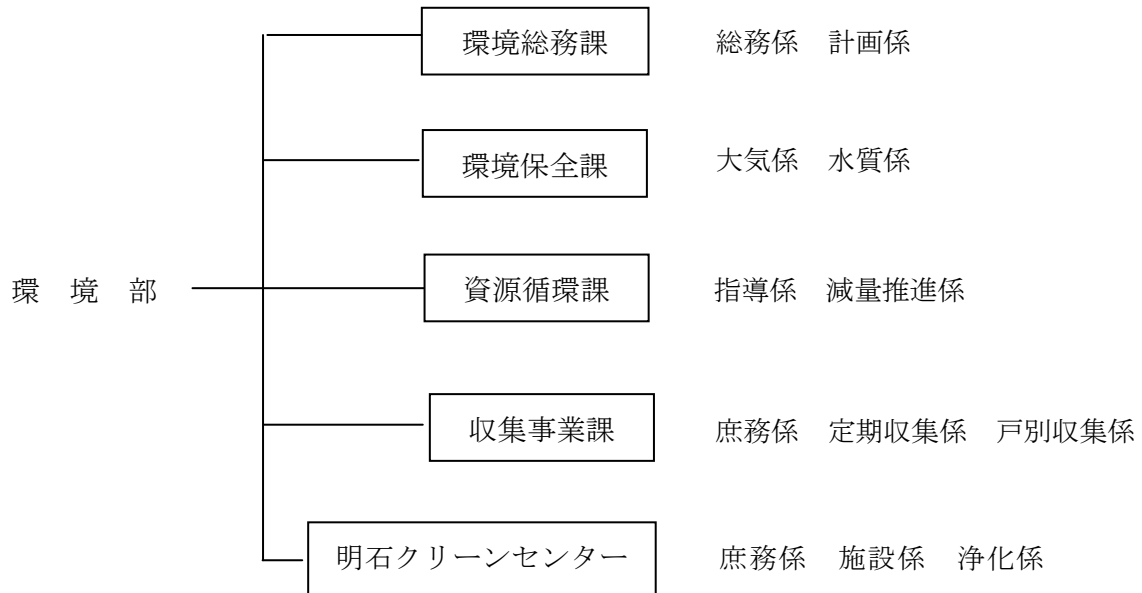
Ⅱ 環境部の機構と予算等



Ⅱ 環境部の機構と予算等

1. 環境部の機構と所管事務事項及び人員配置

(1) 機 構 (平成 24 年 4 月 1 日現在)



環境部は、上記のとおり構成されており、環境衛生、環境保全、公害対策、ごみの減量・再資源化、ごみ及びし尿処理等の業務を担当しています。

(2) 所管事務事項 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

○環境総務課

総 務 係

- (1) 部内事務の企画及び調整に関すること。
- (2) 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 46 年条例第 57 号）第 6 条に規定する一般廃棄物処理計画の策定に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の新規許可に関すること。
- (4) 明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 11 年条例第 22 号。以下「環境基本条例」という。）第 5 章第 6 節に規定する空き地の適正管理に関すること。
- (5) 明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例（平成 11 年条例第 23 号）の実施に関すること。
- (6) 環境美化意識の普及啓発及び環境美化団体との連絡調整に関すること。

II. 環境部の機構と予算等

- (7) 明石市保健衛生推進協議会との連絡調整に関すること。
- (8) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）に基づく墓地、納骨堂及び火葬場の許可等に関すること。
- (9) 環境部事業場安全衛生委員会の庶務に関すること。
- (10) 部及び課の庶務に関すること。
- (11) その他部内他課系の所管に属さない事項に関すること。

計 画 係

- (1) 地球温暖化の防止その他の地球環境問題に係る施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 環境基本計画等の策定及びその推進に関すること。
- (3) 環境基本条例等の実施に係る総合調整及び進行管理に関すること。
- (4) 明石市環境マネジメントシステムの運用及び環境管理責任者の補佐に関すること。
- (5) 新エネルギー及び省エネルギーに関する施策の企画及び推進に関すること。
- (6) 環境審議会に関すること。
- (7) 環境基本条例第 4 章第 2 節に規定する自然保護地区及び生物保護地区に関すること。

○環境保全課

大 気 係

- (1) 大気環境の保全に係る施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 大気汚染、騒音及び振動（以下「大気汚染等」という。）の規制及び指導並びに関係法令に基づく届出に関すること。
- (3) 大気汚染等の防止技術の調査、研究及び指導並びに測定に関すること。
- (4) 騒音及び振動に係る規制地域の指定及び規制基準の設定に関すること。
- (5) 大気汚染及び騒音の常時監視に関すること。
- (6) 大気汚染等に係る苦情処理及び紛争のあっせんに関すること。
- (7) 大気汚染等に係る測定機器の維持管理に関すること。
- (8) 産業廃棄物の調査及び研究に関すること。
- (9) その他大気汚染等に関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。

水 質 係

- (1) 水環境の保全に係る施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 水質汚濁及び土壌汚染（以下「水質汚濁等」という。）の規制及び指導並びに関係法令に基づく届出に関すること。
- (3) 水質汚濁等の防止技術の調査、研究及び指導並びに測定に関すること。
- (4) 生活排水に係る施策の推進に関すること。
- (5) 水質汚濁等の常時監視に関すること。
- (6) 水質汚濁等及び悪臭に係る苦情処理及び紛争のあっせんに関すること。
- (7) 悪臭に係る規制地域の指定及び規制基準の設定に関すること。
- (8) 環境保全協定等に関すること。

- (9) その他水質汚濁等に関すること。

○資源循環課

指 導 係

- (1) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下同じ。）の発生抑制、再利用及び再生利用（以下「減量化及び再資源化」という。）の推進に係る計画並びに分別収集計画の策定に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理計画の進捗管理及びその調整に関すること。
- (3) 減量化及び再資源化並びに適正処理に係る調整に関すること。
- (4) 資源循環推進審議会に関すること。
- (5) 事業系一般廃棄物の減量化及び再資源化の推進に関すること。
- (6) 一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥の収集運搬業を除く。）の許可の更新に関すること。
- (7) 一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥の収集運搬業を除く。）の許可業者の指導監督に関すること。
- (8) 課の庶務に関すること。

減量推進係

- (1) 家庭系一般廃棄物の減量化及び再資源化の推進（処理施設での資源化を除く。以下同じ。）に関すること。
- (2) 廃棄物の減量化及び再資源化の普及啓発に関すること。
- (3) ごみ減量推進員に関すること。
- (4) リサイクルプラザの管理運営に関すること。

○収集事業課

庶 務 係

- (1) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下第3号までにおいて同じ）の収集及び運搬並びに適正排出に係る企画及び調査に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理に係る統計に関すること。
- (3) 一般廃棄物の収集及び運搬の委託契約に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

定期収集係

- (1) 一般廃棄物の収集及び運搬（戸別収集係の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) し尿を除く一般廃棄物収集運搬委託業者の指導監督（戸別収集係の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 一般廃棄物の分別及び排出の指導並びに市民意識の啓発に関すること。
- (4) 車両及び器具機材の管理に関すること。

戸別収集係

- (1) 粗大ごみ戸別収集の受付並びに収集及び運搬に関すること。
- (2) 犬、ねこ等小動物の死体処理に関すること。

II. 環境部の機構と予算等

- (3) 屋外一斉清掃に伴う土砂等の収集運搬に関すること。
- (4) 一般廃棄物収集運搬委託業者の指導監督（定期収集係の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (5) 不法投棄の監視及び不法投棄に係る廃棄物処理に関すること。
- (6) ねずみ、衛生害虫等の相談に関すること。
- (7) 防疫器具機材及び薬剤の管理に関すること。

○明石クリーンセンター

庶務係

- (1) 廃棄物（し尿を除く。以下第4号までにおいて同じ。）の搬入及び処分に関すること。
- (2) 廃棄物の処分費用に関すること。
- (3) 入札及び契約事務に関すること。
- (4) 資源化物の処分に関すること。
- (5) センターの庶務に関すること。

施設係

- (1) 廃棄物処分の企画、調査及び統計に関すること。
- (2) 焼却施設（発電設備を含む。）、破碎・選別施設及び最終処分場（以下「施設」という。）の運転及び保全に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 施設の整備計画及び保全計画に関すること。
- (4) 施設整備に係る設計及び施工に関すること。
- (5) センターの事務改善に関すること。
- (6) 施設及び設備の保全に関すること。
- (7) 施設の業務管理受託者の指導監督に関すること。

浄化係

- (1) 浄化槽に関すること。
- (2) 一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥に限る。）及び浄化槽清掃業の許可の更新に関すること。
- (3) し尿の収集に関すること。
- (4) し尿及び浄化槽汚泥の処分費用に関すること。
- (5) 旧魚住清掃工場の管理に関すること。

(3) 人員配置

環境部における各課（かい）の人員配置は次表のとおりです。

平成24年4月1日現在

環境部職員配置表

職名 課(かい)係名	部長	次長	課長	所長	担当課長	係長	担当係長	専門員	主任	事務職員	事務員補	技術職員	作業長	自動車運転手	作業員	再任用職員	小計	再雇用嘱託	臨時嘱託	非常勤嘱託	任期付職員	臨時事務員	パート事務補助員	合計	
	環境総務課	1		1			1			1	3							7				3			
環境保全課						1				2		1					4				1				
		1	(1)			1			2						1		5	(1)			2				10 (1)
資源循環課						1			1								4				1				19
						1	1		2					2	2	2	10				1	1	3		
収集事業課		1	1			1	(1)		1	1							5	(1)				1			76 (1)
						1			1	2			3	41	11		59								
						1				2		1	5	1	1		10				1				
明石クリーンセンター				1		1				1	1		1	3	4	1	15	1		1	2	1			30
						1			1								6								
						1				1							3				1				
計	1	2	3	1	1	11	7	0	10	13	1	3	5	51	19	3	131	1	0	1	12	2	3	150 (2)	

() は兼務

II. 環境部の機構と予算等

(4) 環境部各課（かい）施設配置



図番号	課（かい）の名称	所在地	〒	電話番号	最寄駅
①	環境総務課	明石市大久保町松陰 1131	674 -0053	(078)918-5029	JR 大久保駅北 4 km
	環境保全課	〃	674 -0053	(078)918-5030	〃
	資源循環課	〃	674 -0053	(078)918-5794	〃
②	収集事業課	〃 大久保町松陰 1138	674 -0053	(078)918-5780	〃
①	明石クリーンセンター	〃 大久保町松陰 1131	674 -0053	(078)918-5790	〃

2. 予算及び決算

(1) 環境部の予算等

平成23年度決算状況

歳入

(単位;千円)

款	項	目	決算額	説明	
使用料及び手数料	手数料	衛生手数料	293,181	動物死体処理手数料	1,954
				し尿汲取手数料	10,351
				浄化槽汚泥投入手数料	2,489
				清掃業者許可申請手数料	540
				ごみ処理手数料	256,004
				粗大ごみ収集手数料	21,843
県支出金	県補助金	衛生費 県補助金	1,561	環境行政費市町交付金	1,561
		商工費 県補助金	3,782	※緊急雇用就業機会創出基金事業補助金 (緊急経済対策室管轄分)	3,782
	委託金	衛生費 委託金	322	環境衛生改善指導県移譲事務交付金	43
				大気汚染常時監視網管理運営事務委託金	30
				一般廃棄物対策県移譲事務交付金	249
財産収入	財産運用収入	基金運用収入	111	明石市グリーンニューテール基金積立金利子収入	111
繰入金	基金繰入金	明石市グリーンニューテール 基金繰入金	56,445	明石市グリーンニューテール基金繰入金	56,445
諸収入	雑入	雑入	375,604	余剰電力売却収入	235,963
				金属類売却収入	81,009
				広告料収入	1,023
				紙類・布類分別収集業務収益金	42,999
				廃食用油回収分売却収益金	28
				再生利用家具有償化に伴う収入	106
				行政財産使用料他	14,476
市債	市債	衛生債	242,700	清掃車両購入事業債	9,100
				ごみ処理施設整備事業債	233,600
一般財源			1,051,090		
※東日本大震災支援活動関係 一般財源			9,686	東北地方太平洋沖地震被災地支援事業	9,686
合計			2,034,482		

II. 環境部の機構と予算等

歳出

(単位：千円)

款 項	目	決算額	財 源 内 訳				説 明
			国県支出金	市 債	その他	一 般	
総務費 総務管理費	一般 管理費	9,686	0	0	0	9,686	東北地方太平洋沖地震被災地支援事業 9,686
衛生費 保健衛生 費	環境 衛生費	152,934	43	0	534	95,912	保健衛生推進協議会運営事業 1,096 環境対策一般事務事業 5,494 地球環境対策推進事業 24,034 環境美化推進事業 6,875 再生資源集団回収助成事業 38,541 ごみ減量化推進事業 11,102 一般廃棄物処理計画進捗管理事業 3,510 環境保全啓発事業 1,228 食用油リサイクル事業 4,498 明石市グリーンニューデール基金積立金 111 ※明石市グリーンニューデール基金繰入金 56,445 ※道路管理課へ充当
		50,397	1,591	0	0	48,806	大気保全・悪臭対策事業 34,799 水質保全対策事業 15,188 騒音・振動対策事業 410
衛生費 清掃費	清 掃 総務費	33,223	4,031	0	1,899	27,293	収集事業課総務関係経費 18,826 明石カーンセンター総務関係経費 10,615 不法投棄防止巡回点検監視(緊急雇用)事業 3,782
	ごみ 処理費	1,683,880	0	242,700	652,421	788,759	ごみ収集運搬事業 41,531 ごみ収集運搬委託事業 332,880 ごみ収集車両購入事業 9,681 粗大ごみ収集運搬事業 23,170 分別収集細分化事業 1,769 廃棄物処理事業 90,839 焼却施設運営事業 888,552 廃棄物広域処理事業 37,671 破碎選別施設運営事業 257,787
		し 尿 処理費	104,362	0	0	14,502	89,860
計		2,034,482	5,665	242,700	725,801	1,060,316	

平成24年度当初予算

歳入

(単位；千円)

款	項	目	予算額	説明
使用料及び 手数料	手数料	衛生手数料	303,620	動物死体処理手数料 3,600
				清掃業者許可申請手数料 20
				し尿汲取手数料 23,000
				浄化槽汚泥投入手数料 5,600
				ごみ処理手数料 250,000
				粗大ごみ収集手数料 21,400
				県支出金
委託金	衛生費 委託金	758	ねこの引き取り事務委託金 2	
			大気汚染常時監視網管理運営事務委託金 30 一般廃棄物対策県移譲事務交付金 726	
諸収入	雑入	雑入	352,672	余剰電力売却収入 255,000
				金属類売却収入 73,000
				広告料収入 1,023
				行政財産使用料他 549
				紙類・布類分別収集業務収益金 23,000
				リサイクル家具有償化に伴う収入 100
				市債
ごみ処理施設整備事業債 300,000				
合		計	972,747	

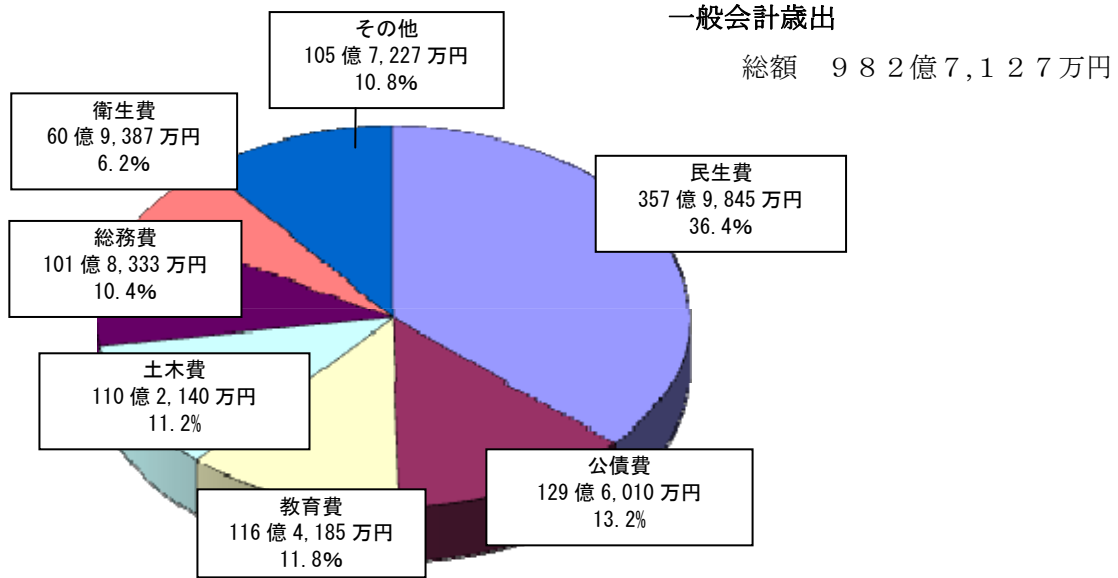
II. 環境部の機構と予算等

歳 出

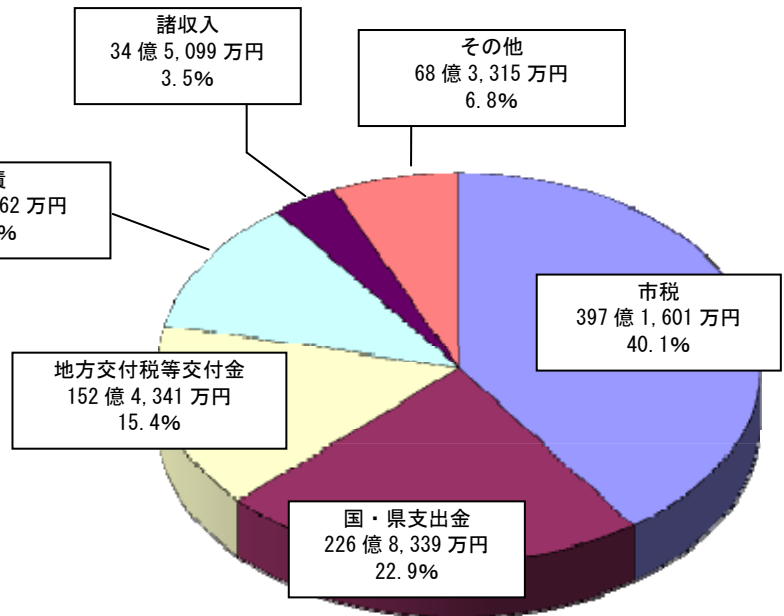
(単位;千円)

款 項	目	予算額	財 源 内 訳				説 明	
			国 県 支出金	市 債	その他	一 般		
衛生費 保健衛生費	環 境 衛生費	96,010	0	0	23,150	72,860	保健衛生推進協議会運営事業	1,153
							環境対策一般事務事業	3,862
							環境美化推進事業	9,545
							再資源化推進事業	42,802
							ごみ減量化推進事業	9,160
							環境保全啓発事業	2,025
							食用油リサイクル事業	5,618
							地球環境対策推進事業	21,196
							一般廃棄物処理計画進捗管理事業	649
							公 害 対策費	45,814
水質保全対策事業	15,385							
騒音・振動対策事業	3,691							
衛生費 清掃費	清 掃 総務費	35,139	726	0	1,542	32,871	収集事業課総務関係経費	20,788
							明石川センター総務関係経費	14,351
	ご み 処理費	1,825,929	2	314,000	603,000	908,927	ごみ収集運搬事業	45,000
							ごみ収集運搬委託事業	347,843
							ごみ収集車両購入事業	14,077
							粗大ごみ収集運搬事業	25,321
							廃棄物処理事業	104,207
							焼却施設運営事業	982,415
							廃棄物広域処理事業	49,806
							破碎選別施設運営事業	257,260
し 尿 処理費	97,987	0	0	28,600	69,387	し尿収集処理事業	91,471	
						魚住清掃工場管理運営事業	1,016	
						魚住清掃工場施設安全対策事業	5,500	
合 計		2,100,879	2,455	314,000	656,292	1,128,132		

(2) 平成 23 年度一般会計決算

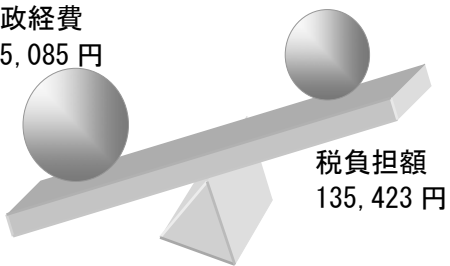


一般会計歳入
総額 991億4,257万円



市民 1 人当たりの税負担額と
市民 1 人当たりの行政経費の状況
(一般会計経費から)

行政経費
335,085 円



税負担額
135,423 円

※構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入

Ⅱ. 環境部の機構と予算等

皿 画 等



オニバス（大久保町江井島 皿池）

Ⅲ 計 画 等

1. 概 要

明石市の自然を保全し回復させ、生活環境を守り育てるとともに、地球環境への影響を最小限に抑えることを目的として、平成12(2000)年2月に「明石市環境基本計画」を策定しました。

その後の社会情勢や環境を取り巻く状況の変化などに対応するため、計画の見直しを行い、平成19(2007)年3月に「明石市環境基本計画(改定版)」を発行しました。

また、平成24(2012)年1月には、地球温暖化対策、自然環境の保全、一般廃棄物処理の各個別計画の上位計画として本計画を位置づけ、「第2次明石市環境基本計画」を策定しました。

地球温暖化対策の推進に関しては、明石市のすべての事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減を目指した「明石市地球温暖化対策実行計画」を平成13(2001)年3月に策定し、平成19(2007)年3月には目標値の設定や計画期間などを修正したものに改定しました。更に平成23(2011)年3月には、市の事務事業だけでなく、市民・事業者も含めた市内全域から発生する温室効果ガスを削減することを定めた「ストップ温暖化!低炭素社会のまちあかしプラン」を策定しました。

自然環境の保全に関しては、平成23(2011)年3月に生物多様性基本法に規定する「つながり生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略」を策定し、市内の自然環境の保全と回復についての方針を定めました。

また、循環型社会の構築を図るための計画として、平成15(2003)年2月に「明石市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの発生抑制から最終処分に至るまでの各施策を実施してきました。

しかし、ごみについては、地球温暖化の急激な進展等地球規模の環境問題に加え、平成19(2007)年度に供用を開始した第3次最終処分場以降は市内で最終処分場の用地取得が極めて困難になるであろう状況、生活排水については、下水道整備の進展によりし尿及び浄化槽汚泥の発生量が減少傾向にある状況が、経年とともに顕著になってきました。

そこで、平成24(2012)年3月の計画改定の際、名称を「みんなで作る循環型のまち・あかしプラン」とすることで、循環型社会の構築を一層推進することとしました。

これらの環境関連の計画の実効性を高めていくためには、三者(市民、事業者、行政)のパートナーシップによる取り組みを展開していく必要があります。

そこで、三者協働の取り組みを推進していくために、パートナーシップ組織「エコウイングあかし」が平成19(2007)年10月に発足し、活動を続けています。

なお、上記の「第2次明石市環境基本計画」、「ストップ温暖化!低炭素社会のまちあかしプラン」、「つながり生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略」、「みんなで作る循環型のまち・あかしプラン(明石市一般廃棄物処理基本計画)」については、環境総務課のホームページ「ECOIST」からPDFファイルをダウンロードすることができます。(その他環境基本条例等もダウンロードできます。)

2. 明石市環境基本計画

1 明石市環境基本計画について

本市では、平成 12(2000)年 2 月に、明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例第 7 条に基づき、明石市環境基本計画を策定しました。本計画は、本市における環境全般に関わる取り組みの基本となる考え方、めざす環境像、取り組みの内容を示すとともに、市民、事業者、行政それぞれの役割を明らかにし、長期総合計画とも連携して本市の望ましい環境像の実現をめざすマスタープランです。

平成 24(2012)年 1 月には、①環境関連の個別計画の上位計画としての位置づけ、②本市の目指す環境像の実現に向けた方向性と考え方の整理、③国や県の方針などとの整合、④協働体制の充実、⑤行動例の記載、⑥市民意見の反映を見直しのポイントとして、市民、事業者、行政の三者協働により見直し原案を検討し、明石市環境審議会での審議・答申を受けて、「第 2 次明石市環境基本計画」を策定しました。

2 環境基本計画に基づく施策の実施状況

環境基本計画に基づく施策の実施状況については、「明石市環境レポート」（印刷物、Web 版：環境総務課ホームページの PDF ファイル）として、計画の取り組み内容や進捗状況などを公表しています。

3. 環境マネジメントシステムの取り組み

明石市では、平成 13(2001)年 3 月に環境マネジメントシステムの国際規格である ISO 14001 を認証取得し、エコオフィス活動や環境に有益な事務事業等の継続的改善に取り組んできました。

認証取得後の取り組み実績を検証し、職員にも意識が浸透していることや ISO 14001 のノウハウが十分得られたことなどから、市の実情に応じたシステムを構築していくため、平成 19(2007)年 3 月に外部審査登録機関による更新審査を受けずに、規格との適合性を自ら判断して宣言する「自己宣言」の方式へと移行しています。

なお、環境マネジメントシステムの客観性を担保するために、明石市のほか、姫路市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市の 7 市で「環境マネジメントシステムに係る自治体間相互監査に関する覚書き」を締結し、職員をそれぞれの市に派遣する相互内部環境監査を実施しています。

4. ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン

平成 20(2008)年 6 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、市域全体での温室効果ガス削減等に関する計画の策定が義務づけられました。このことを受けて、平成 23(2011)年 3 月に、市民・事業者も含めた市内全域から発生する温室効果ガスを削減することを定めた「ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン」を策定しました。

「ストップ温暖化 低炭素社会のまちあかし」を実現するため、地球温暖化対策推進施策として 4 つの戦略（市の率先行動、市民・事業者への活動支援、都市・交通システムの低炭素化、循

環型社会の形成)を定め、それぞれの戦略に基づく施策を推進することにより、市内から排出される温室効果ガスを、基準年度(平成2(1990)年度)比で、短期目標年次(2012年度)に17.5%、中期目標年次(2020年度)に25%、長期目標年次(2050年度)に80%削減することを目指すことを目標としています。

5. つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略

生物多様性基本法第13条に規定する、市内における生物多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画として、平成23(2011)年3月に「つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略」を策定しました。

この戦略では、明石市の目標とする将来像である、「いろいろな生きものが生息・生育するまち“あかし”」を実現させるための基本方針、行動計画を定めており、明石市の代表的な自然である「水でつながるまとまりのある自然(里山林・ため池・河川・海)」を拠点と位置付けています。それらの拠点とその他の地域(市街地・田畑等)との間に、「水と緑でつなぐ命のネットワークづくり」を進め、生物多様性のつながりを構築していくこととしています。

また、戦略の推進には、市民、事業者、市民団体、行政など、多くの主体の協力が必要であり、連携体制を整備し、協働で戦略に取り組むことにより、「自然と人が共生するまち“あかし”」を目指します。



詳しくは、末尾「Ⅷ 資料」をご覧ください。

6. みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン(明石市一般廃棄物処理基本計画)

明石市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づく一般廃棄物処理計画として、「みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン(明石市一般廃棄物処理基本計画)」と「明石市一般廃棄物処理実施計画」を策定しています。

最新の計画は平成24(2012)年3月に改定されたもので、その際、名称を「みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン」とすることで、循環型社会の構築を一層推進することとしました。

ごみ編では、「環境負荷が小さく持続可能なまち・あかし」を構築するため、最終目標年度を平成32(2020)年度とし、『市ごみ処理量』、『家庭系燃やせるごみの1人1日あたり排出量』、『事業

Ⅲ. 計 画 等

系市ごみ処理量』、『最終処分量』、『リサイクル率』の指標を持ち、推進していくことにしています。計画の概要については、末尾「Ⅷ資料」をご覧ください。

減量化目標値の設定

	平成 22 年度 (基 準)	平成 32 年度 (目 標)
『目標 1』ごみ処理量の削減 (指 数)	—	—
市ごみ処理量	101,161 t (100)	84,000 t (83)
家庭系燃やせるごみの 1 人 1 日あたり排出量	525g/人日 (100)	440g/人日 (84)
事業系市ごみ処理量	37,438 t (100)	33,000 t (88)
『目標 2』最終処分量の削減 (指 数)	16,580 t (100)	13,600 t (82)
『目標 3』リサイクル率の向上	13.7%	15.7%

ごみの減量化の達成状況

区 分	平成 23 年度	
	重量	指数
市ごみ処理量 ※1	100,414t	(99)
家庭系燃やせるごみの 1 人 1 日あたり排出量	530g/人日	(101)
事業系市ごみ処理量 ※1	36,072t	(96)
最終処分量 ※2	15,909t	(96)
リサイクル率	13.5%	

※1 市ごみ処理量と事業系市ごみ処理量は、明石クリーンセンターで処理される一般廃棄物の量で、産業廃棄物は含まれていない。

※2 最終処分量は、市最終処分場処分量と大阪湾フェニックス処分場処分量の合計。

7. 平成 24 年度明石市一般廃棄物処理実施計画（H24. 4. 1 現在）

1 計画の基本方針

平成 24 年 3 月に、実施計画の基本となる『みんなで作る循環型のまち・あかしプラン（明石市一般廃棄物処理基本計画）』が改定され、基本理念『環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし』の実現に向けて取り組むべき施策の基本方向が示された。

本年度は、ごみについては、雑がみを含めた紙類・布類の分別収集の更なる徹底を図るとともに、事業系ごみの減量化・再資源化を推進する。また、減量化や再資源化を促進するために、教育委員会や学校と連携し、環境学習の推進を行うとともに、ごみ減量推進員・協力員や市民の活動の支援を行うなどパートナーシップの仕組みづくりに取り組む。

さらに、第 3 次最終処分場については、安定的利用と延命化を図る。

一方、し尿及び生活雑排水についても適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

<ごみ及び資源物編>

2 ごみ及び資源物の排出計画

(1) ごみの排出計画

区 分	ご み の 種 類		収集（排出）量（t）
家 庭 系	直 営	燃やせるごみ	32,500
		燃やせないごみ	1,530
		資源ごみ（缶・びん・ペットボトル）	1,740
		粗大ごみ	620
		小 計	36,390
	委 託	燃やせるごみ	22,100
		燃やせないごみ	1,130
		資源ごみ（缶・びん・ペットボトル）	1,230
		小 計	24,460
	一 斉 清 掃	燃やせるごみ	420
		燃やせないごみ	390
		小 計	810

Ⅲ. 計 画 等

	直接搬入	燃やせるごみ	60	
		燃やせないごみ	790	
		小計	850	
	資源ごみ（集団回収びん）		90	
	計		62,600	
事業系	許可	燃やせるごみ	28,300	
		燃やせないごみ	740	
		小計	29,040	
	直接搬入	燃やせるごみ	4,400	
		燃やせないごみ	930	
		小計	5,330	
	計		34,370	
	産業廃棄物	直接搬入	燃やせるごみ	840
			燃やせないごみ	50
計			890	
合計		97,860		
小動物の死体		2,600体		

(2) 資源物の排出計画

紙類・布類（新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、古布の5品目）の年間収集（排出）量は、3,600tとする。

(3) 廃食用油の回収事業

学校給食等から生じる廃食用油の年間収集（排出）量は31t（拠点回収分の7.5tを含む。）とする。

3 ごみの処理主体

(1) 収集運搬

ア 家庭系ごみ

- (ア) 燃やせるごみ 直営及び委託とする。
燃やせないごみ 委託業者は、阪神連合清掃(株)、(有)毎日清掃、
資源ごみ(缶・びん・ペットボトル) (有)東播清掃とする。
- (イ) 紙類・布類(資源物) 委託とする。
委託業者は、(有)アルミック徳原、上野紙料(株)、
(株)シンノウ紙源とする。
- (ウ) 粗大ごみ 直営とする。戸別有料収集とする。(家電リサイクル法対象品目等除く。)
- (エ) 一時多量ごみ 排出者(直接搬入)又は許可業者とする。
- イ 事業系ごみ 排出者(直接搬入)又は許可業者とする。
許可業者は、(有)明石清掃、魚住産業(株)、金澤産業(株)、木村工業(株)、
三和美研(有)、杉野興業、(有)住野商店、(有)西神清掃、田路興産(有)、
(有)明進清掃、(有)明宝商会、(有)明和興業及び(株)猪名川動物霊園(感
染性のない実験動物の死体及び糞並びにマットに限る。)の13業
者とする。明石クリーンセンターに直接搬入する業者は、市内に
事業所を有することとする。
- ウ 小動物の死体 委託とする。委託業者は三和美研(有)とする。
- (2) 中間処理 ごみの焼却及び破碎選別の中間処理は、それぞれごみ焼却施設及び
破碎選別施設において委託により実施する。委託業者は、住重環境エ
ンジニアリング(株)、川崎重工業(株)とする。
小動物の死体については、委託により実施する。委託業者は(株)猪名
川動物霊園とする。
- (3) 最終処分 不燃物の一部、破碎選別後の残さ及び焼却灰の処分は、本市最終処
分場において委託により実施する。委託業者はシバタ工業(株)とする。
なお、一部の焼却灰の処分は、大阪湾広域臨海環境整備センター神
戸沖埋立処分場(フェニックス計画)において委託により実施する。
委託業者は大阪湾広域臨海環境整備センターとする。
- (4) 搬入検査 ごみの適正処理の観点から、中間処理、最終処分場に搬入されるご
みについて展開検査をするなど、直営及び委託により、搬入検査を実
施する。委託業者は(社)明石市シルバー人材センターとする。

4 ごみ処理実施計画

(1) 排出抑制・再資源化計画

- ア 分別排出の徹底 「ごみ分別カレンダー」や「ごみハンドブック」による分別排出の周知を行う。さらに、出前講座、分別スクール、施設見学等において、ごみの出し方のマナーを指導するとともに、資源ごみ（缶、びん、ペットボトル）及び紙類・布類の分別排出の徹底を図る。
- イ 紙類・布類の資源化 紙類・布類の分別収集量拡大のため、より一層、分別の徹底を啓発していく。特に、雑がみについて分別排出への周知を強化する。
収集予定量 3, 6 0 0 t
- ウ 集団回収の推進 各地域の子ども会、自治会等が実施する集団回収活動を積極的に支援する。
- (ア) 助成金交付 回収した資源物 1 kgにつき 4 円を活動団体へ助成する。
回収予定量 9, 5 0 0 t
- (イ) 協力金交付 回収した古紙 1 kgにつき、2 円以内を回収業者へ交付する。
回収予定量 9, 0 0 0 t
- (ウ) 活動用具交付 集団回収に必要な活動用具（消耗品等）を活動団体へ交付する。
- (エ) びん・缶回収助成 カレットびん・スチール缶の回収業者に 1 kgにつき 1 2 円以内の助成を行う。
回収予定量 カレットびん 1 0 0 t スチール缶 3 0 t
- エ ごみ減量推進員制度 ごみ減量推進員及びごみ減量推進協力員と協働し、ごみの減量化・資源化の促進などについて、地域との連携を保ちつつ推進する。
- オ 広報・啓発活動 学習副読本、3 Rガイドブック、事業所ごみ減量マニュアル、資料等の作成や配布、講座やイベント等の開催を行う。また、広報紙やホームページ、施設見学等を通じ、本市のごみ処理の現状について、詳細な情報提供やPRを行うことで、市民の3 R行動の推進を図る。
また、生ごみの減量化・堆肥化として、市民に段ボールコンポストや生ごみ水切りの普及啓発事業を展開することにより、生ごみの減量化を推進する。
さらに学校や自治会などを通じて、子どもや市民に対して分かりやすくごみ分別マナー向上を呼びかける取り組みとして、音楽と映像による「ごみ分別マナーUPキャンペーン」を実施する。
- カ バイオディーゼル燃料化 一般家庭等から排出される廃食用油の回収事業を継続する。ま

た、回収した廃食用油は有価で売却後、BDF化され、廃食用油回収車及びごみ収集車の燃料として購入、活用することで資源循環を図り、地球温暖化対策を推進する。

キ パソコンの再資源化 パソコンリサイクル制度を市民に周知することで再資源化を促進する。そのため、家庭で不要になったパソコンについては、市での収集及び明石クリーンセンターへの直接搬入は行わない。

ク 事業所ごみ減量 大規模事業所（延床面積1,000㎡超の小売店舗、あるいは3,000㎡以上の事業用建築物所有者、並びに事業系一般廃棄物の多量排出事業者）に対して、一般廃棄物管理責任者の選任、廃棄物減量計画書の提出、記載内容の確認・助言等の指導業務を行い、減量化・適正排出の徹底を図る。

(2) 適正排出計画

ア 在宅医療廃棄物 在宅医療の普及に伴い、家庭から排出される感染性廃棄物については、医療機関等と連携し、適正処理を推進する。

イ 不適正排出 爆発、火災、針刺し事故等を防ぎ、安全に処理するため、市民や事業者に対する分別の徹底を図る。

ウ 不法投棄への対応強化 従来のパトロール活動に加え、新たに市内の郵便事業(株)各支店と「廃棄物の不法投棄対策に関する協定」を締結することにより、早期発見と未然防止策を推進する。また、転入者に対してはごみカレンダーやごみハンドブックを配布し、適正処理について市民周知を図る。

エ ごみステーション（置場）の訂正配置 宅地や共同住宅の開発にあたり、開発事業者に対し、条例による事前協議を徹底し、ごみステーション（置場）の適正配置に努める。

オ 開発協議と事業所指導 事業所などの開発における事前協議の際、ごみの資源化と適正処理を進めるため、条例により廃棄物の排出場所の確保等必要な措置を講じるよう指導する。

(3) 収集運搬計画

ア 収集人口 293,500人
 イ 収集区域 市内全域
 (ア) 直営収集区域 委託収集以外の区域

Ⅲ. 計 画 等

(イ) 委託収集区域

a 区域 阪神連合清掃(株)

町	名
松が丘1～5丁目、大蔵谷字狩口、荷山町、太寺1～4丁目、太寺大野町、太寺天王町、大蔵町、大蔵中町、大蔵本町、大蔵八幡町、大蔵天神町、上ノ丸1～3丁目、山下町、天文町1～2丁目、人丸町、東人丸町(一部)、東仲ノ町、桜町、大明石町1～2丁目(JR以南)、樽屋町、材木町、港町、日富美町、岬町、大観町、相生町1～2丁目、鍛冶屋町、中崎1～2丁目、本町1～2丁目	

b 区域 (有)毎日清掃

町	名
松が丘5丁目(一部)、大蔵谷字(狩口を除く)、大蔵谷奥、松が丘北町、朝霧台、朝霧山手町、朝霧北町、東山町、朝霧町1～3丁目、北朝霧丘1～2丁目、東朝霧丘、中朝霧丘、西朝霧丘、東野町、東人丸町(一部)、鷹匠町、茶園場町、大明石町1～2丁目(JR以北)、船上町(一部)、和坂1～3丁目、西明石町1～5丁目、新明町、林崎町1～3丁目、南貴崎町、林1～3丁目、松江(一部)、和坂(アメリコート)、旭が丘、西明石東町、野々上1～3丁目	

c 区域 (有)東播清掃

町	名
大道町1～2丁目、和坂、松の内1～2丁目、花園町、鳥羽(一部)、沢野1～2丁目、明南町1～3丁目、小久保1～6丁目、小久保、西明石北町1～3丁目、北王子町、王子1～2丁目、西新町1～3丁目、硯町1～3丁目、田町1～2丁目、船上町、立石1～2丁目、和坂稲荷町、宮の上、南王子町、野々上3丁目(一部)、藤江(一部)、大久保町森田(一部)、大久保町松陰(一部)、大久保町大久保町(一部)	

d 区域

その他、市が臨時に指示する区域

(ウ) 許可収集区域

市内全域

ウ 収集方法等

収 集 区 分	回 数	収 集 方 法
燃やせるごみ	週 2 回	ステーション方式
燃やせないごみ	月 2 回	ステーション方式
資源ごみ(缶、びん、ペットボトル)	月 2～3回	ステーション方式
要援護者ごみ戸別収集(ふれあい収集)	週 1～2回	戸別収集
粗大ごみ	随 時 (日曜日を除く)	戸別収集
紙類・布類(新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、布類)	月 1 回	ステーション方式

廃食用油		月 1 回～無人回収	拠点回収
小動物の死体		随 時 (日曜日を除く)	戸別収集
事業系ごみ	燃やせるごみ	随 時	排出者（直接搬入）又は許可業者
	燃やせないごみ		
	資源ごみ (缶、びん、ペットボトル)		

(ア) 収集方法 (家庭系ごみ) ステーション方式 (ごみ置場) による収集とする (要援護者ごみ戸別収集、粗大ごみ及び小動物の死体を除く)。なお、新たに、ステーション (ごみ置場) を設置する場合、明石市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づくものとする。

(イ) 排出方法 家庭からごみを出すときは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみに分けて、中の見える無色またはブルー系で標準サイズ (45リットル入り) のポリ袋に入れること。また、住んでいる地域によって決められた収集日当日の朝、午前8時までにステーション (ごみ置場) に出すこと (ただし、燃やせるごみ用のごみ集積施設として、ドラム式ごみ貯留施設を使用している場合を除く)。

(ウ) 要援護者ごみ戸別収集 (ふれあい収集) ごみ出しが困難なひとり暮らしの高齢者や障害者で、「要援護者ごみ戸別収集実施要綱」に基づき申請し対象者となった者については、戸別収集とする。

(エ) 粗大ごみ 標準サイズ (45リットル入り) のポリ袋に入らない大きさ、又は、ごみの重さが5キログラム以上のものをいう。収集には、粗大ごみ受付センターへの事前申し込みが必要。

(オ) 紙類・布類 新聞紙 (折り込みチラシを含む。)、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パックは、種類ごとにひもでしばって、布類は、ポリ袋に入れて、地域によって決められた収集日当日の朝、午前8時までに、普段、燃やせないごみ、資源ごみを出しているステーション (ごみ置場) に分けて出すこと。

(カ) 廃食用油 油はよく冷ましてから、ペットボトル等に入れて、回収場所によって決められた日時に持参する。なお、燃やせるごみとして出

Ⅲ. 計 画 等

すときは、廃油処理剤で固めるか、または紙や布にしみこませてから出すこと。

エ 粗大ごみの受付方法 粗大ごみ受付センターにおいて、電話による戸別の申し込みを受付け、収集日と収集場所を調整する。

(ア)粗大ごみ受付センター 委託により運営する。委託業者は(株)さくらケーシーエスとする。
受付日時は、年末年始を除き毎週月曜日から金曜日、午前9時から午後7時とし、1回の収集につき受け付けできる点数は5点までとする。

(イ)粗大ごみ処理券 粗大ごみ処理券の取扱いについては、収集事業課（旧環境第2課）、各市民センター（大久保・魚住・二見）、各サービスコーナー（明舞、明石駅、西明石、江井島、高丘）ほか別に告示する粗大ごみ処理券取扱店にて行うものとする。

オ 排出してはならないごみ 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条第1項第9号の規定に基づき、排出してはならないごみについては、下記のとおり例示する。

- ・引っ越し、庭木の剪定等により臨時的又は一時的に多量に排出するものとして収集を困難にするもの
- ・消火器
- ・金庫（耐火性を有するものに限る。）
- ・バイク
- ・ホイール、バンパー、シート（自動車用に限る。）
- ・自動車等のタイヤ、バッテリー
- ・ピアノ
- ・農機具、漁具
- ・仏壇、仏具
- ・一定規模以上のダンベル（金属製のもの）、洗面台

(4) 中間処理計画

ア 燃やせるごみ 下記の焼却施設により焼却処分する。

[焼却施設の概要]

施設名 明石クリーンセンター焼却施設

所在地 明石市大久保町松陰1131

型式 全連続燃焼式焼却炉

焼却能力 480t/24h（160t×3系列）

イ 燃やせないごみ 下記の破碎選別施設により破碎し、可燃物、不燃物、資粗大ごみ源化物に選別する。

〔破碎選別施設の概要〕

施設名	明石クリーンセンター破碎選別施設
所在地	明石市大久保町松陰 1 1 3 1
処理方法	横型 2 軸せん断式破碎及び衝撃せん断併用 回転式破碎
処理能力	破碎系統 6 0 t / 5 h 資源化系統 3 2 t / 5 h

ウ 資源ごみ 上記の破碎選別施設により資源化物ごとに選別し、再生処理業者に委託し資源化する。委託業者は、(缶) 上半期:(有)アルミック徳原 下半期:事業者未定、(びん) エビスガラス(株)、(ペットボトル) 根来産業(株)とする。

エ 小動物の死体 委託で焼却処分する。委託業者は(株)猪名川動物霊園とする。

オ 一般廃棄物の受入基準 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 8 条の 2 第 3 項により市長が定める受入基準等については下記のとおりとする。

- ・燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ、埋立ごみの 4 つに分別をすること。
- ・明石市内で発生したごみであること。
- ・搬入に用いる車両は、明石クリーンセンターに支障を与えない範囲のものであること。
- ・搬入は、ごみ排出者本人または一般廃棄物収集運搬許可業者に限ること。
- ・その他、明石クリーンセンターの能力では処理が困難と認められるもの等については必要な指示を行う。

(5) 最終処分計画

不燃物の一部及び、中間処理施設から出る残さを下記の最終処分場において埋立処分する。
なお、焼却残さの一部は、大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖処分場へ搬出する。

〔施設の概要〕

施設名	明石市一般廃棄物最終処分場 (第 3 次最終処分場)
所在地	明石市大久保町松陰地内 (明石クリーンセンター内)

Ⅲ. 計 画 等

埋立面積	59,000m ²
全体容量	420,000m ³
残存容量	391,914m ³ (平成23年度当初)

(6) 中間処理・最終処分量 (ごみピット内前年度分、産業廃棄物受入分を含む。)

ア 区分別処理量

処 理 区 分	処 理 量 (t)		
焼 却	94,390※		
埋 立	1,010		
資 源 化	び ん	840	2,460
	缶	550	
	ペットボトル	390	
	そ の 他	680	
合 計	97,860		

※焼却鉄380tを包含する。

イ 埋立の内訳及び量

区 分	量 (t)	容 量 (m ³)
直 接 埋 立	970	9,340
破 砕 選 別 残 さ	40	
焼 却 残 さ	7,730	
合 計	8,740	9,340

<し尿及び浄化槽汚泥編>

5 し尿及び浄化槽汚泥等の排出計画

区 分	収集 (排出) 量 (kℓ)
し 尿	2,900
浄 化 槽 汚 泥	3,800
合 計	6,700

6 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理計画

生活排水処理基本計画に基づき、公共下水道の整備を基盤とした生活排水処理対策を推進するが、下水道の未水洗のところは、し尿収集と浄化槽により処理する。

(2) し尿・汚泥処理計画

ア し尿収集運搬計画

- (ア) し尿収集予定量 2,900kℓ
- (イ) 収集区域 市内全域
- (ウ) 収集運搬 一般家庭、事業所及び仮設便所のし尿収集運搬は、委託業者2社による収集運搬を行う。
委託業者別の収集区域は、a、b区域表のとおりとする。
- (エ) 収集日 平日（年末年始を除く）
- (オ) 収集回数等 原則として月1回の定期収集とする。

a 区域：阪神連合清掃(株)

収 集 区 域	町 名
明石川以東の区域（朝霧川以東でＪＲ神戸線以北及び東人丸町の区域を除く。）	松が丘北町の一部、東山町、朝霧北町、朝霧台、朝霧山手町、朝霧町1～2丁目及び3丁目の一部、北朝霧丘1～2丁目、東朝霧丘、中朝霧丘、西朝霧丘、荷山町、東野町、太寺大野町、太寺天王町、太寺1～4丁目、人丸町、山下町、上ノ丸1～3丁目、明石公園、鷹匠町、茶園場町、大蔵八幡町、大蔵町、大蔵中町、大蔵本町、大蔵天神町、天文町1～2丁目、相生町1～2丁目、中崎1～2丁目、鍛冶屋町、桜町、東仲ノ町、大明石町1～2丁目、本町1～2丁目、材木町、樽屋町、日富美町、大観町、港町、岬町、大蔵海岸通1～2丁目
明石川以西の区域（ＪＲ神戸線以北、市道藤江23号線、国道2号線、(都)大久保石ヶ谷線、(都)江井島松陰新田線、市道大久保87号線、市道大久保93号線、西脇皿池及び西脇と緑が丘・山手台との町界に囲まれた区域並びに西明石西町の区域を除く。）	西新町2～3丁目、南王子町、硯町1～3丁目、田町1～2丁目、新明町、船上町、和坂稻荷町、宮の上、立石1～2丁目、貴崎1～5丁目、南貴崎町、林崎町1～3丁目、林1～3丁目、松江、川崎町、西明石南町1～3丁目、別所町、東藤江1～2丁目、藤が丘1～2丁目、藤江の一部、森田の一部、松陰の一部、大久保町の一部、大窪の一部、大久保駅前1～2丁目、山手台1丁目の一部、高丘4丁目、西脇の一部、谷八木、わかば、八木、福田、福田1～3丁目、江井島、西島、ゆりのき通1～3丁目
魚住町の区域	魚住町全域
二見町の区域	二見町全域

※（都）は都市計画道路の略である。

Ⅲ. 計 画 等

b 区域：(有)平野興業

収 集 区 域	町 名
朝霧川以東で J R 神戸線以北の区域	松が丘 1～5 丁目、松が丘北町の一部、大蔵谷（狩口、清水、東山西山）、大蔵谷奥、朝霧町 3 丁目の一部
東人丸町の区域	東人丸町
西明石西町の区域	西明石西町 1～2 丁目
明石川以西、J R 神戸線以北、市道藤江 23 号線、国道 2 号線、(都)大久保石ケ谷線、(都)江井島松陰新田線、市道大久保 87 号線、市道大久保 93 号線、西脇皿池及び西脇と緑が丘・山手台との町界に囲まれた区域	西新町 1 丁目、北王子、王子 1～2 丁目、大道町 1～2 丁目、和坂 1～3 丁目、西明石町 1～5 丁目、和坂（西明石北駅前）花園町、松の内 1～2 丁目、野々上 1～3 丁目、小久保 1～6 丁目、西明石北町 1～3 丁目、鳥羽、西明石東町、旭が丘、明南町 1～3 丁目、沢野 1～2 丁目、小久保、藤江の一部、松陰新田、森田の一部、松陰の一部、大久保町の一部、大窪の一部、高丘 1～3 丁目及び 5～7 丁目、山手台 1 丁目の一部及び 2～4 丁目、西脇の一部、緑が丘

※（都）は都市計画道路の略である。

イ 浄化槽汚泥収集運搬計画

(7) 浄化槽汚泥収集予定量 3,800 kℓ

(イ) 収集区域 市内全域

(ウ) 清掃及び収集運搬 浄化槽汚泥については、浄化槽管理者と許可業者 7 社との個別の契約により、定期的に許可業者が清掃及び収集運搬する。

し尿混じりのビルピット汚泥及びディスポーザー排水処理システムから発生する汚泥についても、浄化槽汚泥と同様に、許可業者が収集運搬する。

許可業者は、(有)関西衛生管理、菊水工業(株)、仁志起興業(株)、ハリマ清掃(有)、(株)阪神水道衛生社、阪神連合清掃(株)、(有)平野興業の 7 業者とする。

(3) 中間処理計画（し尿、浄化槽汚泥）

下記施設において受入後、公共下水道で処理する。

〔施設の概要〕

施設名 二見浄化センター
 所在地 明石市二見町南二見 3
 形 式 貯留沈砂後標準活性汚泥法
 公称能力 50,500 m³/日最大

上記施設で処理後発生する汚泥は脱水した後、二見浄化センターで焼却する。

(4) 最終処分計画

最終処分は、大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処分する。

(5) 処 理 量

区 分	処 理 量 (kℓ)
し 尿	2, 9 0 0
浄 化 槽 汚 泥	3, 8 0 0
合 計	6, 7 0 0

8. 平成 23 年度 廃棄物収集・処理実績

1 ごみ及び資源物

(1) 人 口 293,580 人 (平成 23(2011)年 10 月 1 日現在)

(2) ごみの搬入量

区分	ごみの種類		平成 23 年度 (t)	前年度比 (%)
一 般 家 庭 系	直 営	可燃ごみ	33,908	1.5
		不燃ごみ	1,698	△0.6
		資源ごみ (缶・びん・ペットボトル)	1,677	△4.9
		粗大ごみ	631	4.5
		A 小計	37,914	1.2
	委 託	可燃ごみ	23,092	0.1
		不燃ごみ	1,191	△0.6
		資源ごみ (缶・びん・ペットボトル)	1,214	△2.0
		一斉清掃ごみ (土砂・草など)	839	0.7
		B 小計	26,336	0.7
	C	資源ごみ (集団回収びん)	82	△1.2
	廃 棄 物	可燃ごみ	57,000	1.3
		不燃ごみ	2,889	△0.6
		資源ごみ	2,973	△3.7
粗大ごみ		631	4.5	
一斉清掃ごみ (土砂・草など)		839	0.7	
D=A+B+C 計		64,332	1.0	
業 系	許 可	可燃ごみ	29,611	△2.0
		不燃ごみ	522	△29.6
		E 計	30,133	△2.7
物	直 接 搬 入	可燃ごみ	4,436	△6.7
		不燃ごみ	1,503	△12.3
		F 計	5,939	△8.2
	可燃ごみ	91,047	△0.2	
	不燃ごみ (破碎・埋立)	4,914	△8.2	
	資源ごみ	2,973	△3.7	
	粗大ごみ	631	4.5	
	一斉清掃ごみ (土砂・草など)	839	0.7	
	G=D+E+F 計	100,404	△0.7	
	産 業 廃 棄 物	直 接 搬 入	可燃ごみ	757
不燃ごみ (破碎・埋立)			39	△18.6
H 計			796	△10.2
G+H	合 計		101,200	△0.8

※ プラスチック製容器包装 (モデル事業分) 約 31t は除く。

(3) 資源物の収集量

種 類	新聞	雑誌・雑がみ	段ボール	紙パック	布類	合計
収集量 (t)	1,615	928	431	6	221	3,201

※ 搬入及び処理については、市と契約した古紙問屋が、自社の管理するストックヤードに直接搬入し処理しています。

(4) ごみの処理量

処 理 区 分	処理量 (t)	前年度比 (%)
焼 却 1)	95,625	△2.8
埋 立 2)	1,040	△1.2
資 源 物 3)	2,503	△10.9
合 計	99,168	△3.0

1) 未処理分 2,032 t を除く。

2) 焼却灰埋立 7,870 t を除く。

3) 金属類、びん、ペットボトルを指す。

(5) 最終処分場の埋立状況

搬入量及び埋立容量

区 分	搬入量 (t)	残余容量 (m ³)
直接埋立 (不燃ごみ)	997	460,352 (74,679)
破碎選別残さ (不燃・不適物)	43	
焼却灰 (フェニックス分を除く)	7,870	
合 計	8,910	

※ カッコ内は、第2次最終処分場の値です。

2 し 尿

(1) 収集量

収 集 区 分	収集量 (kl)	前年度比 (%)
し 尿 (委託)	3,250	△2.6
浄 化 槽 汚 泥 等	4,144	△11.6
計	7,394	△7.9

Ⅲ. 計 画 等

(2) 中間処理量（二見浄化センターにて下水と混合処理）

区 分	中間処理量 (kℓ)	前年度比 (%)
し 尿	3,250	△2.6
浄 化 槽 汚 泥 等	4,144	△11.6
計	7,394	△7.9

IV 環境美化・整備



クリーンキャンペーン

IV 環境美化・整備

1. 概要

清潔な生活環境は、健康で文化的な市民生活を営む上においての基本条件のひとつです。

しかし、近年における都市化の進展、消費生活の向上及び価値観の多様化は、生活環境に変化を与え、ごみ等の不法投棄や放置等により、道路、水路等の機能及び美観を損い、衛生害虫の発生等を助長しています。

これらの環境の改善は、市民、事業者及び行政が一体となり環境美化活動を進めることによって、その成果を上げることができるとでしょう。

市民の自主的な環境美化・衛生推進活動が活発化しつつある中、さらに環境美化・衛生意識の高揚、啓発を図り、市民の快適な生活環境の確保に努めています。

2. 環境美化推進事業

(1) 環境月間行事

明石市では、“美しく住みがいのあるまち”の実現に向けた啓発として、6月1日から6月30日を「“クリーンアップ明石”環境月間」、10月1日から31日を「“アイ・ラブ・あかし”秋の環境月間」として設定し、啓発看板の掲示や駅前街頭キャンペーンの実施などのほか、多くの市民・事業者の参加を得て、市内一円で屋外一斉清掃、駅周辺の清掃等を展開しています。

(2) 環境美化の推進

特定地域の環境美化を推進する活動団体として、昭和57(1982)年に港・海岸を美しくする市民組織6団体、昭和60(1985)年に河川を美しくする市民組織1団体、平成7年に同じく河川を美しくする市民組織1団体が結成されました。平成23(2011)年度では、のべ3,732人が参加して清掃活動等を実施し、約15.8tのごみを回収しました。

(3) 保健衛生推進協議会との連携

本市では、昭和33(1958)年に、健康で、明るく、住みやすいまちづくりを目標に、市民が自主的に活動を行う地区組織団体から選任された理事28人により、保健衛生推進協議会が結成されています。当初は、ハエ・蚊など害虫駆除等の公衆衛生や、健康診断受診促進などの保健衛生の向上を目的に生まれましたが、社会や生活様式の変化に伴い、近年では屋外一斉清掃、ごみ分別、資源リサイクルといった環境活動を重点に、毎年各地域において様々な活動を展開しています。

主な事業としては、次のものがあります。

- ① 環境美化・衛生の推進と福祉向上のための地区組織の育成
- ② 研究会・講習会・その他必要な研修会等の開催
- ③ 地区衛生組織活動功労者及び優秀団体の表彰
- ④ 環境衛生事業の推進
- ⑤ その他目的達成に必要な事業

今後も、同協議会と連携しながら環境美化・衛生推進を行っていきます。

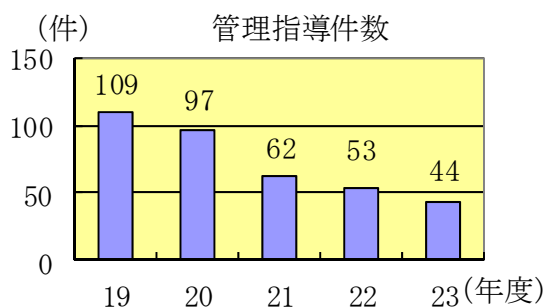
3. 環境整備事業

(1) 空き地の管理

本市では、宅地開発後放置された空き地や管理不良の土地が多く見られ、雑草の繁茂等により、夏期は害虫の発生、冬期は枯草による火災発生の危険性、また防犯上の問題もあり、空き地の管理徹底を図る必要があります。

空き地の管理については、「明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例」により、所有者の責務とされ、管理不良の空き地については、所有者に指導し、不良状態の解消を図っています。

今後とも関係自治会の協力を得ながら、所有者の理解や管理意識の高揚を促し、指導及び啓発活動を通じて条例趣旨の徹底を図っていきます。



(2) 不法投棄の処理

市民の意識は高まりつつありますが、依然として不法投棄はあとを絶ちません。それに対応するため、警告看板の設置やチラシの配布等による啓発活動を行うとともに、明石警察署との連携はもちろん関係各課との相互の連携を図りながら、平成 23(2011)年度も引き続きパトロールを強化し、全市域において収集処理しました。

不法投棄処理の状況（平成 23 年度）


苦情件数（件）	処理量（kg）	警告看板設置（箇所）
149	1,347	31

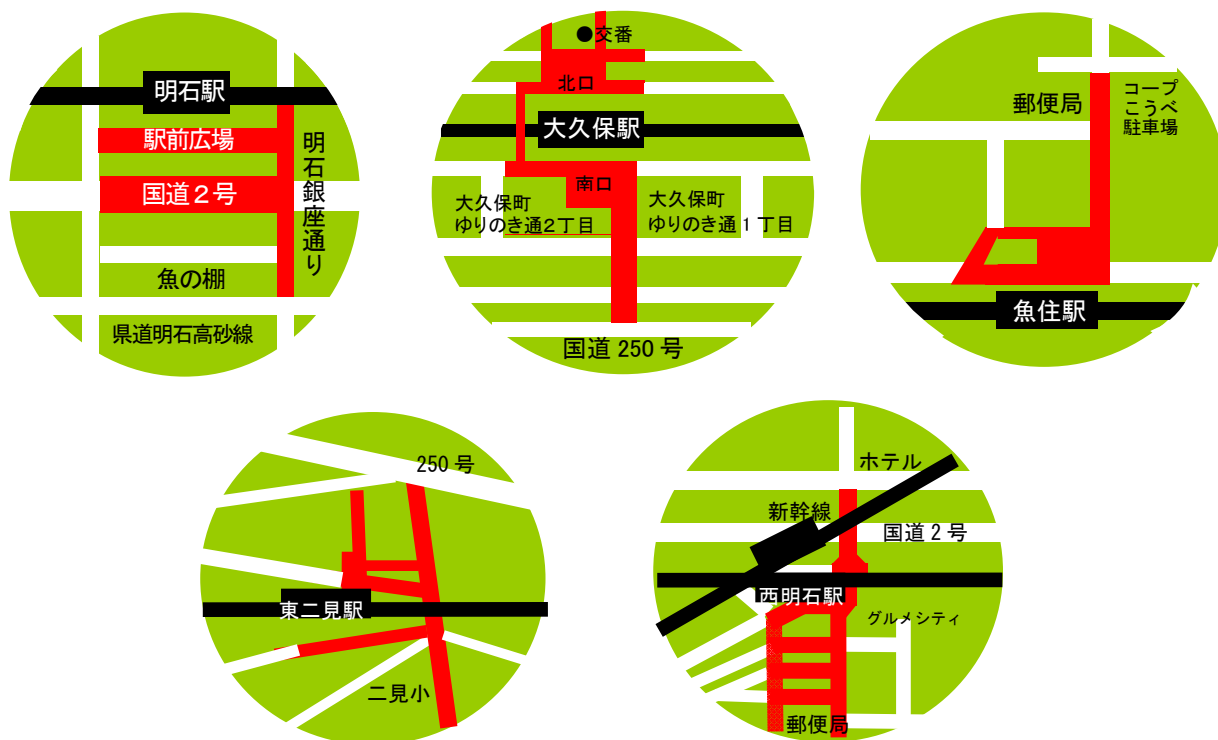
(3) ポイ捨て・ふん害の防止

明石市では、「明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」を制定し、平成 11(1999)年 10 月 1 日施行しました。同時に J R 明石、大久保、魚住、山陽電鉄東二見の各駅周辺の 4 か所を、平成 14(2002)年 7 月 1 日に J R 西明石駅周辺を散乱防止重点区域に指定しました。

条例では、散乱防止重点区域内での空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨てや市内での飼い犬のふんの放置に対して罰則を設けています。また、散乱防止重点区域内で、自動販売機により飲食料を販売する事業者には、届出とともに、空き缶・空きびん等の回収容器の設置及び管理義務を定めています。

「空き缶等のポイ捨て」や「犬のふんの放置」は、基本的には個人のマナーやモラルに帰する問題であることは明らかですが、これらの行為が「罪悪感なく無意識のうちに」行われる現代社会の実情から、改めてそれらの行為を一人ひとりが見直し、気付いていくための規範とし、あわせて市域の良好な環境美化を確保するため制定された条例です。

【 散乱防止重点区域（  の5区域） 】



平成 17 年 4 月 東二見駅周辺一部拡大

- ① 平成 23 年度は、下記のとおり施策を展開しました。
- ポイ捨て・ふん害防止キャンペーンの実施

J R 明石駅前で保健衛生推進協議会や女性団体協議会、あかねが丘学園、自治会等の地元ボランティアの協力のもと、啓発資材を配布するなど、市民への啓発活動を実施しました。
 - 「きらりん明石 ポイ捨てバツテン運動」の展開
 - 市内全域でのふん害調査及びふん害防止夜間パトロールの実施（犬の散歩者への啓発）
 - ポイ捨て・ふん害防止啓発リーフレットの配布
 - 自治会等への啓発ビラの回覧依頼など各種啓発活動
 - ポイ捨て・ふん害防止看板の配布（原則自治会単位）



IV. 環境美化整備

看板配布枚数

年度	種類	ふん害防止	ポイ捨て防止
19		384枚	94枚
20		326枚	54枚
21		273枚	58枚
22		263枚	82枚
23		317枚	78枚



〈ふん害防止看板〉



〈ポイ捨て防止看板〉

② 「明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」の施行に伴い、平成 11(1999)年 10 月から（JR 西明石駅周辺については平成 14(2002)年 7 月から）散乱防止重点区域として指定した 5 区域の清掃及びパトロールを実施しています。市内 5 区域をひと月間に 2 日、調査した 1 日平均の散乱ごみの状況は、次表のとおりです。

ごみ量調査結果表

項目 年度	空き缶	空きびん	ペット ボトル	たばこの 吸い殻	たばこの 空き箱	プラスチック製 容器	紙製容器	合計
19	53	18	27	2,104	48	16	17	2,283
20	44	15	19	1,707	35	12	16	1,848
21	79	26	53	1,426	50	24	29	1,687
22	35	8	13	1,190	27	11	15	1,299
23	60	14	38	1,178	5	2	3	1,300

※指定した 5 区域全体の一日平均の値です。

(4) きらりん明石 ポイ捨てバッテン運動の展開

ポイ捨て防止の啓発活動をより一層強化し、ポイ捨てごみのない美しい明石のまちを実現するため、散乱防止重点区域である明石駅をモデル地区とし、「きらりん明石 ポイ捨てバッテン運動」を展開しています。

具体的な活動内容として

- 地域住民や各種団体と協働した清掃活動の実施
- 市関係部署と連携した清掃・啓発活動の実施
- 高校や大学などのボランティア団体や個人の発掘
- 駅前ポイ捨て防止パトロールの実施



(きらりんロゴマーク)

(5) 駅前歩道等の清掃

本市の玄関ともいふべき J R 明石・西明石・朝霧の各駅前周辺歩道等の清掃を、昭和 54(1979)年 5 月から民間委託により定期的実施しています。実施状況は、次表のとおりです。

J R 駅前歩道等清掃実施状況 (平成 23 年度)

場 所	清 掃 日
J R 明石駅前周辺歩道等	月 ~ 日
〃 朝霧 〃	水

(6) 明石市アダプトプログラム

アダプト (ADOPT) とは、英語で「養子縁組」を言い、市民や事業者が、地域の共有財産である道路・広場・公園などの公共施設の里親となり、自らの活動と責任で清掃・美化・緑化などを行う協働まちづくりの制度であり、平成 22(2010)年 9 月 1 日よりスタートいたしました。

活動の場所により本市では、駅前 (ポイ捨て防止重点地区) アダプト、道路アダプト、公園アダプトの 3 つのアダプトがありますが、このうち環境部では「駅前 (ポイ捨て防止重点地区) アダプト」を担当しています。

駅前 (ポイ捨て防止重点地区) アダプトの活動場所

市内の駅前のポイ捨て防止重点地区 (明石駅、西明石駅、大久保駅、魚住駅の J R 各駅、山陽電鉄・東二見駅)

平成 24 年 4 月現在駅前 (ポイ捨て防止重点地区) アダプトの登録団体数

登録件数	(内訳)	
	市民等	企業等
1	(1)	(0)

(7) 屋外一斉清掃

自治会 (町内会)、各事業所及び各種ボランティア団体に対し、美しく住みがいのあるまちづくりを目指して、自らの居住地やその周辺等の屋外一斉清掃を積極的に実施するよう啓発するとともに、屋外一斉清掃で出された土砂・ヘドロ・雑草・空き缶・空きびん・木の枝・落ち葉等の収集処理を行いました。近年、定期的実施する団体が増加していますが、特に、年 2 回の環境月間 (6 月、10 月) に集中する傾向にあり、清掃時期の分散への協力を呼びかけています。

また、公共下水道の整備に伴い、水路や道路側溝からの土砂やヘドロの排出量は減少傾向にあります。

IV. 環境美化整備

屋外一斉清掃による土砂等の収集処理状況（収集体制：委託）

	収集体数（件）	収集量（t）
平成23年度	1,164	839

(8) 犬・ねこ等の死体処理

犬・ねこ等小動物の死体については、飼い犬・飼いねこ等の場合は一体2,000円、飼い主不明の場合は無料で引き取りました。

犬・ねこ等死体処理の状況（平成23年度）（単位：匹）

犬		ねこ		その他		計		合計
有料	無料	有料	無料	有料	無料	有料	無料	
529	21	361	1,005	87	290	977	1,316	2,293

(9) ねこの引き取り

昭和57(1982)年度より、飼えなくなったねこの引き取りを兵庫県動物愛護センター動物管理事務所の巡回収集に応じて、窓口を開設しています。

ねこの引き取り件数（平成23年度）（単位：匹）

飼いねこ			拾得ねこ			計			合計
件数	成ねこ	子ねこ	件数	成ねこ	子ねこ	件数	成ねこ	子ねこ	
0	0	0	2	1	5	2	1	5	6

(10) 墓地・納骨堂等の経営等の許可等

墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地、納骨堂等について、経営許可あるいは変更、廃止許可の業務を行っています。本業務は、市町での取り扱いがふさわしい事務であるとして、平成10(1998)年度より、兵庫県から移譲されました。

V 環境保全対策



V 環境保全対策

1. 概要

わが国においては、高度経済成長の過程で深刻な公害問題が発生し、環境汚染と生活環境の悪化が加速度的に進行しました。しかし「公害関係法令」「条例」「保全協定」に基づいた施策の推進と事業者の公害防止へ向けた努力がなされ、「大気汚染」や「水質汚濁」の改善に顕著な成果を挙げてきました。

近年においては、環境問題の対象も「地球温暖化」「リサイクル」等に多様化するとともに、単に環境基準を満たすだけでなく、より健康な都市作りが、課題になってきており、予防的見地から次世代の人たちが穏やかに育つことができる環境づくりが喫緊の課題になっています。

このような状況にあって、安全で安心して暮らせる環境は、私たちが生活するうえで非常に重要です。この安全の確保はあらゆる公害から市民の健康、生活を守るという点において環境行政の原点と位置づけられるものです。また、「低炭素社会」「自然共生社会」「循環型社会」の実現によって構築される持続可能な社会は、公害のない生活環境を作り上げることが前提となります。

このため、大気、水質、土壌などを健全で良好な状態に保全するとともに、騒音、振動や悪臭等の発生を未然に防止する等、環境リスクの少ない安心して暮らせる社会の実現にむけた総合的な取り組みが必要となってきています。

2. 環境保全対策事業

(1) 公害防止対策の総合的施策

本市では、現在よりもより将来にわたって良好な生活環境を確保するため、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づき、市民、事業者と市の相互協力による総合的な施策の展開を図っています。

具体的な環境保全対策として、公害関係法令の遵守、環境保全協定の締結による固定発生源への規制強化と行政指導の徹底等を実施しており、総合的な環境保全行政の推進に努めているところです。

(2) 環境保全対策の連絡調整

人の健康や自然環境を保護し、生活環境を保全するためには、単に一地方公共団体のみではできません。そのため、より広域的な見地から総合的に環境保全の推進を図るため、協議会や連絡会等が設置されており、下記の機関の諸施策に参画し、相互の連携と調整を密にしています。

V. 環境保全対策

① 兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会

瀬戸内海環境保全特別措置法の制定を契機に、景勝と貴重な漁業資源の宝庫としての瀬戸内海の環境保全に万全を期し、組織的に環境保全の推進と思想の普及、意識の高揚を図る目的で、昭和 54(1979)年 3 月に設立された連絡会です。

平成 23(2011)年度は 5 月に定期総会を開催し、会員相互の積極的な協調のもとに瀬戸内海の環境保全の一層の充実を図るとともに、瀬戸内海環境保全普及活動の一環として 6 月を瀬戸内海環境保全月間とし、クリーン兵庫運動をはじめとした各種の環境保全推進運動を展開し、啓蒙活動や研修会等の実施により保全対策の積極的な推進を図りました。

② 大阪湾環境保全協議会

大阪湾沿岸 1 府 2 県 17 市 3 町の地方自治団体が相互に連携し、大阪湾の浄化を図るため、昭和 47(1972)年 11 月に設立された協議会です。平成 23(2011)年 6 月の総会において、具体的な推進施策を検討し、①大阪湾再生の推進、②汚濁負荷量の削減対策の推進、③生活排水対策の推進、④大阪湾の水質汚濁機構等の調査研究の推進、⑤環境監視の充実、⑥大規模油流出事故に対する環境面での対策の推進、⑦大阪湾の環境保全に係る特別措置、⑧海域及び海浜のごみ等の処理対策の推進についての 8 項目を要望決議し、国の関係機関に提出しました。さらに平成 23(2011)年 6 月 1 日から 6 月 30 日まで大阪湾クリーン作戦を展開し、廃棄物の不法投棄防止や回収キャンペーンを実施しました。

③ 兵庫県大気環境保全連絡協議会

平成 4(1992)年に兵庫県、各市町、事業者と県民が、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等の地球規模の環境保全や窒素酸化物などの地域の大気環境保全を図るため設立された協議会です。

平成 23(2011)年度は 6 月に定期総会を開催し、会員が相互に協力し行動することで、行政、事業者、県民の一体化、環境保全に関する思想の普及と意識の高揚を図り、未来にわたって快適な県民生活を確保するため活動しています。

④ 神戸市・明石市環境部局間定期情報連絡会

両市にまたがる河川の水質保全を目的に流域における水質汚濁防止施設の設置及び管理状態の把握と本市の環境基準点である明石川下流（嘉永橋）の水質を保全するため、水質監視や汚濁源の監視指導等について、連携の強化を図っています。

⑤ その他

公害防止施策を広域的に推進するため、各種行政協議会において環境保全協定の履行状況や公害防止の諸施策について、関係市町機関と連絡調整を図りました。

(3) 環境測定状況

公害の発生を未然に防止し、環境を汚染から守るために各種汚染物質の常時監視や定期的な測定を実施しています。

① 大気の汚染について

大気監視システム（平成 21(2009)年 12 月更新）により、市内の大気汚染状況を把握、監視しています。測定は固定局 5 カ所（王子局・大久保局・二見局・林崎局・小久保局）で行っており、平成 23(2011)年度は概ね環境基準を達成しました。

なお、光化学スモッグシーズン（4 月末～10 月中旬）中は常時監視体制をとっており、平成 23(2011)年度の光化学スモッグについての注意報等の発令はありませんでした。また、大気汚染の一つの指標として酸性雨調査を 2 カ所（王子・二見）で行っています。

② 水質汚濁について

水質測定を実施している河川は、水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境項目について水域の利用目的に応じた類型ごとに基準値が定められている、明石川下流（嘉永橋）C 類型、谷八木川全域（谷八木橋）E 類型の 2 河川とそれ以外の赤根川、瀬戸川、朝霧川の 3 河川の計 5 河川があります。

平成 23(2011)年度は、5 河川において健康項目に係る環境基準を達成しました。生活環境項目については、有機汚濁の代表的指標である BOD(生物化学的酸素要求量)を含め、環境基準が設定されている全ての項目について両河川とも環境基準を達成しました。

地下水については、水質の概況を把握するため、市内 5 地点の地下水を調査しています。平成 23(2011)年度は、全測定地点において有害物質であるテトラクロロエチレン等、環境基準が設定されている全ての項目において環境基準を達成しました。

水浴場については、水質等の現状を把握し、住民の利用に資するため、大蔵海岸海水浴場と松江海水浴場について、実態調査を行っています。

遊泳期間前の調査結果は、環境省の「水浴場に係る判定基準」により平成 23(2011)年度は、大蔵海岸海水浴場、松江海水浴場とも「適」で近年は良好な水質を維持しています。

③ 騒音、振動について

自動車や新幹線の騒音・振動調査を実施しています。

自動車騒音については、「自動車騒音評価システム」（平成 19(2007)年度更新）により、市内主要幹線道路沿道について、「騒音に係る環境基準」の達成状況等の把握に努めており、平成 23(2011)年度は、概ね環境基準を達成しました。

新幹線の騒音、振動については、市内 5 地点（野々上・谷八木・金ヶ崎・西岡・西二見）で測定した結果、騒音は環境基準が未達成な地点がありましたが、暫定基準は、全ての地点で達成しました。振動は、全地点において国の勧告指針値を下回りました。

また、この調査を基に、毎年度 J R 西日本(株)及び環境省等に対して、環境基準が早期に達

V. 環境保全対策

成されるよう強く要望しています。

住宅環境については、街の静けさの把握のため都市環境騒音の測定を行いました。

④ 悪臭について

工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進しています。その原因物質として悪臭防止法によりアンモニア等22物質が規制を受けています。

(4) 公害防止施設設置資金融資の調整

工場等が、その事業活動に伴って生ずる産業公害を防止することは、工場等自らに与えられた責務です。しかし、信用力、担保力などの弱い中小企業にとって公害防止資金を確保することは、非常に困難な状況です。そこで事業活動に伴って生ずる公害を防止するために必要な資金を長期かつ低利で融資し、地域住民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図り、もって住民福祉の充実に寄与することを目的として、「兵庫県地球環境保全資金融資制度」があり、公害を防止するために必要な施設の設置や移転等について、意見書及び認定書の発行業務を行っています。

3. 公害関係法令に基づく特定施設等の届出

特定施設等の届出は、公害発生源の規制にとって最も重要なものであり、その届出により実態を把握し、規制・指導にあたっています。

大気汚染防止法に係る届出については、事業場関係については、本市で受理していますが、工場関係については、兵庫県東播磨県民局 県民室 環境課で受理された後、副本が本市に送付されます。

水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、騒音規制法と振動規制法に係る届出については、すべて本市で受理しています。

兵庫県環境の保全と創造に関する条例に係る届出についても、本市で受理しています。

瀬戸内海環境保全特別措置法に係る許可申請等の受付、許可等の事務については、兵庫県農政環境部 環境管理局 水大気課で受理された後、副本が本市に送付されます。

4. 公害発生源の規制

(1) 法律・条例による規制

公害対策の基本的な事項は、広域的な視野に立って行わなければなりません。反面、公害は地域に密着した問題でもあるので法律の規制はほとんどが地方公共団体の自治事務とされています。そこで地域の実情に即した公害防止を適切に行い、地域の環境保全をより推進するため多くの地方公共団体は条例を制定しています。本市においては、公害関係法令及び兵庫県・環境の保全と創造に関する条例により、市民の良好な生活環境の確保を図っています。

公害関係法令等による規制及び許可の権限

区 分		兵庫県	明石市
大気汚染防止法	工場	○	一般粉じん
	事業場		○
水質汚濁防止法			○
瀬戸内海環境保全特別措置法		○	
土壌汚染対策法			○
騒音規制法			○
振動規制法			○
悪臭防止法			○
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律		一部 大気（ばい煙・特定粉じん・ダイキソ）に係る特定工場	左記以外
兵庫県・環境の保全と創造に関する条例			○

(2) 環境保全協定

市域の環境保全を一層促進させるため、本市では環境保全協定を積極的に締結しています。

平成 19(2007)年度に環境管理の徹底、事故時の措置の強化等を盛り込んだ改定を実施し、現在、総合環境保全協定を 14 事業所（県、市、事業所の 3 者協定＝10 事業所／市、事業者の 2 者協定＝4 事業所）と締結しています。

また、昭和 56(1981)年 3 月に二見臨海工業団地で操業又は建設工事予定であった 45 事業所と「二見臨海工業団地公害防止協定」を締結した後、事業所の進出状況を考慮し、数次にわたって協定を締結するとともに、平成 20(2008)年度には、総合環境保全協定と同様に改定を行いました。平成 23(2011)年 8 月 1 日現在、二見臨海工業団地環境保全協定締結事業所は 128 事業所となっています。

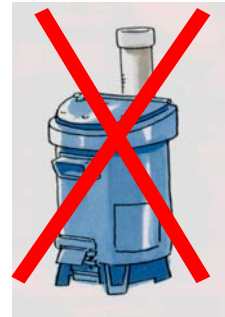
なお、協定の実効性を確保するため、事業所に対して協定事項について測定の実施及び報告書の提出を義務づけ、立入調査により事業所が使用する原燃料や排出水の分析と関係書類の調査等を実施し、規制及び指導にあたっています。

5. 公害に関する苦情処理状況

公害苦情は、産業公害と生活公害（近隣公害）に大別することができます。産業公害とは、工場や建設作業等の生産活動により発生するものを言い、生活公害とは、営業行為等により、飲食店、事務所、交通機関等で発生する様々なものをいいます。

本市では、公害関係法令や兵庫県・環境の保全と創造に関する条例等により市民から申し出のあった公害苦情に対して職員で苦情処理にあたっています。公害苦情は迅速かつ適正な処理が望まれるものであり、被害の未然防止のため発生源への行政指導の徹底と関係機関へのあっせん等によって適切な処理に努めています。

近年、農業や商工業地域と住宅地の接近が進み、生活排水による水質汚濁・近隣騒音・悪臭等、様々な生活公害が発生しています。これらの苦情を解消するため住工混在の解消をめざした抜本的な都市政策や都市生活基盤としての公共下水道の普及や近隣騒音等に対する意識の高揚と啓発の推進を行っています。



(1) 大気汚染について

建設作業による粉じんや廃棄物の焼却、農作業の野焼き等による煙に関する苦情が大半を占めています。建設作業による粉じんにおいては、散水による飛散防止の徹底を指導し、焼却行為については廃棄物を燃やさないことが基本となりますが、法規制対象外である農作業等に伴う野焼きの場合は、近隣への配慮を要請しています。

(2) 水質汚濁について

油膜等の見た目の不快感によるものと臭いによるものが多く、油膜については、不法投棄または工場等の事故や不注意による流出などが考えられます。しかし、油膜の出現は一過性のことが多いため原因究明が困難な事案が見受けられるため、工場などに対しては汚水処理施設等の改善や維持管理の徹底を指導しています。

(3) 騒音について

工場からの作業音、建設工事音、交通騒音が多くを占めており、その他では事務所等の室外機音、飲食店のカラオケ音、家庭電化製品等の日常生活に伴う近隣騒音などがあります。工場からの作業音、建設工事音については騒音対策の実施や騒音発生施設の移動等の指導により解決を図っていますが、飲食店のカラオケ音や日常生活からのものについては発生源者のモラルに依存する面が多いため、生活騒音に関するパンフレットの配布等により市民啓発に努めています。

(4) 振動について

工場、建設現場、道路等において、騒音に付随しておこる場合がほとんどですが、設備や工

程の改善、路面の修復等の指導により解決を図っています。

(5) 悪臭について

工場・池・水路・側溝・畜産あるいは家庭生活の臭気といったように、その発生源は多種多様ですが、これらの苦情は、法の規制にかからないものが多く、解決や再発防止等が非常に困難な状況にあり住民間の感情的な問題に発展する場合があります。発生源が特定が重要で原因者に対して設備の改善等の指導を行っています。

公害苦情発生の推移

(単位：件)

年 度	大 気	水 質	騒 音	振 動	悪 臭	そ の 他	計
19	27	9	19	1	8	1	65
20	8	4	18	8	5	1	44
21	14	9	12	2	3	2	42
22	63	13	71	23	35	33	238
23	40	8	34	8	19	48	157

※平成 22 年度より、苦情発生件数の表記については、重要件数から全苦情対応件数に改めました。

6. 環境の監視

大気監視システムによる、市内の大気汚染の情報については、平成 13(2001)年度から、国の広域情報システム「そらまめ君」にデータを送信し、全国的にデータを閲覧・活用できるようにしています。さらに、平成 21(2009)年 12 月には大気監視システムを更新し、市内の大気汚染の状況が把握できるほか、兵庫県 農政環境部 環境管理局 環境整備課 環境影響評価室にもデータを送信しています。

また、他の測定情報についても市のホームページにおいて「環境の現況」等で公開しています。

V. 環境保全対策

Ⅵ し尿処理



魚住清掃工場

VI し尿処理

1. 概要

本市のし尿収集運搬は、昭和 31(1956)年 4 月に市営住宅 300 戸を対象として、収集車両 1 台により開始しました。その後、人口の急激な増加に伴う業務量の拡大に合わせ、施設や車両、機材の整備並びに組織の拡充を図っていく一方、昭和 41(1966)年 4 月から業務の一部を民間に委託し、昭和 44(1969)年 7 月は、更に 1 業者を加えた直営と委託 2 業者による収集体制で行なってきました。平成 20(2008)年 4 月からは、市内全域を委託業者 2 社で収集しています。

現在、し尿収集は原則月 1 回の間隔で定期的を実施し、イベント会場や工事現場などの仮設トイレの収集は、その都度実施しています。

浄化槽は、法定検査や定期的な保守点検及び清掃が必要です。その清掃は許可業者が行い、その清掃で出た浄化槽汚泥は、魚住清掃工場に搬入し処理していました。なお、浄化槽が正常に機能するよう、浄化槽管理者（使用者）に対し、適正な維持管理を行うよう指導通知をしたり、パンフレット等を配布するなど啓発を行っています。

し尿や浄化槽汚泥を処理する魚住清掃工場は、昭和 39(1964)年 1 月から運転を開始していました。その後、人口や浄化槽設置の増加に合わせて、昭和 41(1966)年 12 月に第 2 施設を、昭和 51(1976)年 3 月に第 3 施設を建設し、総処理能力 280 kℓ/日となりましたが、近年、下水道の普及による処理量の減少に伴い、1 日あたり 145 kℓの処理能力まで規模を縮小し、平成 18(2006)年 12 月からは、簡易な処理をした後、全量を下水道へ放流していました。そして、さらなる効率的な処理を図るため、二見浄化センターにし尿及び浄化槽汚泥等の受入れ施設を建設し、平成 23(2011)年 4 月から二見浄化センターで処理を開始しています。

一方、魚住清掃工場は、平成 23(2011)年 3 月末で廃止しました。

し尿処理区分別状況

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

区 分	戸 数	割 合
浄 化 槽	5,556	4.2%
汲 取	1,533	1.1%
下 水 道	125,859	94.7%
合 計	132,948	100.0%

注) 住民基本台帳、外国人登録、事業所等を合計した戸数

2. し尿収集運搬

(1) 概 要

一般家庭及び事業所並びに工事現場等の仮設トイレなどから発生するし尿の収集に対処するため、平成 20(2008)年度からは委託業者（2 社）で市内全域を収集しています。

(2) 収集実施状況

① 市内の汲取戸数

	平成 24 年 3 月 31 日現在
全 市	1,533 (戸)
阪 神 連 合 清 掃	1,141
平 野 興 業	392

注) 一般家庭及び事業所を合計した戸数

②業者別収集区域

(阪神連合清掃)

(平成 24 年度)

収 集 区 域	町 名
明石川以東の区域(朝霧川以東で J R 神戸線以北及び東人丸町の区域を除く。)	松が丘北町の一部、東山町、朝霧北町、朝霧台、朝霧山手町、朝霧町 1～2 丁目及び 3 丁目の一部、北朝霧丘 1～2 丁目、東朝霧丘、中朝霧丘、西朝霧丘、荷山町、東野町、太寺大野町、太寺天王町、太寺 1～4 丁目、人丸町、山下町、上ノ丸 1～3 丁目、明石公園、鷹匠町、茶園場町、大蔵八幡町、大蔵町、大蔵中町、大蔵本町、大蔵天神町、天文町 1～2 丁目、相生町 1～2 丁目、中崎 1～2 丁目、鍛冶屋町、桜町、東仲ノ町、大明石町 1～2 丁目、本町 1～2 丁目、材木町、樽屋町、日富美町、大観町、港町、岬町、大蔵海岸通 1～2 丁目
明石川以西の区域(J R 神戸線以北、市道藤江 23 号線、国道 2 号線、(都)大久保石ヶ谷線、(都)江井島松陰新田線、市道大久保 87 号線、市道大久保 93 号線、西脇皿池及び西脇と緑が丘・山手台との町境に囲まれた区域並びに西明石西町の区域を除く。)	西新町 2～3 丁目、南王子町、硯町 1～3 丁目、田町 1～2 丁目、新明町、船上町、和坂稲荷町、宮の上、立石 1～2 丁目、貴崎 1～5 丁目、南貴崎町、林崎町 1～3 丁目、林 1～3 丁目、松江、川崎町、西明石南町 1～3 丁目、別所町、東藤江 1～2 丁目、藤が丘 1～2 丁目、藤江の一部、森田の一部、松陰の一部、大久保町の一部、大窪の一部、山手台 1 丁目の一部、高丘 4 丁目、西脇の一部、谷八木、わかば、八木、福田、福田 1～3 丁目、江井島、西島、ゆりのき通 1～3 丁目
魚住町の区域	魚住町全域
二見町の区域	二見町全域

※ (都)は都市計画の略

(平野興業)

収集区域	町名
朝霧川以東で J R 神戸線以北の区域	松が丘 1～5 丁目、松が丘北町の一部、大蔵谷（狩口、清水、東山西山）、大蔵谷奥、朝霧町 3 丁目の一部
東人丸町の区域	東人丸町
西明石西町の区域	西明石西町 1～2 丁目
明石川以西町の区域（J R 神戸線以北、市道藤江 23 号線、国道 2 号線、(都) 大久保石ヶ谷線、(都) 江井島松陰新田線、市道大久保 87 号線、市道大久保 93 号線、西脇皿池及び西脇と緑が丘・山手台との町境に囲まれた区域）	西新町 1 丁目、北王子、王子 1～2 丁目、大道町 1～2 丁目、和坂 1～3 丁目、西明石町 1～5 丁目、和坂（西明石北駅前）、花園町、松の内 1～2 丁目、野々上 1～3 丁目、小久保 1～6 丁目、西明石北町 1～3 丁目、鳥羽、旭ヶ丘、西明石東町、明南町 1～3 丁目、沢野 1～2 丁目、小久保、藤江の一部、松陰新田、森田の一部、松陰の一部、大久保町の一部、大窪の一部、高丘 1～3 丁目及び 5～7 丁目、山手台 1 丁目の一部及び 2～4 丁目、西脇の一部、緑が丘

※ (都) は都市計画道路の略

3. し尿収集実績

(1) し尿月別収集量の実績（平成 23 年度実績）

(単位：kℓ)

月別	業者委託
4	260.26
5	265.36
6	284.97
7	252.75
8	278.30
9	294.74
10	259.47
11	262.73
12	289.51
1	245.76
2	276.32
3	280.38
計	3,250.55

4. 収集経費

(1) 収集経費（平成 23 年度実績）

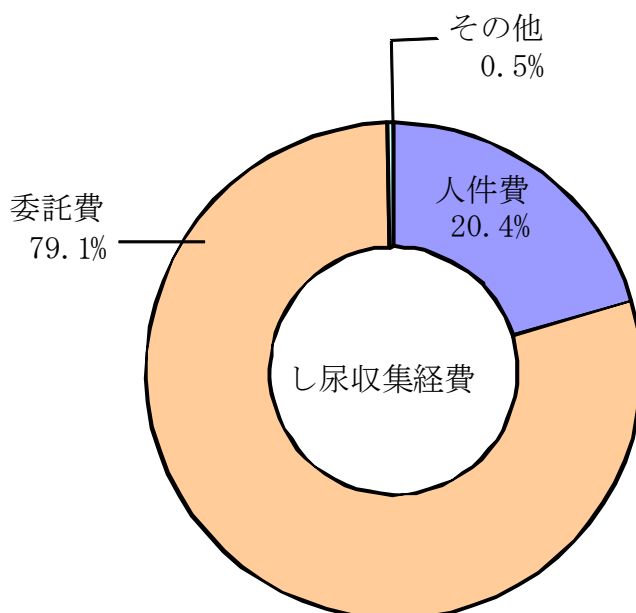
（単位：千円）

項目 \ 区分	金額	摘要
人件費	21,788	職員分
車両関係費	0	明石クリーンセンター（ごみ処理）と共用
委託費	84,364	し尿収集運搬業務委託料（2業者分）他
その他	472	事務用品、通信費、し尿処理券収納事務委託手数料等
計	106,624	

※人件費は、浄化係職員（4名）分の 3/4（平成 23 年 4 月 1 日現在職員数）の額です。

(2) 1klあたりの収集単価と経費割合

$$\frac{\text{平成 23 年度収集経費 } 106,624 \text{ 千円}}{\text{平成 23 年度収集量 } 3,250 \text{ kl}} = 32,807 \text{ 円}$$



(3) 年間収集経費の推移

年度	金額 (千円)	収集量 (kℓ)	kℓ当り (円)
19	179,851	4,407	40,810
20	128,056	3,842	33,331
21	125,234	3,616	34,633
22	116,798	3,336	35,011
23	99,362	3,250	30,573

5. 収集運搬業務の推移

(1) 汲取戸数と収集量

区 分		年 度				
		19	20	21	22	23
汲 取 戸 数	直営	1,085	0	0	0	0
	委託	1,265	2,147	1,951	1,563	1,533
	計	2,350	2,147	1,951	1,563	1,533
収 集 量 (kℓ)	直営	2,080	0	0	0	0
	委託	2,327	3,842	3,616	3,336	3,250
	計	4,407	3,842	3,616	3,336	3,250

※ 汲取戸数は各年度の3月31日現在の一般家庭及び事業所の汲取対象戸数の合計です。
収集量は年度合計です。

6. 浄化槽の日常管理及び維持管理（保守点検・清掃）

公共下水道の普及していない地域において、便所を水洗化する場合に必要な施設として浄化槽が設置されています。

浄化槽は、便所のし尿や台所等の生活廃水を微生物の働きで浄化して放流するもので、その利便さ・快適さの反面、設置工事、維持管理の状況によっては、水質汚濁、悪臭等の発生原因にもなっています。そのため、設置者（使用者）を含めてその責任を明確化し、責任ある施工及び適正な維持管理を実施するよう指導し、公共用水域の水質保全及び生活環境の保全に努めています。

(1) 浄化槽設置状況等

平成24(2012)年3月末現在の総設置数は2,370基であり、公共下水道への切り替え等による減少と新設による増加を差引すると昨年より185基減少しています。なお、新たに設置する浄化槽は合併処理浄化槽（単に「浄化槽」という）^{※1}であることとされており、単独処理浄化槽（「みなし浄化槽」という）^{※2}の設置はできなくなっています。

①届出状況・地区別設置状況

届出状況

年度	浄化槽(件)
19	18
20	22
21	12
22	23
23	3

地区別設置状況（平成24年3月31日現在）

地区	種別	基数	割合
本 庁	浄化槽	50	30.1%
	みなし浄化槽	664	
大 久 保	浄化槽	185	43.7%
	みなし浄化槽	850	
魚 住	浄化槽	121	21.7%
	みなし浄化槽	394	
二 見	浄化槽	26	4.5%
	みなし浄化槽	80	
計	浄化槽	382	16.1%
	みなし浄化槽	1,988	83.9%
	合 計	2,370	100.0%

※1 浄化槽（合併処理浄化槽）： 便所のし尿と共に生活雑排水（台所や風呂等の排水）を処理するもの

※2 みなし浄化槽（単独処理浄化槽）： 便所のし尿のみを処理するもの

② 機種別・人槽別設置状況

機種別・人槽別設置状況 (平成24年3月31日現在) (基)

人槽 種別	5～20	21～50	51～200	201～500	501～	合計
浄化槽	325	18	31	6	2	382
みなし浄化槽	1,723	211	50	3	1	1,988
合計	2,048	229	81	9	3	2,370

人槽別では、一般家庭用を含む20人槽以下が86.4%を占め、機種別では、みなし浄化槽が83.9%とまだまだ多い状況です。

③ 適正な維持管理の啓発

浄化槽を定期的に維持管理（保守点検・清掃）する目的は、浄化槽の機能を十分に発揮できる状態にすることです。また、その状態を確認するのが兵庫県水質保全センターが行う年1回の法定検査です。

浄化槽の適正な維持管理により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全を図るため、広報やパンフレットの配布等により、点検・清掃・法定検査の必要性について啓発を行っています。また、法定基準の維持管理を実施していない浄化槽管理者に対しては、保守点検・清掃の専門業者と委託契約を結ぶなどして、適正な維持管理を行うように指導をしています。

浄化槽の保守点検・清掃業者に対しては、法に定める基準に適合した保守点検作業、清掃作業を行うよう、適正な業務の実施を指導しています。

(2) 浄化槽等の清掃等

浄化槽汚泥等年度別処理状況・清掃件数

区分 年度	収集・運搬・処理量 (kℓ)	清 掃 件 数 (件)
19	7,387	2,947
20	5,853	2,633
21	5,443	2,347
22	4,690 (内4kℓ)	1,754 (内2件)
23	4,144 (内7kℓ)	1,748 (内3件)

※ () 内：し尿を含むピット汚泥

VI. し尿処理

7. し尿処理

(1) 魚住清掃工場（平成 23 年 3 月 31 日 廃止）

〈施設概要〉

施設名称	明石市 魚住清掃工場
所在地	〒674-0084 明石市魚住町西岡 2119-9
敷地面積	11,877m ²
施設面積	総面積 3,754m ² （建物 1,508m ² 、工作物 2,246m ² ）
運転開始年月	昭和 39 年 1 月
処理能力	145 kℓ/日
処理方式	水処理 — 1 次処理(好気性消化処理方式) — 下水道放流 泥処汚理 — 消化汚泥 — 脱水 — ごみ焼却施設へ搬出 脱臭処理 — 高濃度臭気 — 薬液洗浄（酸＋アルカリ＋次亜）
希釈水の種類	地下水
放流先	公共下水道
し渣・汚泥の処分方法	ごみ焼却施設へ搬出し、ごみと混合焼却後、焼却灰を埋立処分
届出排出量	2,900m ³ /日（MAX：3,100m ³ /日）

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

（単位：kℓ（％））

年度 区分	19	20	21	22	23(※)
し尿	4,407(37.4)	3,842(39.6)	3,616(39.9)	3,336(41.6)	3,250(44.0)
浄化槽汚泥	7,387(62.6)	5,853(60.4)	5,443(60.1)	4,690(58.4)	4,144(56.0)
総処理量	11,794	9,695	9,059	8,026	7,394

※平成 23 年度からは、全量を二見浄化センターで処理しています。

(3) 処理経費（平成23年度実績）

項	目	金額(千円)	摘	要
人	件	費	7,263	職員分
薬	劑	費	0	施設廃止のため
工 事 費	工	事	請	負
	費	等	1,662	住吉4丁目管布設工事
	小	計	1,662	
負 担 金	下	水	道	負
	担	金	16,490	し尿、浄化槽汚泥を二見浄化センターで処理する負担金
	小	計	16,490	
車	両	関	係	費
			0	明石クリーンセンター(ごみ処理)と共用
そ	の	他	1,374	施設修繕料、PCB廃棄物搬出委託料等
	計		26,789	

※人件費は、浄化係職員（4名）分の1/4（平成23年4月1日現在職員数）の額です。

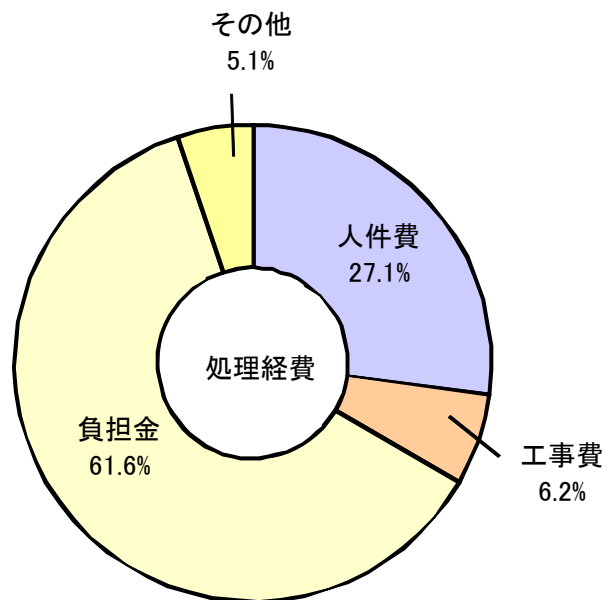
(4) 1kℓ当たりの処理単価と経費割合

$$\frac{\text{平成23年度処理経費 } 26,789 \text{ 千円}}{\text{平成23年度処理量 } 7,394 \text{ kℓ (し尿 } 3,250 \text{ kℓ} + \text{浄化槽汚泥 } 4,144 \text{ kℓ)}} = 3,623 \text{ 円}$$

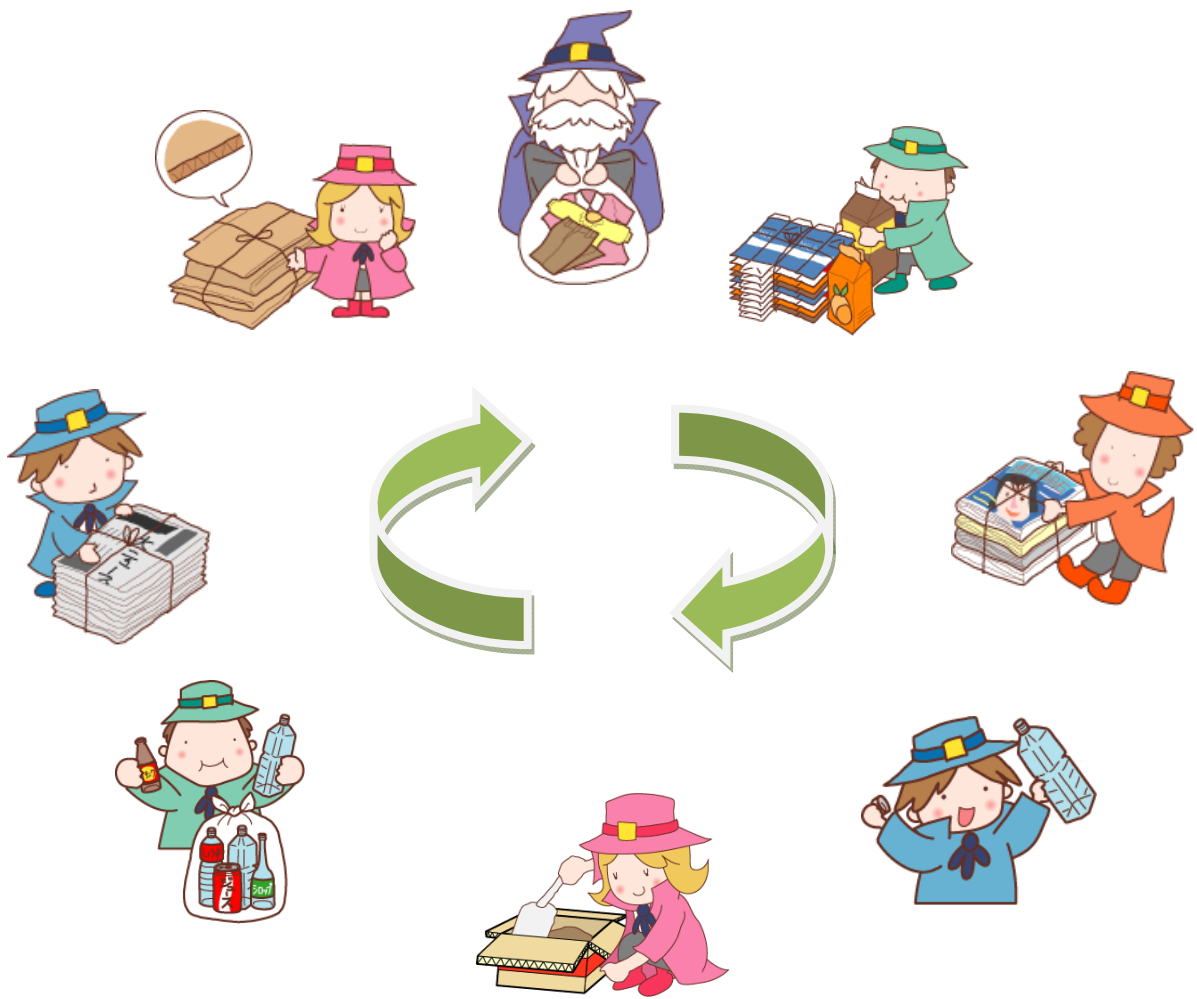
VI. し尿処理

(5) 年間処理経費の推移

年度	金額 (千円)	投入されたし尿・浄化槽汚泥 1kℓ 当たりの金額 (円)
19	196,192	16,635
20	177,503	18,309
21	150,111	16,570
22	248,181	30,922
23	26,789	3,623



Ⅶ ごみの資源化と処理



Ⅶ－１．ごみの減量化・資源化

1. 概 要

現在、私たちは便利で快適な生活を過ごしていますが、反面、大量消費や使い捨ての生活が普通になり、物を大切にしない風潮が生じてきました。このような社会背景の中で、日常生活や事業活動から排出される廃棄物の量が增大してきました。

この増大する廃棄物に対応するためには、ごみの減量化、再資源化への取り組みをより一層、促進するとともに、ごみの発生を抑制し、資源循環型社会への転換を図ることが必要です。それには、行政はもちろん、生産者や消費者、市民との相互理解や協働なくして実現できません。

平成 24(2012)年 3 月に改定した「みんなで作る循環型のまち・あかしプラン（明石市一般廃棄物処理基本計画）」に掲げる基本理念「環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし」の実現に向けて、次の施策を柱に取り組んでいます。

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 家庭から出るごみを減らす | <input type="checkbox"/> 事業所などから出るごみを減らす |
| <input type="checkbox"/> ごみの再使用・再生利用への誘導 | <input type="checkbox"/> 情報の共有化 |
| <input type="checkbox"/> 参画と協働のネットワークづくり | <input type="checkbox"/> 環境負荷を低減した適正処理の推進 |
| <input type="checkbox"/> 経営感覚にもとづく施策の推進 | <input type="checkbox"/> 今ある施設を最大限活用 |

2. パートナーシップによる取り組み強化

平成 16(2004)年 4 月 1 日、明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の改正に伴い、新たに、ごみ減量推進員制度が施行され、28 小学校区 29 連合自治会から、29 人がごみ減量推進員として委嘱を受けました。

ごみ減量推進員は、市民と行政をつなぐ地域の指導者として、次の活動を行うことが期待されています。

- ・ 一般廃棄物の減量、再生利用の指導及び推進
- ・ 資源物の再生利用の推進
- ・ 不法投棄の防止、発見及び市への通報
- ・ 地域の清潔の保持
- ・ その他一般廃棄物の減量及び資源物の再生利用のための市の施策への協力

また、ごみ減量推進員に協力する立場として、ごみ減量推進協力員が市の登録を受けており、全市で 1,290 人が、各自治会内において指導的役割を担っています。

3. 家庭系廃棄物の減量

(1) 紙類・布類の収集及び再資源化

① 概 要

「燃やせるごみ」に含まれていた新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、布類は分別すれば貴重な資源物となり、ごみの減量化、再資源化等に大きく寄与することから、平成 16(2004)年 11 月より、新たに「紙類・布類」として分別収集を実施しています。また、平成 20(2008)年 1 月から、雑がみの収集を雑誌といっしょにしぼるか、紙袋に入れる形で始めています。

収集は、市と契約した業者（古紙問屋）が「紙類・布類」を分別収集し、自社の管理するストックヤードに直接搬入し、再資源化しています。

このことから、分別は「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「資源ごみ」、「紙類・布類」（新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、布類）、「粗大ごみ」の 5 種 9 分別に細分化されました。

② 収集及び再資源化実施状況

人口……………293,580 人（平成 23(2011)年 10 月 1 日現在）
 世帯数……………125,913 世帯（平成 23(2011)年 10 月 1 日現在）
 紙類・布類 分別収集・再資源化量（平成 23(2011)年度）……………3,201 トン
 ※ 人口と世帯数は、住民基本台帳に基づく人口・世帯数とします。

③ 収集方法及び収集回数

月 1 回土曜日に、紙類は品目ごとにひもで十字にしぼり、布類はポリ袋に入れてもらい、普段「燃やせないごみ」「資源ごみ」を出している場所（ステーション）で収集を行います。

なお、雨天時でも通常どおり収集しています。

明石川東地域	毎月 1 回目の土曜日
明石川西地域	毎月 2 回目の土曜日
大久保地域	毎月 3 回目の土曜日
魚住・二見地域	毎月 4 回目の土曜日

④ 紙類・布類 収集実績

ア 年度・月別収集量

(単位：t)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
19	422	316	289	368	341	292	399	328	357	423	327	375	4,237
20	489	338	412	343	289	406	334	314	473	273	364	390	4,425
21	335	350	395	300	309	407	315	397	413	290	366	347	4,224
22	356	321	297	275	328	259	246	343	349	245	317	291	3,627
23	254	363	259	283	304	197	260	287	326	276	187	205	3,201

イ 年度・品目別収集量

(単位：kg)

	品目合計	新聞	雑誌・ 雑がみ	段ボール	紙パッ ク	布類
平成 19 年度	4,236,636	2,601,800	955,117	450,462	7,770	221,487
平成 20 年度	4,425,437	2,469,375	1,112,123	592,290	11,402	240,247
平成 21 年度	4,223,529	2,396,941	1,047,925	536,661	10,603	231,399
平成 22 年度	3,627,407	2,020,151	918,421	463,897	8,257	216,681
平成 23 年度	3,201,439	1,615,207	927,892	430,755	5,856	221,729

ウ 地域別及び品目別収集量（平成 23(2011)年度）

(単位：kg)

	品目合計	新聞	雑誌・ 雑がみ	段ボール	紙パッ ク	布類
明石川東地域	724,849	353,090	229,250	100,795	1,584	40,130
明石川西地域	781,982	396,930	224,857	106,240	1,245	52,710
大久保地域	870,677	456,490	242,400	113,560	1,327	56,900
魚住・二見地域	823,931	408,697	231,385	110,160	1,700	71,989
合 計	3,201,439	1,615,207	927,892	430,755	5,856	221,729

(2) 集団回収の推進

① 再生資源集団回収団体研修会

平成 23(2010)年 6 月 25 日、明石市立産業交流センターにて研修会を実施しました。再生資源集団回収優秀団体表彰（7 団体）、公益財団法人古紙再生促進センターによる講演「古紙回収の注意点・利用状況について」等を行い、240 名の参加がありました。

② 再生資源集団回収団体への助成金交付

ア 交付基準 紙類、布類、金属類、びん類の回収量 1 kg 当たり 4 円を助成しています。

イ 交付回数 年 2 回

ウ 実施経過 平成 3(1991)年度から当初 1 kg 当たり 3 円で実施しました。平成 10(1998)年度に 1 kg 当たり 5 円に改正しましたが、平成 19(2007)年 4 月 1 日より再び改正し現行の額となっています。なお、平成 17(2005)年度からは交付回数を年 2 回に改定しています。

VII-1. ごみの減量化・資源化

エ 回収実績

年 度		19	20	21	22	23	
登録団体数		462	460	454	454	452	
活動団体数		459	457	451	451	450	
全世帯数		115,083	116,533	118,412	117,182	125,913	
人 口		292,162	292,529	293,357	291,263	293,580	
可燃系 (t)	古紙類	新聞紙	6,588	6,262	5,467	5,320	5,191
		雑誌・雑がみ	1,931	2,010	1,843	1,765	1,811
		段ボール	1,014	1,077	1,052	1,041	1,037
		計	9,533	9,349	8,362	8,126	8,039
	古 布	392	371	344	330	352	
	牛乳パック	29	29	27	26	27	
	合 計	9,954	9,749	8,733	8,482	8,418	
不燃系 (t)	アルミ缶		165	161	159	155	150
	スチール缶		20	18	18	17	19
	その他の金属		3	2	2	2	3
	びん類	生きびん	3	3	2	2	2
		カレット	88	91	84	80	80
		計	91	94	86	82	82
合 計		279	275	265	256	254	
総 計 (t)		10,233	10,024	8,998	8,738	8,672	
助成金円		43,334,824	40,097,912	35,990,304	34,951,752	34,688,500	
売却金円		8,386,492	9,497,576	5,235,773	5,983,813	6,347,040	
1 団体 平均	回収量kg		22,293	21,935	19,950	19,375	19,271
	助成金円		94,411	87,742	79,801	77,498	77,086
	売却金円		18,271	20,782	11,609	13,268	14,105
	総収益円		112,683	108,524	91,410	90,766	91,191

- 注) 1. 「活動団体数」は、助成金の請求のあった団体を指します。
2. 「全世帯数」「全人口」は、住民基本台帳に基づく各年度10月1日現在の世帯数・人口とします。
- ※平成22年度までの「全世帯数」「全人口」は、各翌年1月1日(平成23(2011)年度であれば平成23(2011)年1月1日)現在の国勢調査要計表人口による推計数値とします。
3. 「1団体平均」は、各項目を「活動団体数」で除した値とします。

オ 登録団体の状況

団体の種類	21年度(H21.12末)		22年度(H22.12末)		23年度(H23.12末)	
	団体数	回収量	団体数	回収量	団体数	回収量
子ども会	167	4,604 t	165	4,401 t	148	4,181 t
自治会	131	2,557 t	131	2,526 t	140	2,650 t
PTA他学校関係	75	582 t	75	547 t	74	559 t
高年クラブ	27	567 t	27	559 t	29	564 t
女性の会	5	59 t	6	67 t	7	85 t
マンション管理組合	36	454 t	38	470 t	39	467 t
消費者研究会	1	1 t	1	1 t	1	1 t
その他	12	174 t	11	167 t	14	165 t
計	454	8,998 t	454	8,738 t	452	8,672 t

③ 再生資源集団回収団体への活動用具助成

ア 交付基準 消耗品（紙ひも、ポリ袋、軍手など6品目）は、希望する1品目を年1回交付しています。

備品（台車、物置など5品目）は、登録から2年未満の団体に希望する1品目を交付しています。

イ 実施経過 平成4(1992)年度から実施しています。

ウ 交付実績 「(表) 活動用具の交付実績」のとおり

④ 再生資源集団回収業者への協力金交付

ア 交付基準 古紙(新聞、雑誌、段ボール)の回収量1kg当たり0~2円を交付しています。

イ 交付回数 年2回

ウ 業者登録数 20業者(平成23(2011)年3月末)

エ 実施経過 平成10(1998)年度から古紙市況低迷による、登録団体への逆有償を防ぐため、実施しています。なお、平成17(2005)年度より交付基準額を2円以下に、交付回数を年2回に改定しています。平成22年度実績では、1、2期とも1kg当たり0円でした。

オ 収集実績 回収量8,039t(平成23(2011)年実績)

⑤ カレットびん・スチール缶回収業者への助成金交付

ア 交付基準 カレットびん、スチール缶の回収量1kg当たり0~15円を交付しています。

イ 交付回数 年2回

ウ 業者登録数 3業者(平成23(2011)年3月末)

エ 実施経過 平成5(1993)年度から、市場ルートに乗らない品目の資源化ルートを確認するため実施しています。なお、平成17(2005)年度より交

Ⅶ-1. ごみの減量化・資源化

付基準額を15円以下に、交付回数を年2回に改定しています。平成21年度実績では、カレットびんは1、2期とも1kg当たり12円、スチール缶は1、2期とも1kg当たり0円でした。

オ 収集実績 回収量 99 t (平成23(2011)年実績)

※ 1期・・・1月～6月分、2期・・・7月～12月分

(表) 活動用具の交付実績 (平成23(2011)年度)

<消耗品> (交付対象447団体)

品目	回収量20t未満			回収量20t以上80t未満 及び新規団体			回収量80t以上			合計	
	団体	交付基準	交付数量	団体	交付基準	交付数量	団体	交付基準	交付数量	団体	交付数量
①紙ひも	24	15	360	17	20	340	0	25	0	41	700
②ポリ袋(大)	78	80	6,240	40	160	6,400	1	240	240	119	12,880
③ポリ袋(中)	43	150	6,450	26	250	6,500	3	350	1,050	72	14,000
④標識板	9	2	18	3	4	12	0	6	0	12	30
⑤軍手	82	15	1,230	45	20	900	4	25	100	131	2,230
⑥回収容器	18	2	36	9	3	27	0	4	0	27	63
①～⑥計	254		14,334	140		14,179	8		1,390	402	29,903

<備品> (交付対象9団体：登録から2年以内の団体)

品目	合計		
	団体	交付基準	交付数量
⑦物置	1	1	1
⑧手押四輪車	1	1	1
⑨台車(小)	5	1	5
⑩台車(大)	1	1	1
⑪手押一輪車	1	1	1
⑦～⑪計	9		9

注) 1. 平成18年度から、活動用具の品目について、防水シート、ゴム手袋、リヤカーを削除しています。また、消耗品については、従来の回収対象世帯数に応じた基準から回収量に応じた基準に変更しています。

(3) 廃食用油のリサイクル

市内の小学校・保育所及び一般家庭などから排出される廃食用油の回収を行い、バイオディーゼル燃料に転換したものを、市のごみ収集車等の燃料として利用しています。バイオディーゼル燃料は、大気汚染の原因となる黒煙を出さず、原料がバイオマスである使用済み天ぷら油であることから、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素を増やさないというメリットがあります。

現在、ごみ収集車等 11 台の燃料として活用しています。

また、平成 23(2011)年 11 月からは、周辺に回収拠点がない地域の幼稚園保護者を対象に 8 か所の幼稚園（林、藤江、大久保南、谷八木、清水、錦浦、二見北、二見西）で回収を始めました。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
廃食用油回収量	4680	23,7500	25,0870	28,9300
C - FUEL 購入量	2000	24,9000	26,3800	27,1100
CO ₂ 削減量	524 kg	62,225kg	65,727kg	75,797kg

(4) 廃食用油の回収拠点

① 公共施設（11ヶ所）

（平成 24(2012)年 10 月 1 日現在）

	施設名	回収日	回収時間帯
1	明石市役所 (912-1111) 中崎 1 丁目 5 番 1 号	【毎日】 (平成 22 年 10 月 1 日～) (庁舎西タリ-乗場前)	24 時間
2	花と緑の学習園(924-6111) 小久保 1-10-3	毎月第 3 月曜日 (平成 21 年 10 月 19 日～)	9:30～11:00
3	サンライフ明石(923-0770) 西明石南 3-1-21	毎月第 3 火曜日 (平成 21 年 10 月 19 日～)	同上
4	大久保市民センター (918-5620) 大久保町大窪 612-1	【毎日】(開庁時間) (平成 22 年 10 月 1 日～) (庁舎正面玄関内)	8:55～17:40
5	あかねが丘学園(918-5415) 松が丘 5-7-1	毎月第 3 水曜日 (平成 21 年 9 月 16 日～)	9:30～11:00
6	高丘中央集会所 (935-5325) 大久保町高丘 3-3	【毎日】(開所時間) (平成 24 年 10 月 1 日～) (集会所正面玄関入って右)	執務時間内
7	江井島サービスコーナー (918-5635) 大久保町江井島 794-8	【毎日】(開庁時間) (平成 24 年 10 月 1 日～)	執務時間内
8	二見市民センター (918-5640) 二見町東二見 457-1	【毎日】(開庁時間) (平成 22 年 10 月 1 日～) (庁舎正面玄関内)	8:55～17:40
9	魚住市民センター (918-5630) 魚住町西岡 500-1	【毎日】(開庁時間) (平成 22 年 10 月 1 日～) (庁舎正面玄関内)	8:55～17:40
10	天文科学館(919-5000) 人丸町 2-6	毎月第 3 金曜日 (平成 22 年 6 月 18 日～)	9:30～11:00
11	リサイクル家具常設展示場 (918-5794) 大久保町松陰 1131	【毎日】(日・年末年始は休み) (平成 23 年 7 月 16 日～) (明石クリーンセンター2 階)	9:00～16:00

※ 本庁以外は、土日・祝祭日・年末年始を除く。

Ⅶ-1. ごみの減量化・資源化

② 要望による拠点（9ヶ所）

	施設名	回収日／回収時間帯	備考
1	コープ西明石 西明石北町 1-2-1	毎月第4月曜日 (平成21年9月28日～) 9:30～11:00	鳥羽まちづくり協議会
2	大蔵会館 大蔵中町 12-14	毎月第4月曜日 (平成21年9月28日～) 9:30～11:00	大蔵地区連合町内会 ユニハイツ朝霧自治会
3	大蔵八幡神社 大蔵八幡町 6	毎月第4月曜日 (平成21年9月28日～) 9:30～11:00	
4	山手台会館 山手台 1-56	毎月第4火曜日 (平成22年1月26(火)～) 9:30～11:00	高丘西校区連合自治会長
5	東二見駅北集会所 二見町東二見	毎月第4火曜日 (平成22年6月22日～) 9:30～11:00	駅北自治会
6	エコープ江井島店 大久保町西島 422-1	毎月第4水曜日 (平成21年11月25日～) 10:00～11:30	西島自治会長
7	上ノ丸会館 上ノ丸 2-2-30	毎月第4木曜日 (平成21年11月26日～) 9:30～11:00	明石校区自治会協議会
8	太寺会館 大寺 2-14-8	毎月第4金曜日 (平成21年11月27日～) 9:30～11:00	太寺1丁目、太寺大野町、太寺2丁目天王町、太寺3丁目、太寺4丁目
9	シャルムシーサイド明石 (シャルムシーサイド明石自治会) ※藤江 1625-1	毎月第3月曜日 (平成21年12月6日～) 随時	※自治会員のみ

※ 油はよく冷まされてから、ペットボトル等でご持参ください。基本的にお持ちいただいたペットボトルは、翌月再使用してください。ご都合により、ペットボトルごと回収もいたします。

※ ご商売をされた後の廃食用油(事業系)は回収出来ませんので、ご注意ください。



(5) 生ごみの減量化、再資源化

① 生ごみ堆肥化容器の購入助成（平成 18 年度末で終了）

ア 交付基準 コンポスト容器(容量 100ℓ以上)、ボカシあえ容器(容量 10ℓ以上)について、20,000 円を限度に販売価格の 1/2 を助成しました。(ともに、1 世帯 2 基まで)

イ 実施経過 コンポスト容器は平成 4(1992)年度から、ボカシあえ容器は平成 8(1996)年度から実施し、平成 18(2006)年度末で終了しました。

ウ 交付実績 コンポスト容器 累計 2,386 基(H4~H18)
ボカシあえ容器 累計 696 基(H8~H18)

② 生ごみ処理機（機械式 0.5 kg/日以上）の購入助成（平成 18 年度末で終了）

ア 交付基準 20,000 円を限度に販売価格の 1/2 を助成しました。
(1 世帯 1 基まで)

イ 実施経過 平成 12(2000)年度から実施し、平成 18(2006)年度末で終了しました。

ウ 交付実績 累計 865 基(H12~H18)

(6) 生ごみの減量化、再資源化（生ごみ減量化大作戦）

① 概 要

家庭系可燃ごみ(燃やせるごみ)に最も多く含まれる生ごみの減量化を推進し、ごみ焼却の減量化及び最終処分場の延命化を図ります。

ア 段ボールコンポスト普及促進事業

段ボール箱を利用して家庭から毎日出る生ごみを堆肥化するために必要な基材（ピートモス 12ℓ、くん炭 8ℓ）を無償配布します。また、家庭菜園や公園・学校の花壇等で肥料として活用することにより家庭で簡単にできるごみの減量化やリサイクルを推進します。

基材配布数・・・1,414 キット（平成 23(2011)年度）

イ 生ごみの水切り普及促進事業

家庭から毎日出る生ごみは、多くの水分を含んでいるため水切りを徹底することにより、ごみの焼却量の減量化や衛生的な収集運搬を推進します。

水切り道具配布数・・・437 個（平成 23(2011)年度）



Ⅶ-1. ごみの減量化・資源化

(7) 家庭系可燃ごみ組成分析調査 (湿ベース)

① 概 要

本市では、「家庭から出された可燃ごみ」を対象に、可燃ごみの種類と割合を調べる「組成分析調査」を行っています。

ごみの組成を明らかにすることは、ごみ減量化施策の企画立案及び実施、諸計画の策定にあたっても基礎的なデータとして高い利用価値があるなど、廃棄物行政を的確に進める上で重要となります。

② 組成分析調査結果(湿ベース)

(単位：%)

			平成 22 年度	平成 23 年度
資源化可能物	紙類・布類	新聞、折込広告	7.3	11.2
		雑誌、書籍	2.4	0.3
		段ボール	0.4	7.3
		紙パック(500ml以上)	0.2	0.8
		雑がみ(リサイクル可能)	7.8	6.6
		古着、布類	2.0	3.6
		小計	(20.1)	(29.8)
	プラスチック類	ペットボトル	1.1	0.9
	ガラス類	飲料用びん	—	0.1
	金属類	スチール缶・アルミ缶	—	0.0
計 (資源化可能物)			(21.2)	(30.8)
可燃ごみ	紙類・布類	雑がみ(リサイクル不可能)	7.7	10.0
	ちゅう芥類	調理くず、食べ残しなど	34.1	24.7
	プラスチック類	容器包装(レジ袋)	1.4	1.5
		容器包装(白色トレイ)	13.2	0.1
		容器包装(その他)		7.8
		プラ製品	0.6	6.1
		紙おむつ	13.0	10.2
	ゴム・皮革	その他(ゴム、皮革を含む)	3.6	0.0
	木・竹・わら類	枝木、竹、わら、草、花、割り箸など	0.4	5.5
	その他可燃	乾燥剤、ペットのフン等	—	3.1
計 (可燃ごみ)			(74.0)	(69.0)
不燃ごみ	有害ごみ	蛍光灯・水銀・乾電池	4.8	0.0
	金属類、ガラス、陶磁器他	小型家電製品		0.0
		金属、ガラス、陶磁器		0.2
計 (不燃ごみ)			(4.8)	(0.2)
合 計			(100.0)	(100.0)

(8) レジ袋削減の推進

① 概 要

ごみの減量化と地球温暖化の防止を目的として、レジ袋の削減に取り組んでいます。平成 23(2011)年 11 月 25 日(金)に、市内の飲食料品スーパーなど 13 事業者、消費者団体(明石市消費生活研究会)、明石市の三者で「明石市におけるレジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」を締結しました。さらに、平成 24(2012)年 2 月 14 日(火)に、3 事業者と三者協定を締結し、協定締結事業者 16 事業者の 48 店舗にて、平成 24(2012)年 4 月 1 日からレジ袋の無料配布を取りやめています。(従来から実施中の店舗もあります。)

② 協定締結事業者一覧

(平成 24(2012)年 4 月 1 日現在)

	事業者名	店舗名称	店舗数	レジ袋辞退率 目標値
1	あかし農業協同組合	フレッシュ・モア	2	80%以上
2	イオンリテール(株) 西近畿カンパニー	イオン	2	80%以上
3	(株)エーコープ近畿	エーコープ	2	80%以上
4	(株)オークワ	プライスカット	1	80%以上
5	(有)カドワキ	業務スーパー西明石店	1	80%以上
6	川瀬食品(株)	かわせ	4	80%以上
7	(株)銀ビルストアー	プチマルシェ、生鮮パワー	2	80%以上
8	(株)サンディ	ボックスストアサンディ	1	80%以上
9	(株)須磨青果	スーパーマーケット小西屋 生鮮食品館 N E E D S	3	80%以上
10	生活協同組合コープこうべ	コープこうべ	6	90%以上
11	大黒天物産(株)	ディオ、ラ・ムー	3	80%以上
12	(株)トーホーストア	トーホーストア	5	80%以上
13	(有)成瀬龍平商会	業務スーパー硯町店	1	80%以上
14	兵庫南農業協同組合	ふぁ～みん S H O P	2	80%以上
15	マックスバリュ西日本(株)	マックスバリュ	5	80%以上
16	(株)マルアイ	マルアイ	8	85%以上
	計		48	

(9) プラスチック製容器包装の分別収集モデル事業

① 概 要

モデル事業として、平成 16(2004)年 11 月より大蔵谷清水自治会（約 1,500 世帯）において、プラスチック類の容器や袋を「プラスチック製容器包装」として「燃やせるごみ」から細分化し、分別収集してまいりました。また、平成 23(2011)年 4 月からは、明石清水第二高層自治会（265 世帯）、新小谷自治会（270 世帯）にも拡大し、将来の全市実施に向けた、事業の継続性と安定性、高コスト抑制等を検討しました。

この「プラスチック製容器包装」は毎週水曜日に、資源ごみステーション（普段、資源ごみ・燃やせないごみを出している集積場所）に出してもらいましたが、燃やせないごみ又は資源ごみの収集日と重なるため、橙色半透明の指定収集袋を無料配布して色分けし、区分けして置いてもらいました。また、収集した「プラスチック製容器包装」については、市外の民間事業者中間処理施設に搬入され、そこで混入されている不適正ごみを取り除かれた後、圧縮梱包され、指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）ルートでプラスチック製品や高炉、コークス炉の還元剤などにリサイクルされました。

しかし、プラスチック製容器包装の分別収集については、リサイクル率の向上や二酸化炭素の削減などの効果が期待できるものの、実施には多額の初期投資や年間経費が必要となります。また、本市の焼却施設では焼却時に発生する熱を利用して発電するサーマルリサイクルを行っていることから、多額の費用と多くの労力に対する現行のリサイクル方法には疑問があるところです。さらに、東日本大震災以後の電力不足によりごみ発電が注目されていることもあり、全市実施については先送りさせていただき、今後、焼却施設の建て替え時期に、適正な焼却規模を計画する段階で、再度検討していきたいと考えています。

なお、現行のモデル事業についても市民への負担がかかる事業であり、当面全市実施の可能性が低いことから、平成 23 年度をもって終了しました。

プラスチック製 容器包装 具 体 例	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製の飲食料品や日用品のボトル・カップ・パック類 ・プラスチック製の飲食料品や日用品の袋・外側フィルム・ネット ・食料品のトレイ・発泡スチロール・空気の入ったシート
--------------------------	--

② プラスチック製容器包装分別収集実績量（平成 23(2011)年度）

対象世帯数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 約 2,035 世帯
 対象ステーション数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58 箇所
 平成 23 年度排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31.40 トン
 （平成 16 年度からの累計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 211.27 トン）

4. 事業系廃棄物の減量

(1) 大規模事業所の減量計画の提出

① 対象となる事業者

下記に該当する建築物の所有者もしくは占有者。計 79 事業所（H23.4 末現在）

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（通称「ビル管法」）に規定する特定建築物（延床面積 3,000 m²以上）

イ 大規模小売店舗立地法（通称「大店立地法」）に規定する大規模小売店舗（延床面積 1,000 m²を超える）

ウ その他、ア、イ以外の年間 200 t 以上事業系廃棄物を排出する事業所

② 義務

ア 減量及び適正処理に関する計画書の提出

イ 廃棄物管理責任者の選任と届出

③ 実施時期

平成 14(2002)年 6 月施行

平成 23(2011)年度では、市内 72 事業所から平成 23 年度の計画書の提出を受けました。

④ 実績値と計画値

	廃棄物として 排出した量	資源物として 排出した量	合 計	資源化率	対象事 業所数
平成 19 年度 実績値	10,027,087	9,711,114	19,738,201	49%	75
平成 20 年度 実績値	8,550,793	9,732,235	18,283,028	53%	74
平成 21 年度 実績値	7,994,783	9,188,835	17,183,618	53%	82
平成 22 年度 実績値	6,738,829	9,734,881	16,473,711	59%	82
平成 23 年度 計画値	6,507,787	8,955,769	15,463,556	58%	79

(2) 市庁舎内古紙等回収資源化

① 平成 2(1990)年度に「庁内における再生紙利用と回収・資源化対策」をまとめ、事業系ごみ減量化対策の一環として平成 3(1991)年度から始めました。

平成 17(2005)年度以降における新聞雑誌等については、紙類・布類分別収集の市契約業者が品目別契約単価で回収しています。

② 回収実績

種 別	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	3 年度からの累計
再 生 紙	95 t	129 t	117 t	100 t	140 t	1,532 t
新聞雑誌等	22 t	32 t	31 t	28 t	34 t	478 t

5. リサイクルプラザの運営

(1) 施設見学者の案内

区 分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	団体	人数	団体	人数	団体	人数
学校関係	28	2,885	28	3,012	27	2,900
市民団体	28	485	34	830	27	452
計	56	3,370	62	3,842	54	3,352

(2) 不用家具（粗大ごみ）の再利用

市内の家庭から粗大ごみとして出された家具等を、資源循環課の家具工房で修理を行い、環境&消費者フェアなどの催しで提供してきました。（平成 22 年度の環境&消費者フェアからは有償での提供に変更）

平成23年5月16 日から、明石クリーンセンターにリサイクル家具の常設展示場を開設し、有償での提供を継続しています。（年度内6回の展示回数を予定）

区 分	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
展示回数	3 回	4 回	4 回	3 回	5 回
展示数	100 点	115 点	100 点	65 点	140 点
提供数	100 点	115 点	100 点	59 点	122 点
来場者数	—	—	—	—	2,123 人

(3) ホームページの開設と運営

① 開 始 平成 13(2001)年 10 月 （平成 17(2005)年 4 月リニューアル）

② 名 称 ごみとリサイクル

③ 内 容 ○ごみの出し方 ○ごみの減量・リサイクル

○明石クリーンセンター施設紹介 ○統計情報 ○資料 ○リンク

④ アクセス数

年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
アクセス数	19,383 回	23,239 回	22,206 回	25,079 回	24,236 回

⑤ ホームページアドレス

http://www.city.akashi.lg.jp/kankyou/gomitai_ka/gomi/index.html

(4) ブログの開設と運営

① 開 始 平成 17(2005)年 7 月

② 名 称 明石 e-ごみゆにてい BLOG

③ アクセス数

年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
アクセス数	482,389 回	612,893 回	387,776 回	457,243 回	381,198 回

④ ホームページアドレス

<http://www.akashi-e-gomi.info/>

(5) 環境ビデオ・ライブラリー

ごみ処理やごみ減量・資源リサイクルを中心とした環境問題についての知識と理解を深めてもらうため、学習ビデオ・関連図書の無料貸し出しを行っています。

6. 減量化等の普及啓発

(1) 「あかし環境フェア」の開催

- ① 目的 地球温暖化、資源循環といった環境問題全般について、市民（子どもを含む）に対し、市民団体、事業者、行政とのコミュニケーションの場、環境学習の場を提供することを基底としたイベントを開催することにより、市民の環境意識の醸成を図り、ひいてはライフスタイルを見直すきっかけとしてもらうことを目的としています。

② 開催

年度	イベント名称	開催日	開催場所
19	あかし環境フェア	3月16日(日)	市立産業交流センター
20	あかし環境フェア	3月8日(日)	市立産業交流センター
21	環境&消費者フェア in あかし	11月3日(祝)	市立産業交流センター
22	環境&消費者フェア in あかし	11月3日(祝)	市立産業交流センター
23	環境&消費者フェア in あかし	11月3日(祝)	市立産業交流センター

- ③ 内容 従来から集客力のあるリサイクル図書コーナー、フリーマーケットの実施のほか、共催であるエコウイングあかしによる明石の情報発信、環境工作ブースによる子どもをターゲットにした学習・遊びの場の提供、各種環境発表&環境アニメ紙芝居などの環境ステージ、環境学習に取り組む子どもの発表の場としての環境学習パネルコーナー、地産地消をキーワードとしたフードコーナーの設置など。



VII-1. ごみの減量化・資源化

(2) 環境講座等

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
講座内容	<ul style="list-style-type: none"> ・染め物体験講座 (20 人) ・「らんま先生」エコパフォーメーションショー(300 人) ・はばタンの環境学習 (200 人) ・生ごみ段ボールコンポスト講師養成講座 (20 人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ段ボールコンポスト講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・親子リサイクル木工教室 (18 人) ・小学校紙すき講座 (110 人) ・親子風力発電工作教室 (40 人) ・生ごみ段ボールコンポスト講座 (3 回、104 人)
参加者 (回数)	540 人	293 人	272 人 (6 回)

(3) 啓発パンフレット等の作成

目 的	冊 子 名	配 置 ・ 配 付 先
一般啓発用	明石市 3 R ガイドブック	市内公共施設、講習会等
事業所啓発用	事業所ごみ減量マニュアル	市内事業所
小学生学習副読本	すすめ！ 3 R 号 (みんなで考えるごみの問題)	市内小学校

Ⅶ－２．ごみ処理（収集・運搬）

1. 概 要

(1) 展 望

近年、価値観やライフスタイルが多様化する中で、より快適な生活環境を提供することが、行政に求められています。ごみの収集・運搬についても市民のニーズにいかに応えるかを最重点課題として取り組んでいく必要があります。

また、市民に対しても啓発活動を通じて、ごみ出しマナー等の指導を行い、市民と行政が一体となって快適な環境をつくっていくよう努力していくことが肝要です。

その一環として、平成 20(2008)年度より、適正処理と住民サービス向上を目的とした「五つの取組み（収集職員による不法投棄パトロールや学校・自治会での説明会開催など）」を実施しています。

(2) 事業の沿革

本市におけるごみ収集は、昭和 45(1970)年 5 月に一括混合収集から「燃やせるごみ」週 2 回、「燃やせないごみ」週 1 回の定期収集に移行しました。昭和 47(1972)年 4 月にはステーション方式によるビニール袋収集体制を採用し、同年 12 月、全市域にごみ集積場を設置しました。

その後、ごみの減量化・資源化を図るため、昭和 53(1978)年 6 月に一部地域において「燃やせないごみ」を空き缶・空きびん・その他の燃やせないごみに細分化し、それぞれ別々に収集・運搬を行う「燃やせないごみの分別収集」を開始し、以後順次地区の拡大を図りました。また、平成元(1989)年 8 月からは、空き缶、空きびん混合袋収集へ移行し、平成 11(1999)年 6 月にはペットボトルも品目に加え、「資源ごみ」として全市域で収集しています。

平成 16(2004)年 11 月から「紙類・布類」を「燃やせるごみ」から細分化し分別収集しています。

粗大ごみ収集については、昭和 53(1978)年から燃やせないごみとは別に収集を開始し、自治会（町内会）等单位で、年 4 回の収集を行ってきましたが、平成 16(2004)年 11 月からは、戸別有料収集を実施しています。



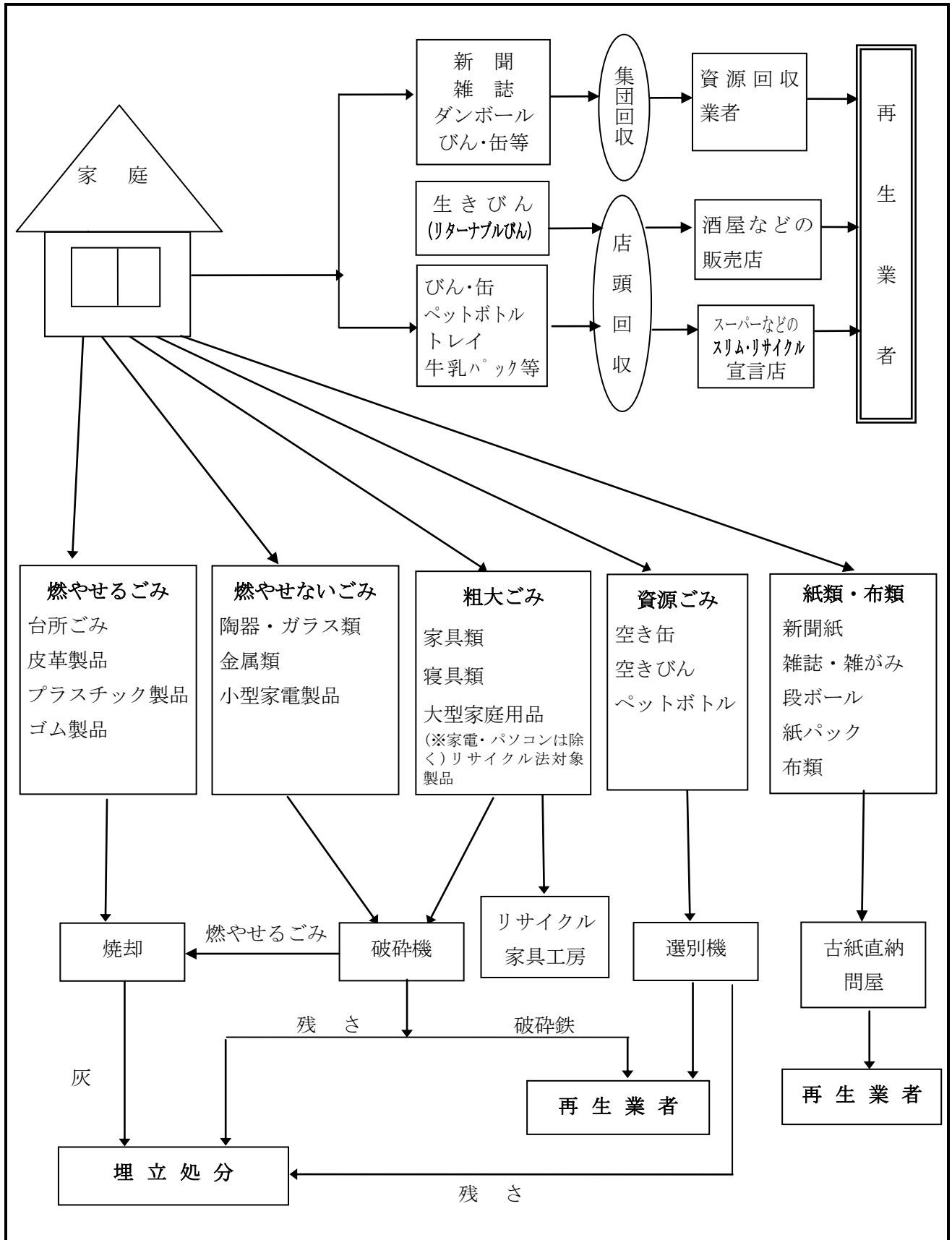
天然ガス車

ハイブリッド車

バイオディーゼル車

VII-2. ごみ処理（収集・運搬）

明石市のごみの流れ



※平成13年4月1日より、「エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫を含む)、洗濯機」は、家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)の施行に伴い、収集対象外となりました。平成15年10月1日よりパソコンリサイクル制度施行に伴いパソコンは収集対象外となりました。家電リサイクル法の改正により、平成21年4月1日より、衣類乾燥機は収集対象外となりました。

2. 収集及び運搬

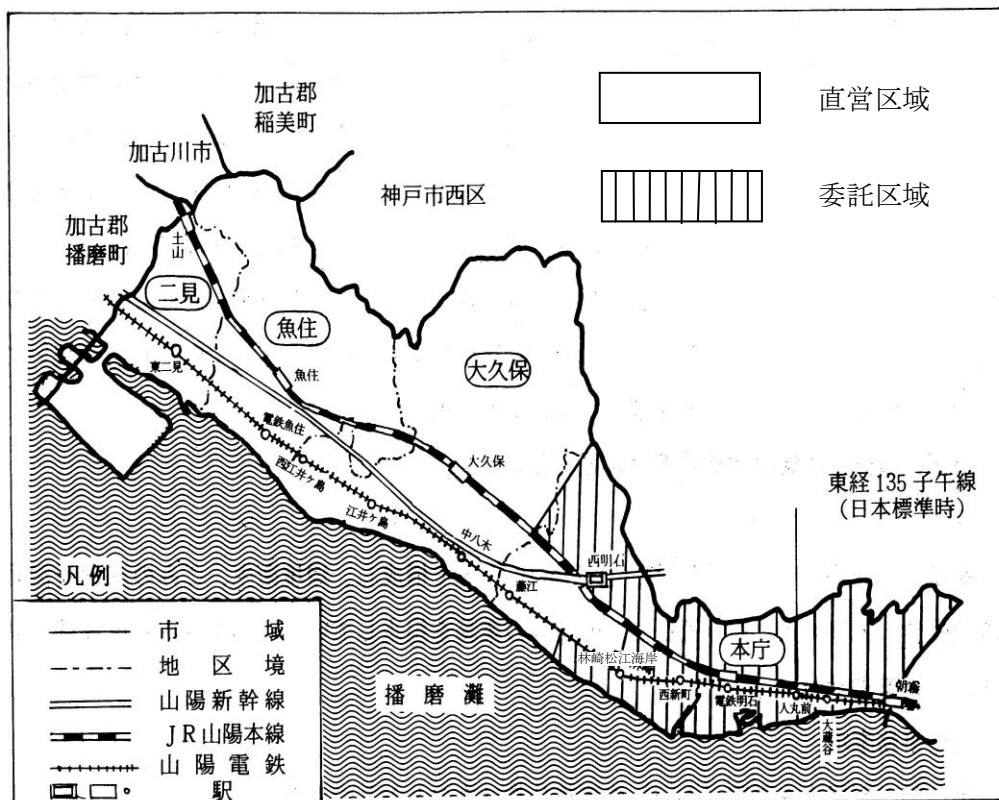
(1) 概 要

一般家庭から排出される生活ごみに対処するため、本市では下図のとおり市域をほぼ東西に分け、東部地域は委託3業者で西部地域は直営で、それぞれ分担して収集しています。

具体的には、作業長4名、自動車運転手46名、作業員12名(平成24年4月1日現在)が西部地域の燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源ごみの収集を行うほか、市内全域の粗大ごみの収集、不法投棄ごみ等の収集業務に従事しています。

なお、平成16(2004)年4月より屋外一斉清掃に伴う土砂収集、犬ねこ等の小動物死体収集業務は業者委託しています。

さらに、平成16(2004)年11月からは、燃やせるごみから「紙類・布類」を分別し、収集業務については、業者委託しています。



VII-2. ごみ処理（収集・運搬）

(2) 収集実施状況

世帯数……………125,913世帯（平成23(2011)年10月1日現在）

人口……………293,580人（平成23(2011)年10月1日現在）

① 直営収集区域

町	名
貴崎1～5丁目、松江(一部)、川崎町、西明石南町1～3丁目、西明石西町1～2丁目、別所町、東藤江1～2丁目、藤が丘1～2丁目、藤江(一部) 大久保町松陰新田、大久保町森田(一部)、大久保町松陰(一部)、大久保町大久保町(一部)、大久保町大窪、大久保町山手台1～4丁目、大久保町高丘1～7丁目、大久保町西脇、大久保町緑が丘、大久保町谷八木、大久保町八木、大久保町福田、大久保町福田1～3丁目、大久保町江井島、大久保町西島、大久保町ゆりのき通1～3丁目、大久保町わかば、大久保町駅前1～2丁目 魚住町金ヶ崎、魚住町長坂寺、魚住町錦が丘1～4丁目、魚住町鴨池、魚住町清水、魚住町中尾、魚住町住吉1～4丁目、魚住町西岡 二見町福里、二見町東二見、二見町西二見、二見町西二見駅前1～4丁目	

② 委託収集区域

(阪神連合清掃(株))

町	名
松が丘1～5丁目、大蔵谷字狩口、荷山町、太寺1～4丁目、太寺大野町、太寺天王町、大蔵町、大蔵中町、大蔵本町、大蔵八幡町、大蔵天神町、上ノ丸1～3丁目、山下町、天文町1～2丁目、人丸町、東人丸町(一部)、東仲ノ町、桜町、大明石町1～2丁目(JR以南)、樽屋町、材木町、港町、日富美町、岬町、大観町、相生町1～2丁目、鍛冶屋町、中崎1～2丁目、本町1～2丁目	

((有)毎日清掃)

町	名
松が丘5丁目(一部)、大蔵谷字(狩口を除く)大蔵谷奥、松が丘北町、朝霧台、朝霧山手町、朝霧北町、東山町、朝霧町1～3丁目、北朝霧丘1～2丁目、東朝霧丘、中朝霧丘、西朝霧丘、東野町、東人丸町(一部)、鷹匠町、茶園場町、大明石町1～2丁目(JR以北)、船上町(一部)、和坂1～3丁目、西明石町1～5丁目、新明町、林崎町1～3丁目、南貴崎町、林1～3丁目、松江(一部)、和坂(アメニティーコート)、旭が丘、西明石東町、野々上1～2丁目、野々上3丁目(一部)	

((有)東播清掃)

町	名
大道町1～2丁目、和坂、松の内1～2丁目、花園町、鳥羽、沢野1～2丁目、明南町1～3丁目、小久保1～6丁目、小久保、西明石北町1～3丁目、北王子町、王子1～2丁目、西新町1～3丁目、硯町1～3丁目、田町1～2丁目、船上町、立石1～2丁目、和坂稲荷町、宮の上、南王子町、野々上3丁目(一部)、藤江(一部)、大久保町森田(一部)、大久保町松陰(一部)、大久保町大久保町(一部)	

(3) 収集方法及び収集回数

家庭から排出されるごみは、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源ごみ」「紙類・布類」に分け、それぞれ別々に決められた収集曜日に、決められた場所（ステーション）で収集を行っています。また「粗大ごみ」については、平成16(2004)年11月から戸別有料収集となっています。

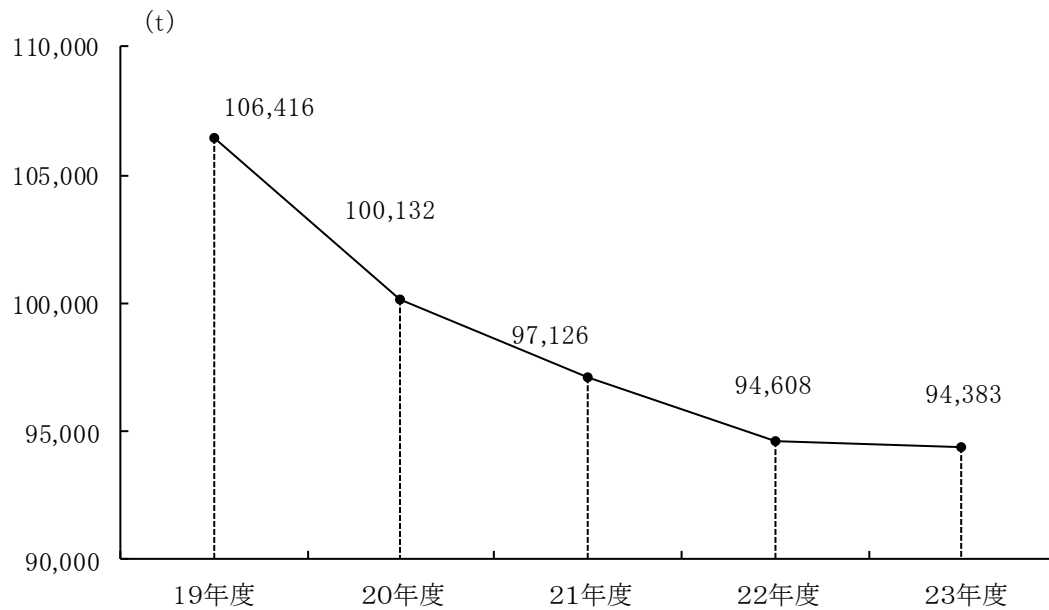
さらに平成19(2007)年1月には、地域によって収集曜日が異なっていた「燃やせないごみ」「資源ごみ」の収集曜日を水曜日に統一しました。

収集の区分	ごみの種類	回数	ステーション数
燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・台所ごみ ・プラスチック製品 ・皮革製品 ・ゴム製品 	週 2 回	約 4, 0 0 0
燃やせないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・陶器・ガラス類 ・金属類 ・小型家電製品 ・その他(筒型乾電池、体温計など) 	月 2 回	約 3, 0 0 0
資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・空き缶、空きびん、ペットボトル 	月 2～3回	約 3, 0 0 0
紙類・布類	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞紙 ・雑誌・雑がみ ・段ボール ・紙パック ・布類 	月 1 回	約 3, 0 0 0
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・家具、建具類 ・布団類、スプリング入りマットレス ・自転車 ・大型家庭用品 <p>[※ エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫を含む)、洗濯機、衣類乾燥機、パソコンは除く]</p>	戸別有料収集	—

※ 平成13年4月1日より、「エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫を含む)、洗濯機」は、家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)の施行に伴い、収集対象外となりました。平成15年10月1日よりパソコンリサイクル制度施行に伴いパソコンは収集対象外となりました。家電リサイクル法の改正により、平成21年4月1日より、衣類乾燥機は収集対象外となりました。

3. ごみ収集実績（計画収集分）

(1) 年度別収集量



※集団回収分、自己搬入分は除く。

(2) 月別収集量

(単位：t)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
19	9,132	9,944	9,001	9,580	9,208	8,128	9,223	8,498	9,507	8,271	7,533	8,391
20	8,598	8,949	8,371	8,742	8,017	8,524	8,464	7,640	9,751	7,763	6,989	8,324
21	8,186	8,419	8,538	8,589	8,238	7,865	8,178	7,754	8,922	7,416	6,691	8,330
22	8,039	8,240	8,198	8,320	8,133	7,575	7,609	7,976	8,734	7,398	6,580	7,806
23	7,582	8,781	8,169	7,904	8,280	7,817	7,843	7,693	8,758	7,411	6,461	7,684

※集団回収分、自己搬入分は除く。

(3) 搬入者別収集量

(単位：t)

搬入者		年 度				
		19	20	21	22	23
収集区分						
直 営	燃やせるごみ	35,594	34,424	33,641	33,399	33,908
	燃やせないごみ	1,920	1,771	1,689	1,708	1,698
	資源ごみ (缶・びん・ペットボトル)	1,912	1,844	1,855	1,764	1,677
	粗大ごみ	532	552	559	604	631
委 託	燃やせるごみ	24,661	23,868	23,327	22,895	23,092
	燃やせないごみ	1,309	1,279	1,238	1,198	1,191
	資源ごみ (缶・びん・ペットボトル)	1,335	1,269	1,288	1,239	1,214
	一斉清掃ごみ	898	878	861	833	839
集団回収	資源ごみ(びん)	86	92	86	83	82
許 可	燃やせるごみ	36,734	33,320	31,859	30,228	29,611
	燃やせないごみ	1,521	927	809	741	522
自己搬入	燃やせるごみ	7,661	5,613	5,916	5,594	5,193
	燃やせないごみ	2,132	1,890	1,659	1,761	1,542
計	燃やせるごみ	104,650	97,225	94,743	92,116	91,804
	燃やせないごみ	6,882	5,867	5,395	5,408	4,953
	資源ごみ (缶・びん・ペットボトル)	3,333	3,205	3,229	3,086	2,973
	粗大ごみ	532	552	559	604	631
	一斉清掃ごみ	898	878	861	833	839
合 計		116,295	107,727	104,787	102,047	101,200

4. 分別収集（資源ごみの収集）

(1) 概要

当市においては、燃やせないごみとして出される空き缶・空きびんを埋立て処分せず資源として再利用するため、昭和 53(1978)年 6 月から一部地域で「空き缶」・「空きびん」個別かご収集方式による分別収集を開始しました。その後順次拡大を図り、平成元(1989)年 8 月にかご方式から「缶・びん混合袋収集」に変更しました。また平成 11(1999)年 6 月からペットボトルも品目に加え、全市域実施に至りました。

(2) 資源ごみ分別収集実績量

昭和 53(1978)年に一部の地区で収集を開始した当時は、2,500 世帯で収集量は「空き缶」25t・「空きびん」58t でしたが、平成 23(2011)年度には 125,913 世帯(平成 23 年 10 月 1 日現在)、収集量は「空き缶・空きびん・ペットボトル」2,891t となっています。

項目 年度	収集世帯数	資源ごみ (t)
20	115,489	3,113
21	117,049	3,143
22	118,534	3,003
23	125,913	2,891

〔資源ごみ(t)は、
集団回収分を除く。〕

※世帯数は、各年度終了日の翌日現在です。
平成 23 年度以降は、年度途中の 10 月 1 日現在となります。

5. 粗大ごみ戸別有料収集

(1) 概要

平成 16(2004)年 11 月より、戸別有料収集を実施しています。平成 23(2011)年度はのべ 21,230 世帯から、44,193 個の粗大ごみを収集しました。粗大ごみ処理券(1 枚 300 円)の売上枚数は 72,810 枚(売上金額 21,843,000 円)でした。収集した品目のなかで多い物は、布団、自転車、いす、座いす、テーブル等でした。

(2) 粗大ごみ量の変化

(単位 = t)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
20	50	47	45	50	44	46	43	43	70	31	35	48	552
21	50	48	49	48	46	49	46	47	62	30	34	50	559
22	55	48	47	53	49	50	50	49	72	36	39	56	604
23	57	51	54	58	58	48	52	56	75	36	35	51	631
前年比	104%	106%	115%	109%	118%	96%	104%	114%	104%	100%	90%	91%	104%

戸別有料収集も定着し、平成 18(2006)年度以降、粗大ごみの収集量は安定してきています。平成 23(2011)年度も、前年に比べほぼ横ばいの収集量になっています。

6. 要援護者ごみ戸別収集

(1) 概 要

平成 22(2010)年度より、ごみを自らごみステーションに排出することが困難で、かつ、親族等の協力を得られない、または近隣に協力してくれる者がいない方につき、戸別にごみの収集を行う「ふれあい収集」を開始しています。以下の①・②のいずれかにあてはまる方が対象となります。（要申請。審査あり。）

① 高齢者（65 歳以上で次の㉠～㉣の要件のいずれにもあてはまる方）

㉠ひとり暮らしの方（同居するものが高齢、障がい、年少等によりごみの排出ができない場合を含む）

㉡介護保険認定において「要介護 2」以上の方

㉢介護保険のホームヘルプサービスを利用している方

② 障がい者（次の㉤・㉥の要件を満たしている方）

㉤ひとり暮らしの方（同居するものが高齢、障がい、年少等によりごみの排出ができない場合を含む）

㉥障害者自立支援法第 28 条第 1 項に規定する障害福祉サービスのうち「居宅介護」または「生活介護」にかかる介護給付費の支給を受けている方

(2) 収集実績

平成 23(2011)年度は 30 件の申請を受付け、26 件につき戸別収集を開始し、平成 24(2012)年 3 月末現在で 61 件の収集を行っています。

7. 広報・広聴活動

ごみの減量化と資源の有効利用をめざして、新たに「紙類・布類」の分別収集と粗大ごみの戸別有料収集を平成 16(2004)年 11 月より実施するにあたり、同年 6 月より 10 月にかけて自治会等を中心に、全市において地元住民向け説明会を実施しました（約 220 ヲ所、12,000 人の住民参加）。これにより、新たな制度やごみの現状と課題について理解と協力を求めるとともに、市民からの意見や要望を聞くなど制度の円滑な導入に努めました。

あわせて、住民向けにわかりやすく「紙類・布類」の分別と粗大ごみの戸別有料収集を解説した分別収集変更チラシとリーフレットを全戸配布し、いっそうの啓発に取り組みました。

また、ごみの出し方等についてわかりやすく解説している住民向け「ごみハンドブック」を、新たな分別収集の変更などに伴い全面改訂し、平成 16(2004)年 10 月に自治会などを通じて、全戸配布しました。以降は、主に転入者等を対象に提供しています。



VII-2. ごみ処理（収集・運搬）

さらに、「ごみ分別カレンダー」についても、燃やせないごみ・資源ごみの収集曜日の水曜日一本化（平成 19(2007)年 1 月）にともない、より市民にわかりやすいものをめざして一部改訂し、全世帯に配布しました。「ごみ分別カレンダー」は、毎年、自治会などを通じて広く市内世帯に配布し、円滑なごみ排出と収集を図っています。

その他、平成 21(2009)年度よりごみの分別マナーの向上を図るため、小学校や自治会などを対象に出前講座「ごみ分別マナー講座」を実施しています。



8. 収集経費

(1) 収集経費

(単位：千円)

項目		区分	金額	摘要
人件費			696,036	職員 75 名分（臨時職員を含まず）
車両関係費	車両購入費		9,681	2t プレス式パッカー車、2t パワーゲート式ダンプ車 各 1 台
	燃料費		11,353	軽油 59,270.190・ガソリン 2,556.170・天然ガス 32,146.38 m ³ /N・灯油 770
	車検・修理代		17,060	車両 45 台（タイヤ、バッテリー交換含む）
	保険・重量税		3,563	特殊車 35 台、ダンプ 5 台、ミニダンプ 1 台、バン 1 台 軽四貨物 2 台、薬剤散布車 1 台
	小計		41,657	
委託費			360,185	ごみ収集運搬業務委託等
その他			27,809	光熱水費及び消耗品等事務経費
計			1,125,687	

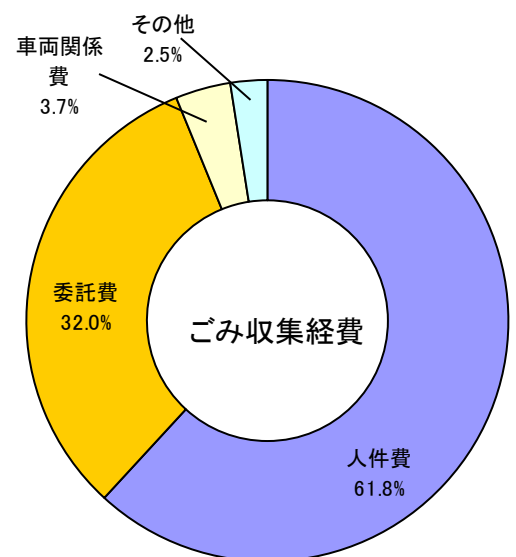
※ 施設・車両関係の減価償却費は除く。

(2) 1t 当たりの収集単価と経費割合

$$\frac{\text{平成 23 年度収集経費 } 1,125,687 \text{ 千円}}{\text{平成 23 年度収集量 } 64,250 \text{ t}} = 17,520 \text{ 円}$$

(3) 年間収集経費の推移

年度	金額（千円）	収集量（t）	1t 当たりの 収集単価（円）
19	1,234,815	68,161	18,116
20	1,152,588	65,885	17,494
21	1,110,337	64,457	17,226
22	1,125,458	63,640	17,685
23	1,125,687	64,250	17,520



VII-2. ごみ処理（収集・運搬）

VII-3 ごみ処理（中間処理・最終処分）

1. 概 要

環境の保全とリサイクルの推進が近年の大きな課題となっているなかで、明石クリーンセンターは、廃棄物の多様化や大気汚染物質の適正処理に対応した焼却施設と、資源化を促進する破碎選別施設を稼働させ、健全な市民生活の維持と、安全で効率的な廃棄物処理に努めています。

市内から排出された廃棄物は、明石クリーンセンターで中間処理をした後、最終処分されています。中間処理とは、廃棄物を減容化、安定化、無害化することを目的として行う手段であり、最終処分とは、埋立の方法で廃棄物を自然界に還元する処理です。

明石クリーンセンターへ搬入された可燃ごみは、焼却施設で焼却し、その後発生する焼却灰等は再資源化できる金属を除去した後に、同センターの埋立処分場と、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）で埋立処分しています。不燃ごみは、その組成に鉄くず等の再利用できるものが多く含まれているため、リサイクルや埋立処分するごみの量を減らす目的で破碎を行い、金属については再資源化し、不燃ごみに含まれている可燃物については焼却、その他は埋立処分をしています。資源ごみは、空きびん（無色・茶色・ガラスカレット）、空き缶（アルミ・鉄）、ペットボトルに選別処理し、種類ごとにリサイクル業者に引き渡しています。

また、明石クリーンセンターでは、焼却熱を利用した発電（発電能力 8,000kW）を行っており、施設内や周辺公共施設へ電力を供給し、余剰電力は電力会社に売却しています。

さらに、明石クリーンセンターは、環境マネジメントシステムの活動として、ダイオキシン類や大気汚染物質の排出濃度の適性管理、売電事業の推進に取り組んでいます。



2. 明石クリーンセンターの施設概要

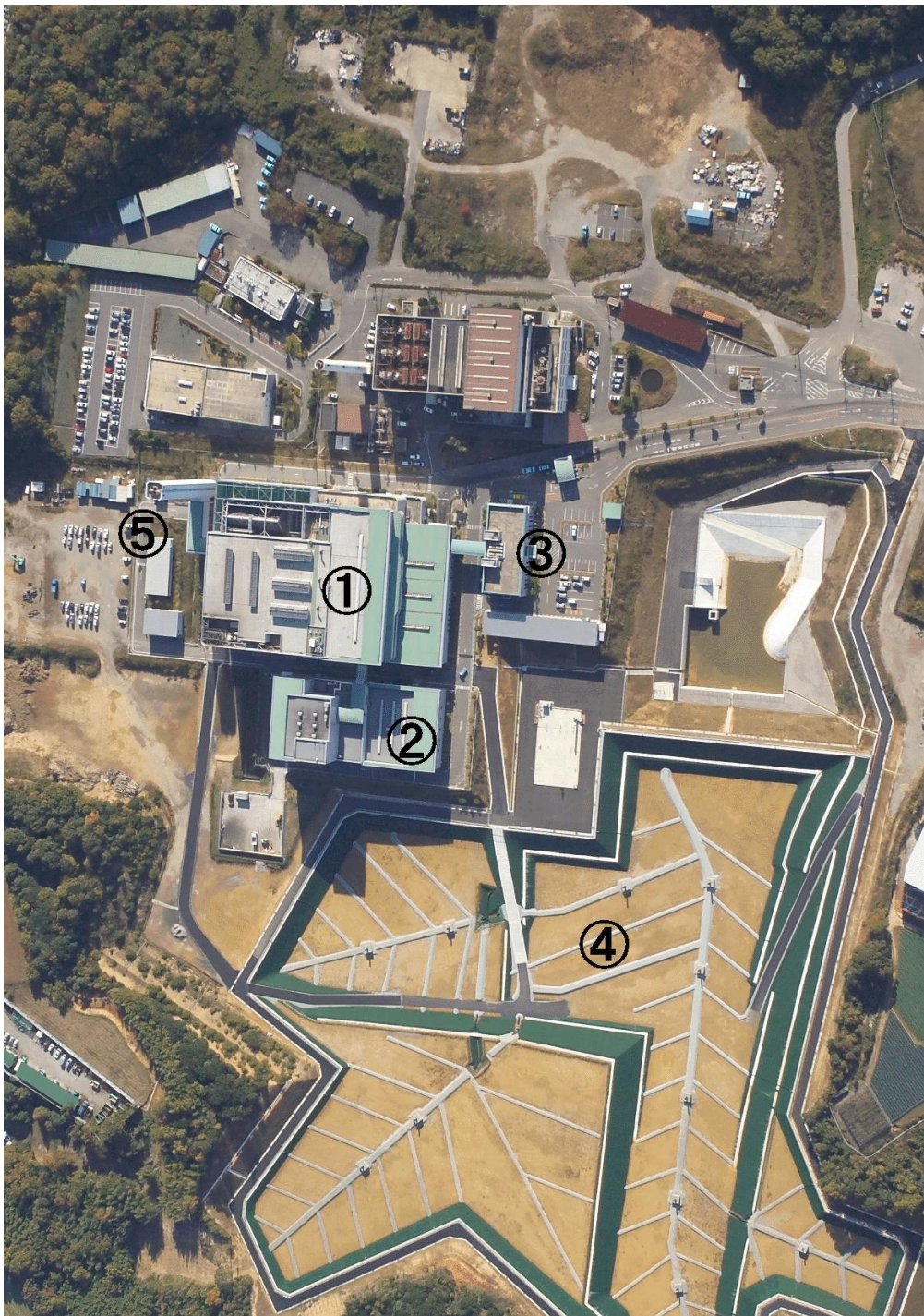
(1) 焼却施設

- | | | |
|----------|----------------------------------|----------------|
| ① 所在地 | 明石市大久保町松陰 1131 | |
| ② 焼却炉方式 | 全連続燃焼式焼却炉 | |
| ③ 焼却能力 | 480t/日（160t/24h×3 炉） | |
| ④ 排ガス処理 | 有害ガス除去装置＋バグフィルタ
触媒及び無触媒脱硝装置 | |
| ⑤ 灰処理 | 焼却灰：搬出埋立
飛 灰：薬剤による安定化及びセメント固化 | |
| ⑥ 排水処理 | 場内で処理後、公共下水道に放流 | |
| ⑦ 発電能力 | 蒸気タービンによる発電：8,000kW | |
| ⑧ 余熱利用 | 場内利用：給湯 | |
| ⑨ 建築面積 | 約 8,070m ² | |
| ⑩ 延床面積 | 約 17,588m ² | |
| ⑪ 建物構造 | 69.5m×102m 高さ 31m 地下 5.5m | |
| ⑫ 排ガス基準値 | ばいじん量：0.02g/Nm ³ 以下 | 硫黄酸化物：20ppm 以下 |
| | 塩化水素：30ppm 以下 | 窒素酸化物：50ppm 以下 |
| ⑬ 着工 | 平成 8(1996)年 1月 | |
| ⑭ 竣工 | 平成 11(1999)年 3月 | |
| ⑮ 設計・施工 | 住友重機械工業株式会社 | |
| ⑯ 総事業費 | 21,882,889 千円 | |

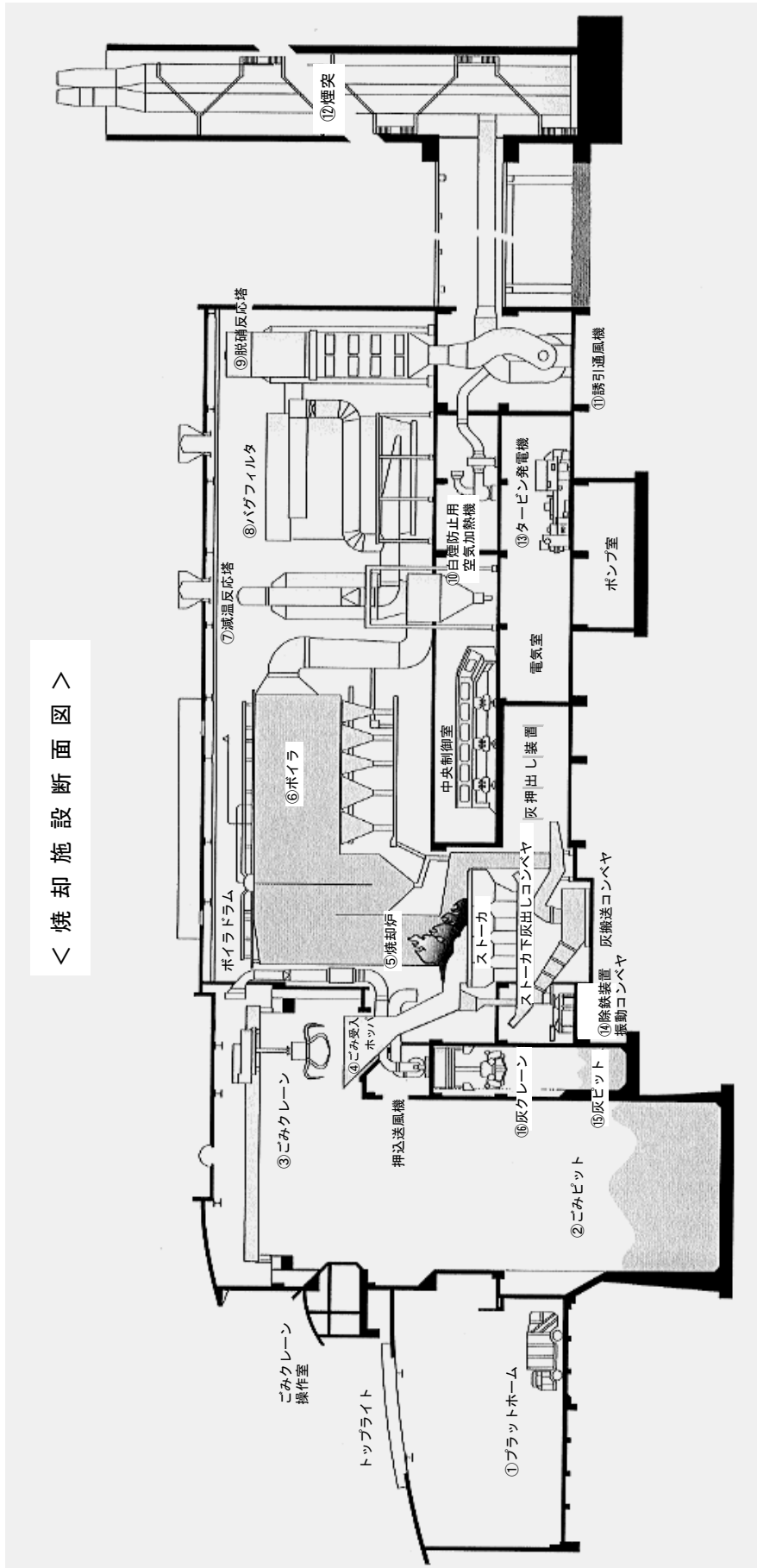
(2) 破碎選別施設

- | | | |
|---------|--|--|
| ① 所在地 | 明石市大久保町松陰 1131 | |
| ② 処理能力 | 92t/5h（破碎系統 60t/5h、資源化系統 32t/5h） | |
| ③ 破碎形式 | 横型 2 軸剪断式破碎及び衝撃剪断併用回転式破碎 | |
| ④ 選別種別 | <破碎系統>
鉄類・可燃物・不燃物
<資源化系統>
鉄類・アルミ類・びん類（無色・茶色・その他色）
プラボトル（PET・その他） | |
| ⑤ 建築面積 | 2,519.37m ² | |
| ⑥ 延床面積 | 6,729.91m ² | |
| ⑦ 着工 | 平成 9(1997)年 7月 | |
| ⑧ 竣工 | 平成 11(1999)年 3月 | |
| ⑨ 設計・施工 | 川崎重工業株式会社 | |
| ⑩ 総事業費 | 3,946,320 千円 | |

施設配置図



- ①焼却施設
- ②破碎選別施設
- ③管理棟・駐車場
- ④明石市一般廃棄物最終処分場（第3次最終処分場）
- ⑤煙突



収集されたごみは、まず①プラットフォームから②ごみピットに一時的に貯留されます。次に、③ごみクレーンで④ごみ投入ホッパに投入されたごみは、徐々に⑤焼却炉に運ばれ、最新技術を駆使した焼却炉で完全燃焼されます。燃焼時に発生する排ガスは、⑥～⑫有害物質・ばい塵の除去など7段階の処理を経たのち、大気中へと放出されます。

また、ごみ焼却熱を利用して⑬タービン発電機を稼働させ、発電しています。発電能力は、8,000kWです。

焼却されたごみは、⑭除鉄装置により、焼却鉄と焼却灰に選別後、それぞれ⑮灰ピットに貯留され、⑯灰クレーンで搬出用の車両に積み、搬出されます。

(3) 最終処分場

施設の概要

- | | |
|-----------|---|
| ① 名称 | 明石市一般廃棄物最終処分場（第3次最終処分場） |
| ② 所在地 | 明石市大久保町松陰地内 |
| ③ 規模 | 総面積 91,000m ²
埋立面積 59,000m ²
埋立容量 420,000m ³ |
| ④ 浸出污水の処理 | 浸出水調整槽で流量調整後、下水道放流方式 |
| ⑤ 供用開始 | 平成19(2007)年5月28日～ |
| ⑥ 埋立方式 | セル方式準好気性埋立 |
| ⑦ 設備の概要 | しゃ水設備（電気式漏水検知システム）、擁壁等流出防止設備、雨水等集排水設備、保有水等集排水設備、飛散防止設備 |
| ⑧ 総事業費 | 2,300,815千円 |

最終処分場全体図



3. ごみ処理の実績等

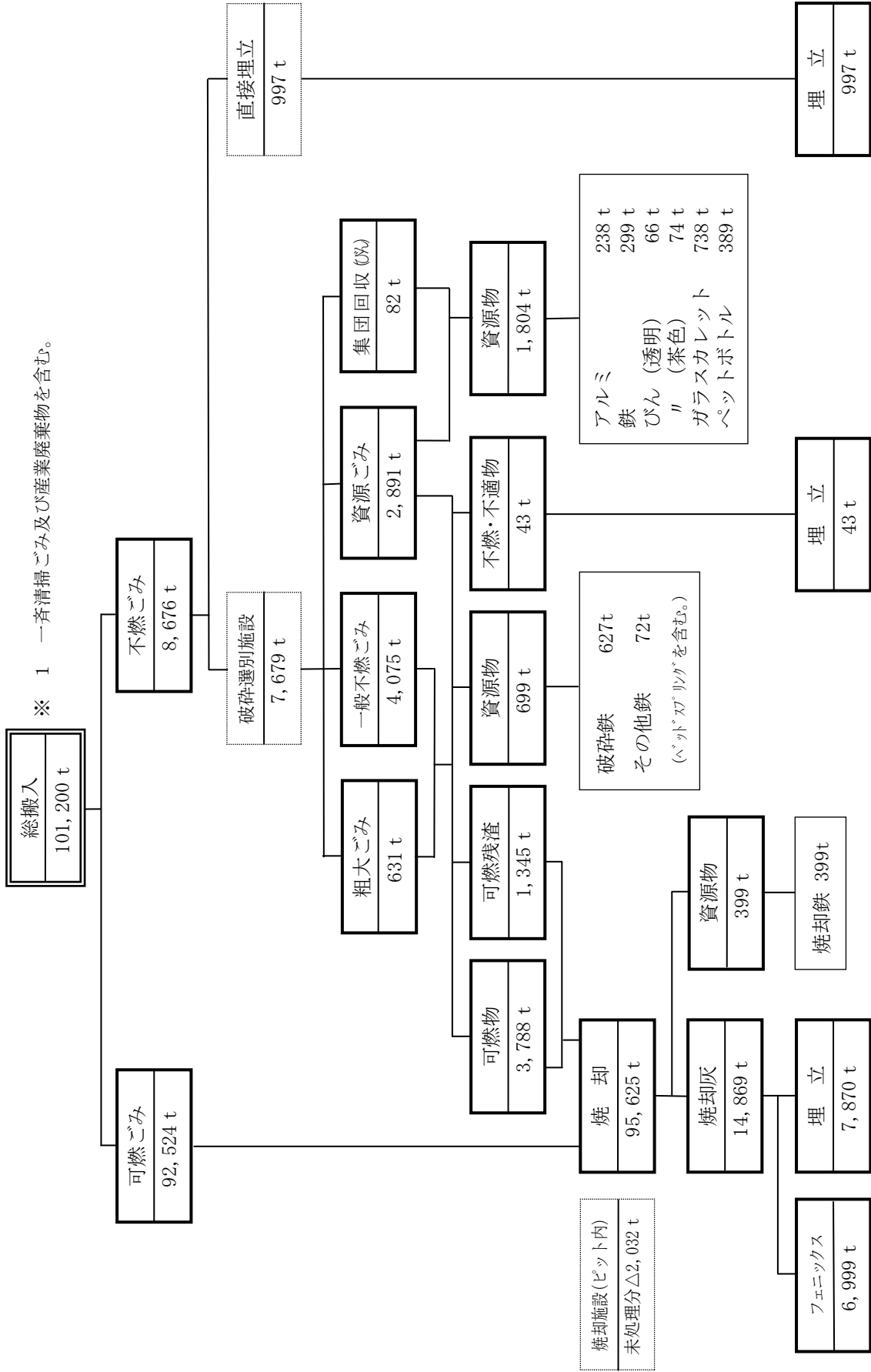
(1) 明石市におけるごみ排出状況

(単位：t)

年度	人口(人)	可燃ごみ	不燃ごみ			計
			粗大ごみ	その他ごみ	資源ごみ	
19	291,927	105,298	532	7,132	3,333	116,295
20	292,443	98,103	552	5,867	3,205	107,727
21	292,550	95,604	559	5,395	3,229	104,787
22	290,776	93,546	604	5,408	3,086	102,644
23	293,580	92,524	631	5,072	2,973	101,200

※ 人口は、平成 19～22 年度は各年度末翌月 1 日現在の国勢調査による推計人口、平成 23 年度は年度途中の 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口（外国人登録を除く）とします。

(2) 平成23年度ごみの搬入量と処理実績フロー



2 アルミ、鉄、破碎鉄、焼却鉄、その他鉄は、有価物として(有)アルミック徳原及び杉野興業に引き渡しました。びん及びペットボトルは、(有)日本容器包装リサイクル協会が指定した再商品化事業者に、ガラスカレット（3色混合）はトーエィ㈱に引き渡しました。

VII-3. ごみ処理（中間処理・最終処分）

(3) 過去5年間の焼却に関する実績

(単位：t)

年度	可燃ごみ搬入量	日平均搬入量	焼却量	焼却炉運転日数(日)	運転日平均焼却量	焼却灰搬出量 ()内は焼却残さ率
19	105,298	339	109,997	360	306	17,209 (16%)
20	98,103	269	104,922	359	292	15,832 (15%)
21	95,604	262	99,922	359	278	15,797 (15%)
22	93,546	256	98,347	359	274	15,570 (15%)
23	92,524	253	95,625	361	265	14,869 (16%)

(4) 焼却施設発電状況

(単位：kWh)

年度	発電量	受電電力量	施設内使用電力量	売却電力量	売却電力料金(円)
19	40,971,080	1,505,728	18,194,515	24,282,293	181,909,841
20	39,988,420	692,937	17,112,686	23,568,671	235,021,214
21	38,317,150	823,521	16,776,468	22,364,203	239,710,337
22	38,545,650	834,619	16,622,569	22,757,700	229,167,774
23	38,104,370	804,240	16,118,736	22,789,874	235,962,630

(5) 可燃ごみ組成分析結果

項目		年度				
		19	20	21	22	23
単位容積重量 (kg/m ³)		93	80	118	145	151
ごみ組成 乾量 (%)	紙・布類	49.2	55.4	48.5	53.9	52.1
	プラスチック類	24.5	24.6	23.9	26.1	24.9
	木・竹・ワラ類	12.5	13.5	5.2	5.0	3.3
	ちゅう芥類	8.8	4.2	11.8	6.7	11.5
	不燃物類	1.9	1.3	2.0	2.9	4.3
	その他	3.1	1.0	8.6	5.4	3.9
成分 (%)	水分	40.1	32.4	40.7	41.5	44.5
	灰分	6.9	6.3	5.8	6.2	7.1
	可燃物	53.0	61.3	53.5	52.3	48.4
低位発熱量 (kJ/kg)		8,978	10,730	9,038	8,820	7,995

※ 年平均値

(6) 過去5年間の埋立に関する実績

年度	不燃ごみ埋立量 (t)	焼却灰埋立量 (t)	残余容量 (m ³)
19	1,312	10,214	491,894
20	1,188	8,834	477,244
21	969	8,799	466,877
22	1,105	8,572	467,743
23	1,040	7,870	460,352

※ 残余容量は、覆土を含んだ値です。

(7) 不燃ごみの組成分析表

項目		年度						
		19	20	21	22	23		
単位容積重量 (kg/m ³)		142	154	177	157	164		
ごみ組成 (%)	プラスチック類	フィルム類	0.4	1.7	0.1	1.3	1.5	
		ペットボトル	0.9	0	1.7	1.3	1.9	
		トレイ類	0.0	0	0.1	0	0.1	
		発泡類	0.1	0	0.1	0.1	0	
		その他	21.6	40	21.8	17.3	18.2	
		小計	23.0	41.7	23.8	20.0	21.8	
	ガラスくず	ガラスくず	19.5	3.4	23.6	22.9	32.6	
		セメント・陶磁器くず	13.8	5.7	18.1	17.5	13.2	
		金属	アルミニウム	1.8	1.6	1.8	3.7	1.9
			その他	28.5	40.8	20.8	20.4	15.3
その他不燃物		3.6	2.7	3.4	7.1	7.4		
可燃物		9.8	4.1	8.5	8.4	7.8		
水分 (%)		1.9	0.9	2.2	0.9	1.0		

※ 年平均値

(8) 資源物搬出状況

(単位：t)

項目		年度				
		19	20	21	22	23
缶	アルミ	248	179	298	243	238
	鉄	351	275	401	326	299
ガラスびん	無色	66	59	70	59	66
	茶色	80	62	80	62	74
	その他	16				
	ガラスカレット	81	775	808	589	738
ペットボトル		402	346	436	428	389
破砕鉄等		875	719	843	688	699
焼却鉄		389	391	461	415	399
計		2,508	2,806	3,397	2,810	2,902

(9) クリーンセンター総合排水分析結果表

試料名	採取・点検場所	測定項目	基準値	単位	平成 23 年度
排水	汚水ポンプ場	水素イオン濃度	5.0～9.0	—	7.7
		生物化学的酸素要求量	600	mg/l	22
		浮遊物質量	600	mg/l	20
		ルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	5	mg/l	0.5 未満
		ルマルヘキサン抽出物質含有量（植物油脂類）	30	mg/l	0.5
		カドミウム及びその化合物	0.03	mg/l	0.005 未満
		シアン化合物	0.3	mg/l	0.01 未満
		有機燐化合物	0.3	mg/l	0.01 未満
		鉛及びその化合物	0.1	mg/l	0.01 未満
		六価クロム化合物	0.1	mg/l	0.05 未満
		砒素及びその化合物	0.05	mg/l	0.01 未満
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	mg/l	0.0005 未満
		アルキル水銀化合物	検出されないこと	mg/l	不検出
		ポリ塩化ビフェニル	0.003	mg/l	0.0005 未満
		ほう素及びその化合物	10	mg/l	0.9
		ふっ素及びその化合物	8	mg/l	0.3
		フェノール類	5	mg/l	0.2 未満
		銅及びその化合物	3	mg/l	0.01 未満
		亜鉛及びその化合物	2	mg/l	0.06
		鉄及びその化合物（溶解性）	10	mg/l	0.22
		マンガン及びその化合物（溶解性）	10	mg/l	0.18
		クロム及びその化合物	2	mg/l	0.05 未満
		沃素消費量	220 未満	mg/l	1 未満
		トリクロロエチレン	0.3	mg/l	0.002 未満
		テトラクロロエチレン	0.1	mg/l	0.001 未満
		ジクロロメタン	0.2	mg/l	0.02 未満
		四塩化炭素	0.02	mg/l	0.002 未満
		1・2-ジクロロエタン	0.04	mg/l	0.004 未満
		1・1-ジクロロエチレン	0.2	mg/l	0.02 未満
		シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4	mg/l	0.04 未満
		1・1・1-トリクロロエタン	3	mg/l	0.01 未満
		1・1・2-トリクロロエタン	0.06	mg/l	0.006 未満
		1・3-ジクロロプロペン	0.02	mg/l	0.002 未満
		ベンゼン	0.1	mg/l	0.01 未満
チウラム	0.06	mg/l	0.006 未満		
シマジン	0.03	mg/l	0.003 未満		
チオベンカルブ	0.2	mg/l	0.02 未満		
セレン及びその化合物	0.1	mg/l	0.01 未満		

※ 1 基準値は、「明石市下水道条例」の排除基準、又は「環境保全協定書」の排出基準である。

2 水素イオン濃度から沃素消費量までは平成 24 年 3 月 9 日、トリクロロエチレン以下については平成 24 年 2 月 2 日の分析結果である。

(10) ダイオキシン類分析結果表

試料名	採取・点検場所	測定項目	基準値	単位	平成 23 年度
1号焼却炉ばい煙	1号煙突	ダイオキシン類濃度	0.5	ng-TEQ/m ³ N	0.00052
2号焼却炉ばい煙	2号煙突	ダイオキシン類濃度	0.5	ng-TEQ/m ³ N	0.0021
3号焼却炉ばい煙	3号煙突	ダイオキシン類濃度	0.5	ng-TEQ/m ³ N	0.00074

※ 1 基準値は、「環境保全協定書」の排出基準である。

※ 2 1号焼却炉は平成 23 年 10 月 5 日、2号焼却炉は平成 23 年 6 月 2 日、3号焼却炉は平成 23 年 8 月 4 日の分析結果である。

(11) フロン回収

オゾン層を破壊して有害紫外線を増大させる原因物質がフロンです。電気冷蔵庫やエアコンにはフロンが使用されており、廃棄する際の大気への放出が問題となりました。

本市では、平成 8 (1996) 年 7 月に施行された県条例のフロン放出禁止規制を受け、同月から家庭用冷蔵庫等の保管を始め、同年 12 月に回収機の購入と同時にフロン回収作業を始めました。

平成 13 (2001) 年 4 月に特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が施行されたため、電気冷蔵庫及びエアコンの保管は終了しました。

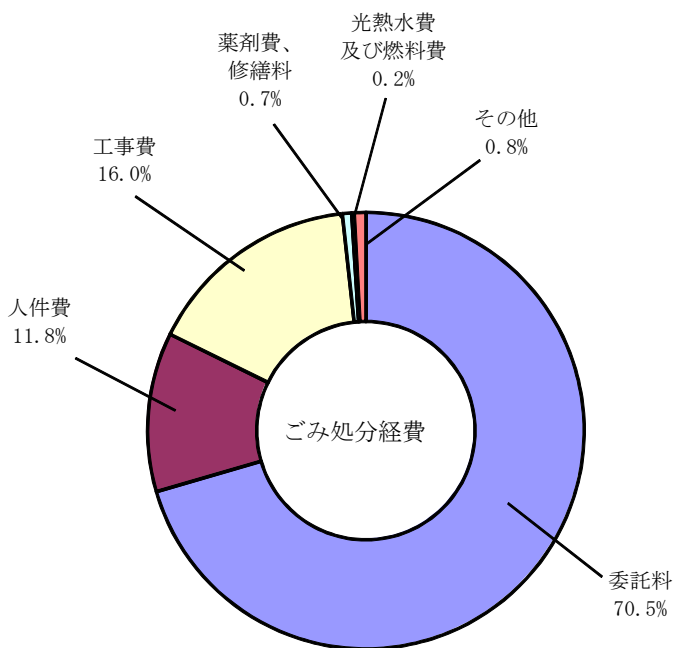
また、平成 16 (2004) 年 4 月に、家庭用電気冷凍庫が同法の対象品目に加えられたことから、現在は、不法投棄された業務用冷蔵庫（ショーケース等）についてのみフロン回収を行っています。

年度	回収台数		フロン 採取量	備 考
19	冷蔵庫	1 台	0.3 kg	家電リサイクル法対象外品目により採取を実施 (不法投棄された業務用冷蔵庫のみ)
20	冷蔵庫	3 台	0.4 kg	家電リサイクル法対象外品目により採取を実施 (不法投棄された業務用冷蔵庫のみ)
21	冷蔵庫	1 台	0.0 kg	家電リサイクル法対象外品目により採取を実施 (不法投棄された業務用冷蔵庫のみ)
22	冷蔵庫	3 台	0.8 kg	家電リサイクル法対象外品目により採取を実施 (不法投棄された業務用冷蔵庫のみ)
23	-	0 台	- kg	採取を必要とする製品の回収なし

(12) ごみ処分経費

(平成 22 年度)

項 目	金額 (千円)	摘 要	
人 件 費	1 7 2, 3 8 7	職員 2 2 名分(社会保険等の事業主負担を含む。)	
消耗品等	薬 剤 費	0	
	修 繕 料	9, 9 3 6	設備等修繕
光熱水費 及び燃料	電 気	1, 8 1 7	井戸、汚水ポンプ場等使用電力量 80, 562kWh
	水 道	1 1	プラント水は主に井戸水使用、下水使用料を含む。
	灯 油	2 1 2	灯油 2.039 kℓ
	軽油及びガソリン	7 5 6	軽油 1,648.81ℓ、ガソリン 3,618.29ℓ 外
委 託 料	1, 0 3 0, 5 0 5		
工 事 費	2 3 3, 7 2 0		
そ の 他	1 2, 3 8 9	総務費外	
計	1, 4 6 1, 7 3 3		



(13) 年間処分経費の推移

年 度	金額（千円）	搬入されたごみ1 tあたりの 金 額（円）
19	1,604,894	13,800
20	1,309,444	12,155
21	1,455,676	13,892
22	1,428,711	13,919
23	1,461,733	14,444

(14) 廃棄物処理手数料

(10kg あたり単価)

区 分		可燃ごみ	不燃ごみ	
			破 碎	埋 立
一般廃棄物	家庭系	50円	60円	60円
	事業系	70円	80円	100円
産業廃棄物		100円	120円	150円

※ 平成12年4月1日改正



VIII 資 料

1. 第2次明石市環境基本計画	101
2. ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプランの概要	103
3. つなごう生きもののネットワーク生物多様性あかし戦略の概要	105
4. みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン	107
(明石市一般廃棄物処理基本計画)(ごみ処理編)の概要	
5. 環境行政関係条例等	109
明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例	
明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・施行規則	
明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例・施行規則	
明石市再生資源集団回収団体助成要綱	
明石市古紙集団回収業者協力金交付要綱	
カレットびん及びスチール缶に係る明石市集団回収業者助成金交付要綱	
明石市一般廃棄物処理業者に対する行政処分に関する基準要綱	
明石市要援護者ごみ戸別収集実施要綱	
6. 保有車両一覧表	157
7. 委託・許可業者一覧表	159
8. 年 表	163

VIII 資 料

1. 「第2次明石市環境基本計画」の概要

明石市環境基本計画は、明石市環境基本条例に基づいて、本市における環境全般に関わる取り組みの基本となる考え方、めざす環境像、取り組み内容を示すとともに市民、事業者、行政それぞれの役割を明らかにし、本市の望ましい環境像の実現をめざすためのマスタープランです。

平成24(2012)年1月に、①環境関連の個別計画の上位計画としての位置づけ、②本市の目指す環境像の実現に向けた方向性と考え方の整理、③国や県の方針などとの整合、④協働体制の充実、⑤行動例の記載、⑥市民意見の反映を見直しのポイントとして、市民、事業者、行政の三者協働により見直し原案を検討し、明石市環境審議会での審議・答申を受けて、「第2次明石市環境基本計画」を策定しました。

1 本市のめざす環境像

水辺や里山そしてまちは光に映え、人々がにこやかに集う
 人と人が思いやり、地球をいつくしむ
 古(いにしえ)に想いをはせ、未来への希望が輝き続けるまち
 ～恵まれた環境と文化をともに守り育て、将来につなぐまち・あかし～

2 計画の基本理念

本市のめざす環境像を実現するために、基本となる4つの考え方を基本理念とします。

- ① 私たちはみんなで考え、行動し、活動の輪を広げていきます
- ② 私たちは環境に調和したくらしと文化を育てていきます
- ③ 私たちは「明石らしさ」を将来世代へ引き継いでいきます
- ④ 私たちは自然に対する畏敬の念を忘れず、日常のくらしが市域外の環境にもつながり、成り立っていることの気づきを大切にしていきます



3 基本方針と施策体系

本市のめざす環境像を実現するため、次の4つの基本方針を掲げます。また、この基本方針にある4つの社会の実現に向けて、施策を推進していく必要があります。

<基本方針1 低炭素社会の実現>

「ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン」に基づいて、市民・事業者・市などそれぞれの立場から、環境に配慮した行動を起こし、継続していくことで、明石のまちそのものを低炭素化させていくことを目指していきます。

- ・基本施策 1 市が率先して再生可能エネルギーの導入などを行う
- ・基本施策 2 市民・事業者の活動を支援し、地球温暖化対策の浸透を図る
- ・基本施策 3 都市の低炭素化を図るための環境整備を行う
- ・基本施策 4 他の施策と連携し、温室効果ガスの排出削減を図る

＜基本方針 2 自然共生社会の実現＞

「つながり生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略」に基づいて、身近な場所で生きものが生息・生育し、自然と人が共生するまちとなるよう、水と緑でつながり命のネットワークづくりを目指していきます。

- ・基本施策 5 まちの身近な場所に生きものの生息・生育地を広げていく
- ・基本施策 6 まとまりのある生きものの生息・生育地を保全していく
- ・基本施策 7 生物多様性から受ける恵みを持続可能なものにしていく
- ・基本施策 8 学び・守り・育てる仕組みづくりをしていく

＜基本方針 3 循環型社会の実現＞

「みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン」に基づいて、3R（リデュース〔発生抑制〕、リユース〔再使用〕、リサイクル〔再生利用〕）を中心とする減量・資源化の推進に向けた、環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかしを目指していきます。

- ・基本施策 9 ごみの発生抑制を最優先し、次に再使用・再生利用を進める
- ・基本施策 10 パートナーシップによる取り組みを強化する
- ・基本施策 11 ごみの安全・安心な適正処理を行う

＜基本方針 4 安全・安心社会の実現＞

大気、水、土壌などを健全で良好な状態に保全するとともに、騒音・振動や悪臭などの発生を未然に防止するなど環境リスクの少ない安心してらせる社会の実現を目指していきます。

- ・基本施策 12 地域環境を調査・測定し、環境保全に努める
- ・基本施策 13 人の健康や生活環境へのリスクの少ない社会を目指す

＜横断的施策＞

めざす環境像や「低炭素社会」の実現など 4 つの基本方針の達成につながる「横断的施策」として、環境学習の推進と人材育成、環境に調和したライフスタイルの推進、明石らしさを伝える歴史・文化の保存を進めていきます。

- ・基本施策 14 環境学習を推進し、人材育成を図る
- ・基本施策 15 環境に調和したライフスタイルを推進する
- ・基本施策 16 歴史・文化を守り、明石らしさを伝える市民文化を保存する

4 環境基本計画に基づく施策の実施状況

環境基本計画に基づく施策の実施状況については、「明石市環境レポート」（印刷物、Web版：環境総務課ホームページのPDFファイル）として、計画の取り組み内容や進捗状況などを公表しています。

5 「エコウイングあかし」

「エコウイングあかし」は、環境基本計画を市民、事業者、行政の三者で推進していくためのパートナーシップ組織の愛称で、正式名称を「明石市環境基本計画推進パートナーシップ協議会」といいます。

愛称の「エコ」は環境一般を、「ウイング」は翼を表します。エコの風が大きく翼を広げ、明石に広がるイメージとともに、東西に長い明石の地形も表しています。また、市民・事業者・行政の三者をつなぎ、覆う翼も意味しています。

会員数は、個人会員 56 名、団体会員 8 組、家族会員 1 組、学生会員 2 名。賛助会員 56 口となっています。（平成 24(2012)年 3 月現在）

環境基本計画を推進するためには、市が率先して施策を進めるとともに、エコウイングあかしなどとの協働体制をより充実させ、取り組むことが必要です。



2. 「ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン」の概要

1 基本的事項

「ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン」は、明石市域全体から排出される温室効果ガスを抑制するため、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律 117 号)第 20 条の 3 に基づき策定しました。

2 明石市の将来像

明石のまちの良好な環境を将来の子どもたちに引き継いでいくため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を自覚し、温室効果ガスの排出の少ないライフスタイルや事業活動に転換していくなど、環境に配慮した行動を起こしていく必要があります。

この行動を続けていき、明石のまちそのものを低炭素化させていくことを将来の目的とし、「ストップ温暖化低炭素社会のまち あかし」を目指します。

3 対象

対象地域は明石市全域とします。

算定対象とする温室効果ガスについては、次のとおりです。

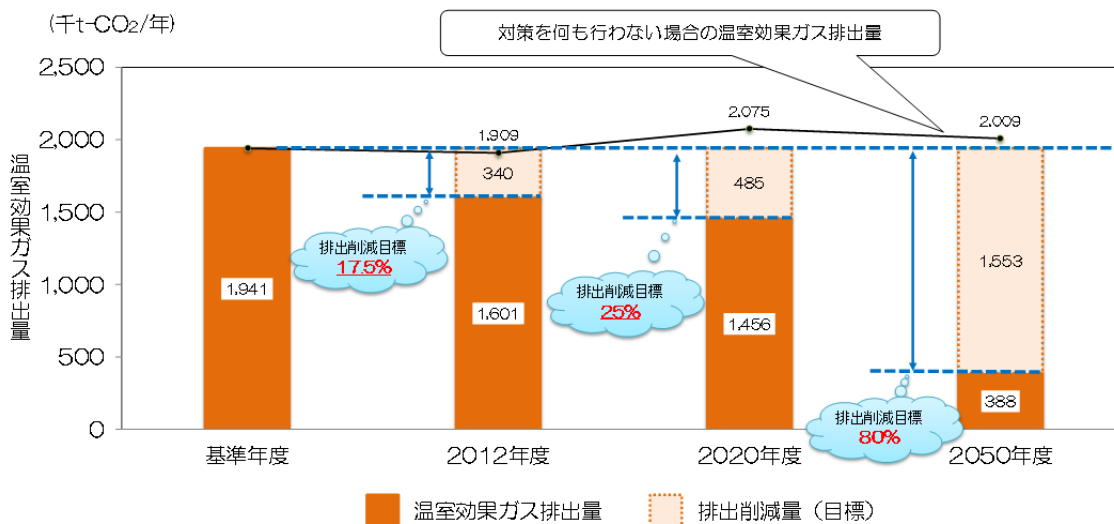
対象の温室効果ガス一覧表

種 類	主な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料の燃焼などによって発生します。
メタン (CH ₄)	稲作や家畜の腸内発酵、廃棄物の埋立などによって発生します。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	物の燃焼や工業プロセスなどで発生します。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、科学物質の製造プロセスなどで発生します。
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造プロセスなどで発生します。
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気の絶縁体などに使われます。

4 温室効果ガスの排出削減目標

明石市の基準年度の排出量に対する排出削減目標は、次のとおりです。

- 短期目標年次（平成 24(2012)年度）で 17.5%の削減
- 中期目標年次（平成 32(2020)年度）で 25%の削減
- 長期目標年次（平成 62(2050)年度）で 80%の削減



(基準年度: 二酸化炭素、メタン、一酸化炭素は 1990 年度、代替フロン等は 1995 年度)

5 明石市の地球温暖化対策推進施策の体系

戦略① 市の率先行動

【方針】 温室効果ガス排出量削減のため市が率先して、再生可能エネルギー、省エネ・省CO₂機器の導入、エネルギー管理の徹底などを行います。

戦略② 市民・事業者の活動支援

【方針1】 市民には、日常生活における省エネ・省CO₂の具体策を提示するなど、地球温暖化対策の浸透を図るとともに、インセンティブを付与した活動支援を行います。また、環境学習の場を提供し、施策の推進に参画してもらえる市民を増やしていきます。

【方針2】 事業者には、高効率機器の導入を図るとともに、自主的な取り組みを推進するための仕組みづくりを行います。

戦略③ 都市・交通システムの低炭素化

【方針】 都市づくり、交通システム、緑化等について、都市の低炭素化を図るための環境整備を行います。

戦略④ 循環型社会の形成

【方針】 3Rの推進による、CO₂排出量の削減を図ります。

3. 「つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略」の概要

1 戦略策定の背景

生物多様性基本法第13条に規定する、市内における生物多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画として、平成23(2011)年3月に「つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略」を策定しました。

2 目標と基本方針

(1) 基本理念

「自然と人が共生するまち“あかし”を未来の子どもたちに」

未来の子どもたちに「自然と人が共生するまち“あかし”を引き継いでいくことは、私たち明石に暮らし働く人たちすべての責務と言えます。

(2) 目標

「いろいろな生きものが生息・生育するまち“あかし”

～水と緑でつなぐ命のネットワークづくり～

身近な場所で生きものが暮らし、自然と人が共生するまちとなるよう、水と緑でつなぐ命の

ネットワークづくりを推進し、豊かな生態系のネットワークづくりを目指します。

(3) 50年後に目指す姿

- ① 生物多様性に配慮した暮らしを実現します。
- ② 水・緑のネットワークを形成します。
- ③ 自然と人が共生するまち「あかし」を実現します。

(4) 基本方針

- ① まちの身近な場所に生きものの生息・生育地を広げていきます。
- ② まとまりのある生きものの生息・生育地を保全していきます。
- ③ 生物多様性から受ける恵みを持続可能なものにしていきます。
- ④ 学び・守り・育てる仕組みづくりをしていきます。

3 行動計画

水と緑でつなぐ命のネットワークを構築し、自然と人が共生するまちを実現するため、基本方針に基づく取り組みの方向性を示します。

この戦略の推進には市は勿論、市民、事業者、市民団体など、各主体の協力及び連携が不可欠であり、協働で行っていくことを前提として定めています。

① まちの身近な場所に生きものの生息・生育地を広げるために

- 水と緑のネットワークづくり
- 指針づくり（ガイドライン）
- 生物多様性の浸

② まとまりのある生きものの生息・生育地を保全していくために

- 水辺環境の改善
- モニタリング調査の実施
- 保全活動への理解と協力

③ 生物多様性から受ける恵みを持続可能な利用のために

- 循環型社会の形成
- 意識改革の推進
- 豊かな海づくりの推進

④ 学び・守り・育てる仕組みづくりをしていくために

- 自然との触れ合いづくり
- 生物多様性への関心
- 担い手づくり

4. みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン（明石市一般廃棄物処理基本計画） （ごみ処理編）の概要

1 計画の目標年度

計画の最終目標年度は、平成 32(2020)年度と設定して、施策を推進していくこととしています。各目標年度には、具体的数値である「ごみの減量化目標（市ごみ処理量・家庭系燃やせるごみ 1 人 1 日あたり排出量・事業系市ごみ処理量・最終処分量・リサイクル率）」の達成状況を検証します。

なお、見直しは概ね 5 年ごととしますが、現在のごみ処理施設の建て替えの必要が生じた場合や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2 ごみ処理基本方針

(1) 基本理念 「環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし」

(2) 基本方針

① ごみの発生抑制を最優先、次に再使用・再生利用

ごみ処理に関する施策としては、ごみの発生抑制が環境負荷の低減やごみ処理経費の削減に最も効果的です。どうしても発生するごみについては環境への影響や資源としての価値等を考慮しながら再使用・再利用を行うことが重要です。

② パートナーシップによる取り組みの強化

市民、NPO、地域にある企業など、それぞれの人々が行政と目標を共有し、適切な役割分担のもとに、それぞれの能力を発揮していくことが『循環型のまち・あかし』への原動力であるため、パートナーシップによる取り組みを強化していきます。

③ ごみの安全・安心な適正処理

本市では、効率的かつ合理的なごみ処理を推進するとともに、安全性や環境への影響等を十分に考慮し、適正な処理を実施します。

(3) ごみの減量化目標

目標の設定については、活動の検証や見直しが可能なように、数値を採用しています。目標は平成 22(2010)年度を基準年とし減量化目標は次表のとおりです。

	平成 22 年度 (基 準)	平成 32 年度 (目 標)
『目標 1』ごみ処理量の削減 (指 数)	—	—
市ごみ処理量	101,161 t (100)	84,000 t (83)
家庭系燃やせるごみの 1 人 1 日あたり排出量	525 g (100)	440 g (84)
事業系市ごみ処理量	37,438 t (100)	33,000 t (88)
『目標 2』最終処分量の削減 (指 数)	16,580 t (100)	13,600 t (82)
『目標 3』リサイクル率の向上	13.7%	15.7%

3 ごみ処理基本施策・推進項目

基本理念の実現に向けて施策を推進していくこととしています。

(1) ごみの発生抑制を最優先、次に再使用・再生利用

① 家庭から出るごみを減らす

- ア. 指定袋制の導入
- イ. ライフスタイルの見直し
- ウ. 生ごみ減量化への取り組みの推進
- エ. 家庭系ごみの有料化の合意形成

② 事業所などから出るごみを減らす

- ア. 事業系指定袋制の導入
- イ. 廃棄物減量計画書等の提出と指導
- ウ. ごみ減量マニュアルの改訂

エ. 事業系ごみ処理手数料の適正化

③ ごみの再使用・再生利用への誘導

- ア. 不用品の再使用の推進
- イ. 資源化可能な紙類の分別収集量の拡大
- ウ. 資源ごみの名称変更
- エ. 集団回収活動の拡充と活動団体の育成
- オ. 拠点回収の拡大
- カ. 小型家電のリサイクルの検討
- キ. 事業系ごみ搬入区分の細分化
- ク. 生ごみ資源化の促進
- ケ. 公共施設での取り組み

(2) パートナーシップの取り組みの強化

① 情報の共有化

- ア. ごみ処理実績等の積極的公開
- イ. 実施施策の周知
- ウ. 市民のごみ減量等の実施事例の取得
- エ. 事業者との連携

② 参画と協働のネットワークづくり

- ア. ごみ減量推進員等の活動支援
- イ. 環境学習の推進
- ウ. 収集運搬許可業者との連携
- エ. レジ袋削減の協定事業者との連携

(3) ごみの安全・安心な適正処理

① 環境負荷を低減して適正処理の推進

- ア. 分別の徹底と啓発の強化

- イ. 不法投棄対策の強化
- ウ. ごみ収集運搬車両の低公害車の導入
- エ. 蛍光灯等の有害物質を含むごみの拠点回収
- オ. 搬入物検査や指導
- カ. 災害廃棄物処理対策
- ② 経営感覚にもとづく施策の推進
 - ア. ごみ処理経費の抑制
 - イ. ごみ処理事業における行政サービスの向上
 - ウ. 広域的連携の強化
- ③ 今ある施設を最大限活用
 - ア. 焼却施設の延命化と施設整備
 - イ. 破碎選別施設の延命化と施設整備
 - ウ. 最終処分場の安定的利用と延命化

5. 環境行政関係条例等

◆ 明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例

[平成 11(1999)年 6 月 30 日制定]

本市の地域性を十分考慮しつつ、今日的課題である「地球環境問題」を視野にいたれた共通の基本理念や基本方針等を定めるとともに、それにもとづく諸施策を効果的に推進するために制定しました。

これには、上記の内容のほかに、昭和 48(1973)年制定の「環境保全条例」から一部「生活環境の保全」を取り込むとともに全国的にも珍しい「夜間花火の規制」の条文を罰則付きで新たに加えました。

なお、基本条例の施行に伴い、前身である環境保全条例は廃止されました。

◆ 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・施行規則

[昭和 46(1971)年 12 月 24 日・平成 5(1993)年 7 月 15 日制定]

法令の定めのあるもののほか、市内から発生する廃棄物の排出の抑制及び再生利用の促進並びにその適正な処理（分別、保管、収集、運搬、再生、処分等）及び清掃について定め、清潔な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。市、事業者、市民等の責務をはじめ、一般廃棄物の処理手数料等について定めています。

◆ 明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例

[平成 11(1999)年 6 月 30 日制定]

平成 11(1999)年 10 月 1 日から施行しました。

公共の場所での、飲食料缶、瓶、たばこの吸い殻、ガムのかみかす、紙くず、花火のもえか

す等のポイ捨て、飼い犬のふん放置について防止するために、市、市民、事業者、所有者等が果たすべき責務並びに市民等の「ポイ捨て」や、飼い主の「犬のふん放置」行為を禁止することを定めています。

また、散乱防止重点区域として指定した区域内で（飲食料用）自動販売機により販売を行う事業者の設置届出、回収容器の設置等を義務付けています。

上記については、勧告、命令のほか、罰則規定を設けています。

この条例の制定の背景には、コンビニエンスストアや自動販売機の著しい普及等に見られる「便利さ」「使い捨て」の社会感覚の進展に伴って、駅前周辺・海岸などの公共の場所において「ポイ捨て」が後を絶たない実情や近年のペットブームにより、「飼い犬のふんの放置」の問題が地域で多発している現状があります。

これらは、基本的には個人のマナーやモラルに帰する問題であることは明らかですが、「罪悪感なく無意識のうちに」行われる現代社会の実情に対処すべく、規制的手段を用いることにより抑制を図るものです。

明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例

平成 11 年 6 月 30 日
条例第 22 号

改正 平成 17 年 3 月 29 日 条例第 19 号 平成 17 年 9 月 28 日 条例第 51 号
平成 19 年 3 月 29 日 条例第 2 号 平成 21 年 3 月 30 日 条例第 18 号

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 6 条)

第 2 章 基本的施策 (第 7 条—第 11 条)

第 3 章 効果的推進のための施策 (第 12 条—第 23 条)

第 4 章 自然環境の保全及び創造

第 1 節 自然環境の保全及び創造に関する施策の推進 (第 24 条—第 28 条)

第 2 節 保護地区等 (第 29 条—第 35 条)

第 5 章 生活環境の保全

第 1 節 地下水の保全 (第 36 条—第 39 条)

第 2 節 港湾の保全 (第 40 条・第 41 条)

第 3 節 夜間花火の規制 (第 42 条・第 43 条)

第 4 節 道路等の保全 (第 44 条—第 46 条)

第 5 節 削除

第 6 節 空き地の適正管理 (第 50 条・第 51 条)

第 6 章 環境審議会等 (第 52 条—第 54 条)

第 7 章 補則 (第 55 条・第 56 条)

第 8 章 罰則 (第 57 条—第 60 条)

人は、自然の恵みのもとで、生命をはぐくみ、様々な文化を築いてきた。

しかし、私たちに物質的な豊かさや利便性をもたらした社会経済活動は、一方で、資源やエネルギーの大量生産、大量消費を伴い、環境への負荷を著しく増大させ、その影響は単に地域の環境にとどまらず地球の環境をも脅かしている。

もとより、すべての市民は、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有しているとともに、健全で恵み豊かな環境を保全し、かつ、かけがえのない自然を回復し、再生し、又は代償措置を講じ、新しい生活様式をつくり出すなど環境を創造しながら、将来に引き継いでいく責務を担っている。

明石は、淡路島を臨み、明石海峡に面し、温暖な瀬戸内海型気候に属している。古くからの営みにより、豊かな文化と新鮮で豊富な魚を活かす漁業、多種な野菜を生産し大消費地に近い都市近郊型農業、機械等の製造など多様な産業のもとに繁栄し、多くの歴史的文化的遺産と水に親しむ海岸線、多くのため池などの風土を形作ってきた。私たち市民は、環境が大気、水、土壌及び様々な生物の微妙な均衡と循環のもとに成り立っていること、そして自然はそれ自身に固有の価値と尊厳を有していることを深く認識し、環境を基調とした価値観に基づき行動する文化を築いていかなければならない。そして、市民が誇りうる都市として発展、成熟する中で、明石らしい風土を活かした豊かな環境の保全と環境への負荷が少ない持続的に発展することができる社会の実現に努めていきたい。

ここに、市民が参加し、連携し、協働することによって、人の営みと自然が共生し、健全で恵み豊かな環境を確保しつつ、そして魅力あふれる環境をはぐくむ明石をつくりあげ、これを次の世代に引き継ぐことを目指して、市民の総意としてこの条例を制定する。

第 1 章 総則

(定義)

第 1 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接に関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境その他自然環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地域環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 廃棄物 ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質又はこれによって汚染された物を除く。）をいう。
- (5) 環境マネジメントシステム 事業者が、自主的にその事業活動に係る環境の保全に関する方針を策定し、目標を設定し、及び計画を作成し、並びにこれを実行し、並びに環境監査によりその実行状況を点検して方針等を見直す一連の手続をいう。
- (基本理念)
- 第2条** 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境の確保がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、これを将来にわたって維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるよう積極的に推進されなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、エネルギーの合理的かつ効率的な利用、資源の循環的な利用その他の環境の保全及び創造に関する行動について、市、事業者及び市民が自らの活動と環境とのかわりを認識し、環境への十分な配慮を行うことにより推進されなければならない。

- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力、連携して推進されなければならない。
- 4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。
- (市の責務)

- 第3条** 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を定め、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、基本理念にのっとり、自ら行う事業の実施に当たっては、環境への負荷の低減に積極的に努めるとともに、市の施策を定め、及び実施するに当たって、環境の保全及び創造に配慮するものとする。
- 3 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策については、国、兵庫県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。
- (事業者の責務)

- 第4条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止、自然環境の適正な保全、環境への負荷の低減等環境の保全及び創造に係る必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となつた場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に参画し、及び協力する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う廃棄物の排出、騒音の発生、自動車の使用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に参画し、及び協力する責務を有する。

(市民参加等)

第6条 市は、事業者、市民及びこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)の参加、協力等により、それらの環境の保全及び創造に関する活動のための方策並びに市の施策等が効果的に推進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、前項に定めるもののほか、市、事業者、市民及び民間団体が、地域の環境の保全及び創造並びに地球環境の保全に関して、相互の連携を深め、協働した行動等を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第2章 基本的施策

(環境基本計画の策定)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する施策の目標及び大綱

(2) 市、事業者及び市民が環境の保全及び創造のために行動する上において配慮すべき指針(以下「環境行動指針」という。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、明石市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第8条 市長は、市の施策を定め、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るよう努めるものとする。

2 市は、環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(環境行動指針への適合)

第9条 事業者及び市民は、その社会経済活動のあり方、生活様式のあり方等を環境行動指針に適合させるように努めなければならない。

(環境影響評価)

第10条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業で、環境への負荷の大きい事業を行おうとする事業者が、あらかじめ、その事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮すること(以下「環境影響評価」という。))が、健全で恵み豊かな環境を確保する上で極めて重要であることから、環境影響評価を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、豊かな環境の保全及び創造を図る見地から、必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うものとする。

(地球環境保全への貢献)

第 11 条 市は、地域の環境の保全及び創造を通じて地球環境保全に貢献することを基本として、事業者及び市民と協働して地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

2 市は、国際機関、国、他の地方公共団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 3 章 効果的推進のための施策
(規制の措置)

第 12 条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。
(環境教育等の充実)

第 13 条 市は、事業者及び市民が環境について関心と理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を増進するように、教育の充実及び学習の促進、知識の普及等の啓発活動の充実、人材の育成、事業者及び市民相互の交流の機会の拡充その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、市は、特に児童及び生徒の教育及び学習を積極的に推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(自発的な活動の支援)

第 14 条 市は、事業者、市民及び民間団体が自発的に行う地域の緑化活動、再生資源の回収活動その他環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、これらの活動に対する助成、顕彰の実施その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(エネルギーの合理的かつ効率的利用の促進等)

第 15 条 市は、環境への負荷を低減するため、事業者及び市民によるエネルギーの合理的かつ効率的利用及び資源の循環的利用が促進され、並びに廃棄物の発生が抑制されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷を低減するため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、エネルギーの合理的かつ効率的利用、資源の循環的利用及び廃棄物の発生抑制に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第 16 条 市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 17 条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動に資するため、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(年次報告)

第 18 条 市長は、環境基本計画の適正な進捗管理を図るため、毎年、環境の状況及び市長が環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況等についての報告書（以下「年次報告書」という。）を作成し、これを公表するものとする。

2 市長は、年次報告書について審議会の意見を聴くものとする。この場合において、市長は、当該意見の趣旨を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。
(調査研究の実施)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、必要な調査研究を実施するとともに、その成果の普及に努めるものとする。
(監視等の体制の整備)

第 20 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要を監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。
(協定)

第 21 条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造のため、必要と認める場合は、事業者に対し、この条例の施行について必要な協定の締結をすることができ

2 事業者は、前項の規定による協定の締結の請求があった場合は、これに応ずるように努めなければならない。

3 市長は、前2項の規定により協定を締結したときは、当該協定の内容を速やかに公表するものとする。
(経済的措置等)

第22条 市は、事業者、市民及び民間団体が環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する活動を促進するため、特に必要があると認めるときは、助成その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、適正な経済的負担を事業者及び市民に求める措置についての調査及び研究を実施し、特に必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境マネジメントシステムの導入の促進)

第23条 市は、事業者がその事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減について効果的に取り組めるように、環境マネジメントシステムの導入の促進に関し、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、市は、自らも事業者としての立場を考慮して率先して行うものとする。

第4章 自然環境の保全及び創造

第1節 自然環境の保全及び創造に関する施策の推進

(自然環境の保全及び創造)

第24条 市、事業者及び市民は、自然と人間の共生のため、それぞれの責務を自覚し、多様な自然環境の保全及び創造に努めなければならない。

(土地の形状の変更等を行う事業者の配慮義務)

第25条 土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行うこととする事業者は、その事業の実施に当たって策定する計画について、あらかじめ、その事業に係る自然環境の保全について適正な配慮をしなければならない。

(緑化の推進)

第26条 市は、その管理する道路、公園、広場その他の公共施設において、樹木及び草花の植栽に努めるものとする。

2 事業者及び市民は、その所有し、又は占有する土地において、樹木及び草花の植栽に努めなければならない。

(生き物の生息が可能な環境の保全及び創造)

第27条 市及び事業者は、生き物の多様な生息空間を確保するため、生き物の生息が可能な環境の保全及び創造に努めなければならない。

(海浜の保全)

第28条 市は、生き物の貴重な生息空間を保全するため、関係機関と協力して市域に存する海浜（防潮堤から水際線までの砂浜又は干潟をいう。）の適正な保全に努めるものとする。

第2節 保護地区等

(保護地区等の指定)

第29条 市長は、良好な自然環境を確保するため、必要と認める地区又は樹木を保護地区若しくは保護樹木又は保護樹林（以下「保護地区等」という。）として指定することができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当する地域については、指定しないものとする。

(1) 環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号。以下この項において「県条例」という。）第89条第1項に規定する自然環境保全地域

(2) 県条例第95条第1項に規定する環境緑地保全地域

(3) 県条例第104条第1項に規定する指定野生動物植物種保存地域

2 前項に規定する保護地区等の区分は、次に掲げるとおりとする。

(1) 自然保護地区（樹林、河川、池沼及び草原の所在する地域であつて、良好な自然環境を維持するため保全することが必要な地区をいう。）

(2) 生物保護地区（野生生物の生息地（渡来地及び繁殖地を含む。）又は植物の生息地であつて、当該野生動物又は植物の保護又は繁殖を図るため保全することが必要な地区をいう。）

(3) 保護樹木（市街地又はその周辺に所在する樹木であって、美観風致を維持するため保全することが必要な樹木をいう。）

(4) 保護樹林（市街地又はその周辺の景観の優れた樹林であって、良好な自然環境の確保と市街地における美観風致を維持するため保全することが必要な樹林で樹木10本以上の集団をいう。）

3 市長は、保護地区等を指定しようとするときは、当該保護地区等の所有者又は占有者の意見を聴くものとする。この場合において、自然保護地区及び生物保護地区については、当該意見聴取後、指定する前に審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、自然保護地区又は生物保護地区を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

5 前項の規定による告示があつたときは、縦覧に供された案について意見のある者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して7日を経過する日までに、当該案について市長に意見書を提出することができる。

6 市長は、前項の規定による意見書の提出があつたときは、自然保護地区又は生物保護地区を指定する前に当該意見書に係る審議会の意見を聴くものとする。

7 市長は、保護地区等を指定したときは、規則で定めるところにより告示するものとする。

8 保護地区等の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

(指定の解除及び変更における準用)

第30条 前条第3項、第7項及び第8項の規定は保護地区等の指定の解除及び変更について、同条第4項から第6項までの規定は自然保護地区又は生物保護地区の区域の拡張について、それぞれ準用する。
(標識の設置)

第31条 市長は、保護地区等を指定したときは、その敷地内に当該保護地区等であることを表示した標識を設置するものとする。ただし、保護樹木については、樹木ラベル等簡易な標識に替えることができる。

2 前項に規定する敷地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、同項の標識の設置を拒み、又は妨げはならない。

3 何人も、第1項の規定により設置された標識を市長の承諾を得ないで移転し、若しくは除去し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
(生物保護地区における行為の制限)

第32条 何人も、生物保護地区区内においては、市長が指定する動植物（卵を含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置を行うためとする場合

(2) やむを得ず人の生命又は身体の保護を行うためとする場合

(3) 市長が特に必要と認めて許可した行為で規則で定めるものを行うためとする場合

2 市長は、前項第3号の規定による許可には、自然環境を保全するために必要な限度において、条件を付することができる。

3 第1項第1号又は第2号に規定する行為を行った者は、遅滞なく市長にその旨を届け出なければならぬ。

4 第29条第3項、第7項及び第8項の規定は、第1項の規定による動植物の指定について準用する。
(中止命令等)

第33条 市長は、自然環境を保全するため、特に必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反し、又は同条第2項の規定により付した許可の条件に違反した者に対し、当該行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復により難い場合に、これに代わる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
(保護地区等に係る行為の制限等)

第34条 自然保護地区及び生物保護地区区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならぬ。ただし、保護地区

が指定され、若しくはその区域が拡張された日前に着手している行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
 - (3) 土石類を採取すること。
 - (4) 水面を埋立てること。
 - (5) 木竹を伐採すること（当該木竹が第32条第1項に規定する「市長が指定する動植物」に該当する場合を除く。）。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為として規則で定めるもの
- 2 保護樹木又は保護樹林（以下「保護樹木等」という。）について、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届けなければならない。ただし、保護樹木等が指定された日前に着手している行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。
- (1) 保護樹木等の保全に影響を及ぼすおそれのある行為（以下この条において「特定行為」という。）として建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - (2) 保護樹木等を伐採し、損傷し、又は移転すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、特定行為として規則で定めるもの
- 3 市長は、前2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為をしようとする区域（その周辺の区域を含む。）における保護地区等の保全のために必要と認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出があった日から起算して30日以内に限り、当該保護地区等の保全のために必要な限度において、当該届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期限内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、当該理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合において、

同項の期間内に、第1項又は第2項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知するものとする。

- 5 第1項又は第2項の届出をした者は、当該届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
- 6 市長は、自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。
- 7 市長は、自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第1項又は第2項の規定による届出をせず、当該行為の中止若しくは計画の変更を命じ、又は相当の期限を定めて、原状の回復を命じ、若しくはこれにより難い場合に、これに代わる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 8 第1項ただし書又は第2項ただし書に規定する非常災害のために必要な応急措置としての行為を行った者は、遅滞なく市長にその旨を届け出なければならない。
- 9 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、保護地区等の保存に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものについては、第1項、第2項及び前項の規定は、適用しない。
- 10 第1項又は第2項に規定する行為をすることについて、次に掲げる法律等による許可を受け、又は届出をした者については、第1項又は第2項の規定は、適用しない。
 - (1) 森林法（昭和26年法律第249号）
 - (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）
 - (3) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）
 - (4) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）
 - (5) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）
 - (6) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）
 - (7) 兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）
 - (8) 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年兵庫県条例第30号）

11 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第1項又は第2項の届出を要しない。
この場合において、当該行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知するものとする。

(保護樹木等の所有者等の保全義務等)

第35条 保護樹木等の所有者又は占有者（以下この条において「所有者等」という。）は、保護樹木等の保全に努めなければならない。

- 2 所有者等に変更があったときは、変更後の所有者等は、遅滞なくその旨を規則で定めるところにより、市長に届けなければならない。
- 3 保護樹木等が滅失し、又は枯死したときは、その所有者等は、遅滞なくその旨を規則で定めるところにより、市長に届けなければならない。

第5章 生活環境の保全

第1節 地下水の保全

(取水基準の遵守)

第36条 井戸（動力を用いて地下水を取水する施設のうち、規則で定めるものをいう。以下同じ。）を設置している者は、規則で定める取水基準を遵守し、適正に地下水の取水をしなければならない。

(井戸の設置等の届出)

- 第37条** 井戸を設置しようとする者は、あらかじめ、市長に届けなければならない。
- 2 井戸を設置している者で、規則で定める事項を変更しようとする者は、あらかじめ、市長に届けなければならない。
- 3 井戸を設置している者は、規則で定めるところにより、当該井戸の現況を市長に届けなければならない。

- 4 第1項の届出をした者が、当該届出に係る氏名（法人にあっては、名称又は代表者の氏名）等に変更のあったとき、又は同項の届出に係る井戸を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届けなければならない。

(完了届及び認定)

第38条 前条（第3項を除く。）の届出をした者は、当該届出に係る井戸の設置又は変更の工事が完了したときは、その日から15日以内に、その旨を市長に届けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る井戸が届出の内容に適合しているかどうかについて検査し、その結果適合しているとき、その旨認定するものとする。

(改善命令等)

第39条 市長は、井戸を設置している者が、第36条の規定に違反しているとき、その者に対し、期限を定めて、取水量の制限その他地下水源の保全上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わないときは、その者に対し、当該井戸による取水の停止を命ずることができる。

第2節 港湾の保全

(港湾事業者の責務)

第40条 港湾施設を利用して事業活動を行う者（以下「港湾事業者」という。）は、岸壁、物揚場、施設内道路その他の港湾施設又は海面に貨物、荷役用具、廃棄物その他のもの（以下「貨物等」という。）が脱落し、散乱し、又は飛散するのを防止し、常に港湾環境を清潔に保持するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 港湾事業者は、貨物等の保管又は荷役作業に伴い、騒音等により隣接する地域の良好な環境を侵害するおそれがある場合には、これを防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 3 港湾事業者は、車両等により貨物等を搬出する場合において、騒音等により港湾施設に隣接する地域又は港湾施設に通じる道路の周辺地域の良好な環境を侵害するおそれがあるときは、これを防止するため必要な措置を講じなければならない。

(勧告及び命令)

第41条 市長は、前条の規定に違反して、公共の場所の良好な環境を侵害していると認められる者に対し、当該公共の場所の管理者と連携してその違反を是正するため、必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

第3節 夜間花火の規制

(禁止等)

第42条 市民等（市民及び本市の区域内に滞在する者をいう。）は、海岸（護岸より水際線までの海浜地をいう。）その他の公共の場所において、夜間（午後10時から日の出までの時間をいう。第3項において同じ。）における花火（火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第2項に規定するがん具煙火の爆発又は燃焼をいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の行為をすることができ。

(1) 法令による許認可を受けた場合

(2) その他市長が特に支障がないと認めた場合

3 市長は、生活環境の保全上著しく支障があり、夜間における花火（以下「夜間花火」という。）を禁止する必要があると認める区域を夜間花火禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

4 第29条第7項及び第8項の規定は、前項に規定する区域の指定について準用する。この場合において、区域の解除及び変更若しくは拡張についても同様とし、「保護地区等」とは、「禁止区域」と読み替えるものとする。

(勧告及び命令)

第43条 市長（市長から委任された者を含む。）は、禁止区域内において、夜間花火をした者に対し、花火の中止その他必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

第4節 道路等の保全

(反復運搬の届出)

第44条 同一の道路（市の管理する道路に限る。次項及び次条において同じ。）を反復して規則で定める一定量以上の土砂、がれき、廃材、資材等を自動車で運搬する者又は運搬させる者は、その旨を市長に届け出なければならぬ。

2 前項に規定する者は、当該運搬に係る土砂、がれき、廃材、資材等を路上に脱落し、散乱し、及び道路に隣接する地域の良好な環境を侵害しないように必要な措置を講じなければならない。

(工事施行者の義務)

第45条 土木工事、建築工事、その他の工事を行う者は、当該工事に際し土砂、がれき、廃材、資材等が道路、河川その他の公共の場所に飛散し、脱落し、流失し、若しくは堆積して良好な生活環境を損ねないように、これらの物を適正に管理し、又は処理しなければならない。（勧告及び命令）

第46条 市長は、第44条又は前条の規定に違反して、公共の場所の良好な環境を侵害していると認められる者に対し、当該公共の場所の管理者と連携してその違反を是正するため、必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

第5節 削除

第47条から第49条まで 削除

第6節 空き地の適正管理

(空き地の管理義務)

第50条 空き地（宅地化された状態の土地その他の土地で現に使用されていないもの（物置場、駐車場等に利用されている場合を含む。）をいう。以下同じ。）の所有者又は占有者（以下の節において「所有者等」という。）は、当該空き地に繁茂した雑草若しくは枯れ草又は投棄された廃棄物を除去するとともに、廃棄物が投棄されることを防止する措置を講ずる等近隣住民の生活環境を害しないように当該空き地を適正に管理しなければならない。

2 空き地の所有者等は、当該空き地を物置場、駐車場等として利用し、又は利用させている場合は、当該空き地に置かれた物により、近隣住民の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又は生活環境を悪化させないように当該空き地を適正に管理しなければならない。

3 空き地の所有者等は、規則で定める必要事項等を記載した標識を当該空き地の見やすい場所に設置しなければならない。
(勧告及び命令)

第51条 市長は、空き地の所有者等が前条第1項の規定に違反して、当該空き地の近隣住民の生活環境を著しく害しているとき、又は同条第2項の規定に違反して、近隣住民の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがあるとき、若しくは生活環境を著しく悪化させているとき、当該所有者等に対し、雑草、枯れ草、廃棄物又は置かれた物の除去その他その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

第6章 環境審議会等
(環境審議会)

第52条 市長の附属機関として、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 保護地区等の指定に関すること。
- (3) 年次報告に関すること。
- (4) 前3号に規定するほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項に関すること。
- 3 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員18人以内で組織する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事業者及び市民の自主的団体の推薦を受けた者
- (3) 市その他関係行政機関の職員
- (4) 一般公募により選出された市民

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(協働のための組織)

第53条 市は、第6条に規定する市民参加等を効果的に推進するように協働のための組織を置くことができる。

(推進体制の整備)

第54条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の総合的な調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するための体制を整備するものとする。

第7章 補則
(立入調査等)

第55条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市の職員に土地又は建物に立ち入り、当該土地若しくは建物又は当該土地若しくは建物において行われる行為の状況を調査させ、若しくは検査し、又は関係者に対し、必要な指示若しくは指導を行わせることができる。ただし、建物に立ち入る場合は、あらかじめ、立ち入り建物の居住者の承認を得るものとする。

2 前項の規定により他人の土地又は建物に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第56条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則
(罰則)

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第32条第1項本文又は第34条第5項の規定に違反した者
- (2) 第32条第2項の規定による許可に付された条件に違反した者

(3) 第34条第3項若しくは第7項又は第39条第2項の規定による命令に違反した者
第58条 次のいずれかにかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第34条第1項若しくは第2項又は第37条第1項、第2項若しくは第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
(2) 第39条第1項、第41条、第43条、第46条又は第51条の規定による命令に違反した者
(3) 第55条第1項の規定による立入調査又は立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第59条 次の各号のいずれかにかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第31条第3項の規定に違反した者
(2) 第32条第3項、第34条第8項、第35条第2項若しくは第3項、第37条第4項、第38条第1項又は第44条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
(両罰規定)

第60条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5章第3節の規定は、平成12年4月1日から施行する。

(明石市環境保全条例の廃止)

- 2 明石市環境保全条例(昭和48年条例第47号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に設置されている明石市環境保全審議会は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の直近の委員委嘱の日まで、この条例第52条に規定する審議会とみなす。

- 4 施行日前に旧条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

- 5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年3月29日条例第19号抄)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成17年9月28日条例第51号)

この条例は、平成18年2月1日から施行する。ただし、第34条第10項第5号及び第55条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に在任している市議会議員のうちから委嘱された委員は、この条例による改正後の明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例第52条第5項の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお在任するものとする。

○明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

〔 昭和46年12月24日
 条例 第 57号 〕

(市長の責務)

第2条の2 市長は、一般廃棄物の減量及びその適正な処理に関し、市民及び事業者の自主的な活動を促進し、かつ、意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その製造、加工、販売等の事業活動によって生じた廃棄物の再生利用を図るなど、廃棄物の減量に努めるとともに、その事業活動により生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないような措置を講じなければならない。

3 事業者は、その事業活動により生じた廃棄物について、自ら処理しがたい場合においても、共同による処理又は必要な技術開発等に努めなければならない。

4 事業者は、前3項に定めるもののほか、一般廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第4条 土地又は建物の占有者（占有者が不在の場合には管理者とする。以下この条において「占有者等」という。）は、当該地に面する歩道及び側溝の清掃を行うなど、その清潔の保持に努めなければならない。

2 占有者等は、境界に囲を設ける等廃棄物が捨てられないよう適正な管理に努めなければならない。

3 動物を飼育する者は、飼育場所等の清潔を保持し、害虫の駆除及び悪臭の防止に努めなければならない。

4 遺棄された動物の死体を発見した者は、速やかに市長に通報しなければならない。

改正	昭和48年3月31日条例第10号	昭和50年3月27日条例第10号
	昭和51年3月30日条例第9号	昭和51年12月27日条例第40号
	昭和57年3月31日条例第9号	昭和60年3月28日条例第12号
	平成4年3月26日条例第22号	平成5年7月15日条例第21号
	平成9年3月31日条例第8号	平成11年12月24日条例第40号
	平成14年3月27日条例第14号	平成16年3月24日条例第11号
	平成17年9月28日条例第50号	平成21年3月30日条例第15号
	平成24年3月28日条例第14号	

(目的)

第1条 この条例は、法令の定めのあるもののほか、市内から発生する廃棄物の排出の抑制及び再生利用の促進並びにその適正な処理（分別、保管、収集、運搬、再生、処分等）をいう。以下同じ。）及び清掃について定め、清潔な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の例による。

2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 家庭系一般廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。

(2) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。

(3) 処理施設 市が一般廃棄物を処理するための施設をいう。

5 市長は、占有者等及び動物を飼育する者が第1項から第3項までの規定に違反し、生活環境の保全上支障があると認めるときは、当該占有者等及び動物を飼育する者に対し、その改善その他必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(市民の責務)

第5条 市民は、一般廃棄物の排出を抑制し、生活環境の保全上支障のない方法で再生利用又は自ら処分すること等により一般廃棄物の減量に努めるとともに、再生利用又は自ら処分しない一般廃棄物については、その種別ごとに容器等に分別し、所定の場所に集めるなど、市長の指示する方法に従い、排出しなければならない。

2 市民は、前項に定めるもののほか、一般廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、本市の施策に協力しなければならない。

(資源循環推進審議会)

第5条の2 一般廃棄物の減量及び再生利用等の促進に関する事項を審議するため、市長の附属機関として、明石市資源循環推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、又は審議し、答申するものとする。

(1) 一般廃棄物の処理に関する基本的な計画の策定及び変更に関すること。

(2) 一般廃棄物の減量及び再生利用等の促進に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

3 審議会は、一般廃棄物の減量及び再生利用等の促進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 事業者の代表者

(3) 連合自治協議会及びごみ減量推進員会議の代表者

(4) 一般公募により選出された市民

(5) 関係行政機関の職員

(6) その他市長が必要と認める者

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めるものとする。

2 前項の計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画とする。

3 市長は、第1項の計画を定めるとき及びその計画に大きな変更を生じたときは、これを告示するものとする。

(事業用建築物の所有者等及び廃棄物多量排出事業者の義務)

第6条の2 事業用の建築物で規則で定めるもの（以下「事業用建築物」という。）の所有者若しくは占有者（以下「所有者等」という。）又は事業用建築物の所有者等以外の者で市長が事業系一般廃棄物を多量に排出すると認めるもの（以下「廃棄物多量排出事業者」という。）は、別に定めるところにより、それぞれ当該事業用建築物又は廃棄物多量排出事業者が所有

し、若しくは占有する建築物等（以下「事業用建築物等」という。）から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

2 市長は、前項の計画書に関し、事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正処理のため必要があると認めるときは、事業用建築物の所有者等又は廃棄物多量排出事業者に対し、期限を定めて、当該計画書の変更を指示することができる。

3 事業用建築物の所有者等及び廃棄物多量排出事業者は、事業用建築物等から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、

事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。

(勧告等)

第6条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、その改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) 前条第1項又は第3項の規定に違反した者
- (2) 前条第2項の規定による指示に従わない者
- 2 市長は、前項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該事業用建築物等から排出される事業系一般廃棄物の処理施設への受入れを拒否することができる。

(家庭系一般廃棄物の処理)

第7条 市民は、一般廃棄物処理計画に従い行われる家庭系一般廃棄物の収集に際し、次に掲げるものを排出してはならない。

- (1) 特別管理一般廃棄物
- (2) 毒性を有するもの
- (3) 危険性を有するもの
- (4) 引火性を有するもの
- (5) 火気のあるもの
- (6) 著しい悪臭を発するもの
- (7) 多量の汚水を排出するもの
- (8) 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する機械器具
- (9) 前各号に定めるもののほか、市の処理業務を困難にし、又は処理施設の機能を損なうおそれがあるものとして規則で定めるもの

2 市民は、前項各号に掲げるものを家庭系一般廃棄物として処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。
(事業系一般廃棄物の処理)

第8条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合は、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準、同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準等により、その種類ごとに、生活環境の保全上支障が生じない方法で処理しなければならない。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬せず、又は処分しない場合は、法第7条に規定する一般廃棄物を収集し、運搬し、若しくは処分することのできる者に運搬させ、又は処分させなければならない。

3 事業者は、その事業系一般廃棄物を法第7条に規定する一般廃棄物収集運搬業者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）に収集させるに際し、一般廃棄物処理計画及び市長の定める方法に従うとともに、その排出場所の清潔を保持しなければならない。
(処理施設への一般廃棄物の搬入等)

第8条の2 市民又は事業者は、一般廃棄物を処理施設に搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市民又は事業者（一般廃棄物収集運搬業者を含む。以下この条において同じ。）は、第7条第1項各号に掲げる一般廃棄物を処理施設に搬入してはならない。

3 市民又は事業者は、一般廃棄物を処理施設に搬入しようとするときは、搬入できる一般廃棄物の種類、性状等について、市長の定める受入基準及び市長の指示に従わなければならない。

4 市長は、市民若しくは事業者の搬入した一般廃棄物が前項の受入基準に適合しないことが判明したとき、又は市民若しくは事業者が同項の指示に従わないときは、当該一般廃棄物を処理施設に受け入れることを拒否し、当該一般廃棄物を持ち帰らせることができる。
(適正処理困難物の指定等)

第8条の3 市長は、製品、容器等で廃棄物となった場合に市の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難となるもの（以下「適正処理困難物」という。）を指定することができる。

- 2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その回収等の措置を講ずるよう指示することができる。
- 3 事業者は、前項の規定による指示に従い、自らの責任において適正処理困難物の回収等の措置を講じなければならない。
- 4 市民は、事業者の行う適正処理困難物の回収等に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

- 第9条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、一般廃棄物の処理について別表第1に定める手数料を徴収するものとする。
- 2 一般廃棄物の処理について特別の取扱い又は困難を伴う事情があるときは、市長の認定により前項の手数料の金額に5割を加算することができる。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

- 第10条** 市長は、天災その他特に事情があると認めるときは、前条の手数料を減免することができ、

(市が処分する産業廃棄物)

- 第11条** 法第11条第2項の規定により市が処分する産業廃棄物は、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で規則で定める。

- 2 第8条の2（第2項を除く。）の規定は、前項の規定に基づき市が産業廃棄物を処分する場合について準用する。
- (産業廃棄物の処分費用)

- 第12条** 法第13条第2項の規定による産業廃棄物の処分費用は、別表第2のとおりとする。

- 2 第9条第2項の規定は、前項の費用について準用する。

(一般廃棄物処理業等の許可申請等)

- 第13条** 法第7条第1項、第2項、第6項及び第7項並びに第7条の2第1項に規定する許可又は浄化槽法第35条第1項に規定する許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の許可の申請又は許可証の再交付の際に地方自治法第227条の規定により、別表第3の左欄に掲げる事務につき、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、1件につきそれぞれ同表の右欄に定める額とする。
- 3 既納の手数料は、還付しない。

(報告の徴収)

- 第14条** 市長は、法第18条第1項及び浄化槽法第53条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他の関係者に対し、一般廃棄物の減量化及び適正な処理のために必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

- 第15条** 市長は、法第19条第1項及び浄化槽法第53条第2項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、市の職員に、廃棄物の減量及び適正な処理を目的として、必要と認める土地又は建物に立ち入り、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(技術管理者の資格)

- 第16条** 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第17条第1項に定める資格とする。
- (委任)

- 第17条** この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 第1条** この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前に改正前の明石市清掃条例第6条の規定によりなされた汚物取扱業の許可又は許可の申請は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条の規定によりなされた廃棄物の処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可又は許可の申請とみなす。

附 則 (昭和48年3月31日条例第10号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年3月27日条例第10号)

この条例は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則 (昭和51年3月30日条例第9号)

この条例は、昭和51年7月1日から施行する。

附 則 (昭和51年12月27日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。(昭和52年2月規則第2号で、同52年3月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条の規定によりなされた廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可は、改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条の規定によりなされた一般廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可とみなす。

附 則 (昭和57年3月31日条例第9号)

この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月28日条例第12号)

この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月26日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年7月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中動物の死体の処理に係る手数料の額の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた一般廃棄物の処理又は産業廃棄物の処分に係る手数料又は処分費用について適用し、施行日前に行われた一般廃棄物の処理又は産業廃棄物の処分に係る手数料又は処分費用については、なお従前の例による。

附 則 (平成5年7月15日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第13条第1項の許可で、次の表の左欄に掲げるものを受けている者は、この条例の施行の日それぞれ同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第13条第1項の許可を受けている者とみなす。

一般廃棄物(改正前の条例第2条第3号に定め改正後の条例第13条第1項に規定する廃棄物たる一般廃棄物をいう。以下同じ。)の収集及びの処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第1項の許可	改正後の条例第13条第1項に規定する法第7条第1項及び第4項の許可
一般廃棄物の収集、運搬及び処分の業に係る改正後の条例第13条第1項に規定する法第7条第1項の許可	改正後の条例第13条第1項に規定する法第7条第1項及び第4項の許可

附 則 (平成9年3月31日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中し尿の処理に係る手数料の額の改正規定は、平成9年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に行われた一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前に行われた一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年12月24日条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項及び第2項の改正規定は、平成12年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に行われた一般廃棄物処理業等の許可申請等に係る手数料について適用し、同日前に行われた一般廃棄物処理業等の許可申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月27日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前日にこの条例による改正前の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の相当規定によつてしたものとみなす。

附 則（平成16年3月24日条例第11号）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年9月28日条例第50号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年2月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表明石市環境審議会委員の項の次に次のように加える。

明石市資源循環推進審議会会長	〃	10,600円	〃
明石市資源循環推進審議会委員	〃	9,800円	〃

附 則（平成21年3月30日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に在任している市議会議員のうちから委嘱された委員は、この条例による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第5条の2第5項の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお在任するものとする。

附 則（平成24年3月28日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正は、平成24年7

月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定は、平成24年7月1日以後に行われた一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前に行われた一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

別表第1（第9条関係）

一般廃棄物処理手数料

区分	種別	単位	手数料
市が収集、運搬及び処分するとき	一般家庭	1 便槽 1 回につき	1,200円
	事業所等	20 ㍓	300円
	仮設便所	1 基 1 回につき	9,000円
	動物（犬、猫等）の死体	1 体	5,000円
一般家庭から排出される粗大ごみで規則で定めるもの	犬	1 体	4,000円
	猫	1 体	3,000円
	その他	1 体	3,000円
	品目ごと	4,800円以内で品目ごとに規則で定める額	
市長の指示する場所へ搬入するとき	浄化槽汚泥	100 ㍓	180円
	動物（犬、猫等）の死体	1 体	4,000円
	猫	1 体	3,000円
	その他	1 体	2,000円
	可燃ごみ	10kg	50円
	不燃ごみ	10kg	70円
	破砕	10kg	60円
	埋立	10kg	80円
	家庭系	10kg	60円
	事業系	10kg	100円

備考 1

- 1 単位未満の端数のあるときは、1 単位に切り上げる。
- 2 一般家庭の尿のうち、共同住宅等において複数の住宅又は住戸が 1 便槽を共用している場合は、住宅又は住戸ごとに 1 便槽あるものとみなす。
- 3 事業所等及び仮設便所の範囲は、規則で定める。
- 4 不燃ごみとは、可燃ごみ以外で、処理に当たって破砕選別処理が必要なものと及び埋立処理が可能なるものをいう。
- 5 家庭系とは、第 2 条第 2 項第 1 号に規定する家庭系一般廃棄物をいう。
- 6 事業系とは、第 2 条第 2 項第 2 号に規定する事業系一般廃棄物をいう。

別表第 2（第 12 条関係）

産業廃棄物処分費用

種別	単位	費用
可燃ごみ	10 kg	100 円
不燃ごみ	10 kg	120 円

	埋立	10 kg	150 円
--	----	-------	-------

備考

- 1 1 単位未満の端数のあるときは、1 単位に切り上げる。
- 2 不燃ごみとは、ガラスくず及び陶磁器くずその他市長が定めるもの

別表第 3（第 13 条関係）

手数料を徴収する事務	名称	金額
(1) 法第 7 条第 1 項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	2 万円
(2) 法第 7 条第 2 項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	2 万円
(3) 法第 7 条第 6 項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可申請手数料	2 万円
(4) 法第 7 条第 7 項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	2 万円
(5) 法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料	2 万円
(6) 法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可申請手数料	2 万円
(7) 法第 7 条第 1 項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可証の再交付	一般廃棄物収集運搬業許可証再交付手数料	1 万円
(8) 法第 7 条第 6 項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の許可証の再交付	一般廃棄物処分業許可証再交付手数料	1 万円
(9) 浄化槽法第 35 条第 1 項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の申請に対する審査	浄化槽清掃業許可申請手数料	2 万円
(10) 浄化槽法第 35 条第 1 項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可証の再交付	浄化槽清掃業許可証再交付手数料	1 万円

○明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

〔平成5年7月15日〕
〔規則第40号〕

第1条 この規則は、明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和46年条例第57号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例における用語の例による。

第2章 明石市資源循環推進審議会

（審議会の会長及び副会長）

第2条の2 明石市資源循環推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長1人を選び、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第2条の3 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 審議会の会議は、原則として公開とする。

（庶務）

第2条の4 審議会の庶務は、環境部資源循環課が行う。

（委任）

第2条の5 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（市民公募に関する基本的事項）

第2条の6 審議会の委員に応募することができる市民は、18歳以上の市内在住の者で、既に他の審議会の委員の職にない者とする。ただし、審議会における会議の効果的な運営又は委員の専門性、継続の必要性の観点等から、市長が必要と認める場合には、この限りでない。

改正	平成7年6月26日規則第21号	平成7年12月14日規則第32号
	平成9年6月5日規則第25号	平成10年3月30日規則第7号
	平成11年12月24日規則第57号	平成14年5月31日規則第37号
	平成16年3月25日規則第5号	平成16年4月1日規則第29号
	平成16年10月25日規則第46号	平成18年1月5日規則第1号
	平成21年3月23日規則第21号	平成21年3月31日規則第52号
	平成24年3月30日規則第15号	

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 明石市資源循環推進審議会（第2条の2—第2条の8）

第3章 ごみ減量推進員（第2条の9—第2条の11）

第4章 一般廃棄物の適正処理（第3条—第5条の2）

第5章 一般廃棄物処理手数料等（第6条—第9条）

第6章 産業廃棄物の処分（第10条—第12条）

第7章 一般廃棄物処理業等（第13条—第17条）

第8章 雑則（第18条—第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

2 公募する委員の人数は、原則として3人以上とし、審議会における他の委員の人数との均衡に配慮して決定するものとする。

(募集方法)

第2条の7 市民公募を実施する場合には、広報紙等により周知し、幅広い市民の参画が得られるよう配慮するものとする。

2 広報紙等による周知項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 審議会の名称
- (2) 審議会の設置目的
- (3) 審議事項
- (4) 会議の開催回数等
- (5) 報酬の有無
- (6) 公募人数及び資格要件
- (7) 選任の時期及び任期
- (8) 選考方法（小論文、面接等）
- (9) その他必要と認める事項

(選考方法)

第2条の8 公募委員の選考方法は、次の各号に掲げるものうちから審議会の設置目的、性格等を考慮して決定するものとする。

- (1) 小論文による選考
- (2) 書類審査による選考
- (3) 面接による選考

2 選考審査については、別に定める審査基準により、公正かつ適正に行うものとする。

3 選考結果については、応募者全員に通知するものとする。

第3章 ごみ減量推進員

(ごみ減量推進員)

第2条の9 市長は、一般廃棄物の減量、再生利用の促進及び適正な処理その他環境美化衛生について、地域との連携を保ちつつ推進するとともに、市民のごみ問題に対する意識の高揚を図るため、そのことについて理解と熱意のある者のうちから、ごみ減量推進員を委嘱することができる。

2 ごみ減量推進員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(活動)

第2条の10 ごみ減量推進員は、市民と行政をつなぐ地域の指導者として、次の活動を行う。

- (1) 一般廃棄物の減量、再生利用の指導及び推進
- (2) 資源物（廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することを目的として市長が行う廃棄物等の収集において、分別して収集する物をいう。以下同じ。）の再生利用の推進
- (3) 不法投棄の防止、発見及び市への通報
- (4) 地域の清潔の保持
- (5) その他一般廃棄物の減量及び資源物の再生利用のための市の施策への協力

(解任)

第2条の11 市長は、ごみ減量推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、任を解くことができる。

- (1) 居住地区から転出したとき。
- (2) ごみ減量推進員が辞退を申し出たとき。
- (3) 心身の故障のため、任務の遂行に支障があると認めるとき。
- (4) 生活環境の保全及び公衆衛生の向上に反する行為をしたとき又はごみ減量推進員としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が任を解く必要があると認めるとき。

第4章 一般廃棄物の適正処理

(一般廃棄物の処理の申し込み)

第3条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分をしようとする者は、次に掲げる区分及び方法により、あらかじめ市長にその旨を申し込まなければならない。

(1) 口頭等により行うもの

ア 粗大ごみ

イ 犬猫等の小動物の死体

ウ 臨時にくみ取りを必要とするし尿

(2) 自治会等を通じて行うもの 屋外一斉清掃に伴う土砂等

(事業用建築物)

第4条 条例第6条の2第1項に規定する規則で定める事業用建築物は、次の各号のいずれかに該当する建築物とする。

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する特定建築物

(2) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗(事業用建築物所有者等及び多量排出事業者の計画書)

第4条の2 条例第6条の2第1項に規定する事業用建築物の所有者等及び廃棄物多量排出事業者は、毎年5月31日までに、その年の4月1日から翌年の3月31日までの間における事業用建築物等から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関し、次に掲げる事項を記載した計画書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)

(2) 事業用建築物等の名称及び所在地

(3) 事業系一般廃棄物の発生量の見込み及び処理の方法

(4) 事業系一般廃棄物の減量の方策及び目標

(5) 事業系一般廃棄物及び再生利用が可能なものの保管場所

(6) 前各号に掲げるもののほか、事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関し、市長が必要と認める事項

2 前項の計画書を変更したときは、変更の日から10日以内に、変更に係る計画書を市長に提出しなければならない。

(事業系一般廃棄物管理責任者)

第4条の3 条例第6条の2第3項に規定する事業系一般廃棄物管理責任者は、事業用建築物等から生ずる事業系一般廃棄物の管理について責任を有するものでなければならない。

2 条例第6条の2第3項に規定する事業系一般廃棄物管理責任者の届出は、その選任の日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

(1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)

(2) 事業用建築物等の名称及び所在地

(3) 事業系一般廃棄物管理責任者の氏名、役職名及び選任年月日

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(排出禁止物)

第5条 条例第7条第1項第9号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものをいう。

(1) 引越し、庭木の剪定等により臨時的又は一時的に多量に排出するものとして収集を困難にするもの

(2) 処理施設で処理できないもの

(3) その他市長が不適当と認めるもの

(廃棄物搬入の承認申請)

第5条の2 条例第8条の2第1項(条例第11条第2項において準用する場合を含む。)に規定する承認の申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)

(2) 搬入者の氏名及び車両番号

(3) 搬入する廃棄物の種類及び発生場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の承認をする場合においては、必要な条件を付することができる。

第5章 一般廃棄物処理手数料等

(粗大ごみ処理手数料及び排出方法)

第6条 条別表第1に掲げる粗大ごみ処理手数料の額は、別表に定めるとおとしする。

2 市長は、あらかじめ粗大ごみの手数料を納付した者に粗大ごみ処理券(様式第1号)を交付する。

3 粗大ごみの収集、運搬及び処分を申し込んだ者は、排出する粗大ごみに当該粗大ごみの処理手数料に応じた枚数の粗大ごみ処理券を添付し、市長の指定する日時及び場所に当該粗大ごみを持ち出すものとする。

(一般廃棄物処理手数料の徴収の方法)

第7条 し尿に係る処理手数料のうち、一般家庭に係るものについてはし尿処理券(様式第1号の2及び様式第1号の3)により、仮設便所については仮設便所及び取り券(様式第1号の4)により徴収する。

2 動物の死体の処理、事業所等のし尿の処理及び浄化槽汚泥の処理に係る一般廃棄物処理手数料は、納入通知書により徴収する。

3 粗大ごみに係る処理手数料は、定額の粗大ごみ処理券により徴収する。

4 前3項以外の一般廃棄物処理手数料は、処理の都度徴収する。ただし、これにより難いと市長が認めるものについては、この限りでない。

5 第2項に規定する一般廃棄物処理手数料は、納入通知書を発行した日から起算して20日以内に納入しなければならない。

(事業所等及び仮設便所の範囲)

第8条 条別表第1備考第3項に規定する事業所等の範囲は、次のとおりとする。

(1) 官公署、学校、会社、工場、病院、診療所、映画館、旅館、遊技場その他これらに準ずるもの
 (2) その他市長において定額で徴収することが適当でないとするもの又は次項の規定に該当しないもの

2 条別表第1備考第3項に規定する仮設便所の範囲は、建設工事等の事業活動に伴い一時的に設置する便所で、便器と便槽が一体で移設が容易なものであるものとする。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第9条 条例第10条の規定により一般廃棄物処理手数料を減免することができる場合及びその額は、次に掲げるとおとしする。

(1) 処理を受けようとする者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第12条の規定により生活扶助を受けている場合 全額

(2) 処理の対象となるし尿が処理区域(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。以下同じ。)以外の区域又は処理区域となつて3年以内の区域の一般家庭に係るものである場合 1便槽1回につき400円

(3) 処理の対象となる一般廃棄物が天災等の原因により生じたものである場合 市長が定める額

(4) その他市長が認める場合 市長が定める額

2 前項の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、市長に一般廃棄物処理手数料減免申請書(様式第2号)を提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 前項第1号に該当するとき 生活保護受給証明書

(2) 前項第3号に該当するとき 公的機関が発行するり災証明書等

3 市長は、一般廃棄物処理手数料の減免を承認した場合は、申請者に対し減免承認書を交付するものとする。ただし、し尿に係るものについては、この限りでない。

第6章 産業廃棄物の処分

(市が処分する産業廃棄物)

第10条 条例第11条第1項に規定する市が処分する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下同じ。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 紙くず
- (2) 繊維くず
- (3) 植物性残さ

3 項の規定に基づき産業廃棄物収集運搬業者（市内に事務所を有する者に限る。）に委託して搬入しようとするときは、承認の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 処分しようとする産業廃棄物の処理に関する委託契約書の写し
- (2) 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類
(産業廃棄物の処分費用)

第 12 条 条令第 12 条に規定する産業廃棄物の処分費用は、処理の都度徴収する。ただし、公共団体の施設から排出される産業廃棄物の処分費用については、市長が指定する期日までに納入通知書により徴収する。

第 7 章 一般廃棄物処理業等

(一般廃棄物収集運搬業等の許可の申請)

第 13 条 条令第 13 条第 1 項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可、一般廃棄物処分業の許可、一般廃棄物収集運搬業の許可の更新及び一般廃棄物処分業の許可の更新の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）
- (2) 事務所及び事業場の名称及び所在地
- (3) 事業の種類及び取扱廃棄物の種類
- (4) 一般廃棄物の積換場、処理場、洗車場（浄化槽汚泥の収集運搬業を除く。）、車庫等の構造、所在地及び付近の見取図
- (5) 自動車その他作業用具の種類及び数量
- (6) 従業員の数並びに 1 日の作業能力及び作業計画
- (7) 処理の方法
- (8) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本並びに役員、法第 7 条第 5 項第 4 号りに規定する政令で定める使用人及び発行済株式総数の 100 分の

- (4) 動物性残さ（魚腸骨に限る。）
- (5) ガラスくず及び陶磁器くず
- (6) 汚泥（上下水道汚泥に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準を満たさないものは、市が処分する産業廃棄物としない。

- (1) 前項第 1 号から第 5 号までのものについては、処分申請者当たりの合計量が 1 月 20 トン以下のもの
- (2) 質にあつては、含水率が 80 パーセント以下のものかつ腐敗、悪臭等のおそれのないもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 12 条に規定する産業廃棄物処理基準を満たすもの
- (3) 排出者にあつては、従業員数が 100 人以下の事業所で、市内にその主たる事務所を有するもの又は市長が認めた公共団体等
- (4) 前項第 6 号にあつては、明石クリーンセンターの焼却可能な範囲内のもので、環境部長が定める量以下のもの
(産業廃棄物の処分の申込み)

第 11 条 条令第 11 条第 2 項において準用する同条第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき承認を受けようとする産業廃棄物が製品の製造工程において生じたものであるときは、承認の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 製造工程図
- (2) 使用原材料の成分一覧表又はその分析結果表
- (3) 有害物質等が製造工程において混入しないことを明らかにする書類
- (4) 有害物質の含有量試験結果表
- (5) 有害物質の溶出試験結果表
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前条第 2 項第 3 号に規定する排出者が条令第 11 条第 2 項において準用する同条第 8 条の 2 第 1 項の承認を受けて処分しようとする産業廃棄物を自ら搬入できないため、法第 12 条第

第 13 条の 4 市長は、一般廃棄物処理業の許可、一般廃棄物処理業の許可の更新又は一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可をしたときは、許可証（様式第 3 号）を交付するものとする。

（一般廃棄物処理業の許可証の交付）

- 2 市長は、前条第 1 項の規定による変更の届出が許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな許可証を交付するものとする。

（一般廃棄物処理業の許可証の再交付等）

- 第 13 条の 5** 一般廃棄物処理業者が許可証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、速やかに市長に再交付の申請書を提出し、許可証の再交付を受けなければならない。この場合において、破損又は汚損により許可証の再交付を受けようとする者は、その破損し、又は汚損した許可証を申請書に添付しなければならない。

- 2 紛失により許可証の再交付を受けた者が、その紛失した許可証を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

（一般廃棄物処理業に係る廃止の届出等）

- 第 13 条の 6** 一般廃棄物処理業者は、その事業の全部又は一部を廃止したときは、廃止の日から 10 日以内に、その旨を文書により市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、一般廃棄物処理業者による事業の一部の廃止の届出が許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな許可証を交付するものとする。

（一般廃棄物処理業の許可証の返還）

- 第 13 条の 7** 一般廃棄物処理業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 許可の有効期間が満了したとき。
- (2) 事業の全部を廃止したとき。
- (3) 事業の範囲の変更の許可を受けたとき。
- (4) 許可を取り消されたとき。
- (5) 第 13 条の 4 第 2 項の規定により新たな許可証の交付を受けたとき。

5 以上の株式を有する株主若しくは出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、株主若しくは出資者の住民票の写し

- (2) 申請者が個人である場合には、申請者が一般廃棄物処理業の営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人を含む。）及び法第 7 条

第 5 項第 4 号スに規定する政令で定める使用人の住民票の写し

- (3) 申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまで（トを除く。）のいずれにも該当しない旨を記載した書類

- (4) その他市長が必要と認める書類

- 3 第 1 項各号に規定する事項及び前項の添付書類の記載事項に変更のあったときは、変更の日から 10 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可の申請）

- 第 13 条の 2** 条例第 13 条第 1 項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業（以下「一般廃棄物処理業」という。）の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）
- (2) 許可の年月日及び許可番号
- (3) 変更の内容及び理由
- (4) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力
- (5) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（一般廃棄物処理業に係る変更の届出）

- 第 13 条の 3** 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）は、第 13 条第 1 項各号（第 3 号を除く。）に規定する事項及び同条第 2 項の添付書類の記載事項に変更があったときは、変更の日から 10 日以内に、市長に変更届を提出しなければならない。

- 2 前項の変更届には、変更の内容を明らかにする書類及び図面を添付しなければならない。

2 一般廃棄物処理業者は、その事業の全部の停止を命じられたときは、許可証を一時市長に返還しなければならない。

(浄化槽清掃業の許可の申請)

第14条 条例第13条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、市長に次の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 営業所の所在地

(3) 事業の用に供する施設の概要

ア 事務所、車庫等の構造、所在地及び付近の見取図

イ 自動車及び作業器具の種類及び数量

ウ 従業員の数並びに1日の作業能力及び作業計画

エ 処理の方法

オ その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本並びにその業務を行う役員の写真

(2) 申請者が個人である場合には、申請者（申請者が浄化槽清掃業の営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人を含む。次号において同じ。）

の写真の写し

(3) 申請者が浄化槽法第36条第2号イからエまで（ホを除く。）のいずれにも該当しない旨を記載した書類

(4) 申請者が浄化槽に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した旨を記載した書類

(5) その他市長が必要と認める書類

3 第1項に規定する事項又は前項の添付書類の記載事項に変更のあったときは、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(浄化槽清掃業の許可の期限)

第15条 浄化槽法第35条第2項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の期限は、2年とする。

(浄化槽清掃業の許可証の交付等)

第16条 第13条の4、第13条の5又は第13条の7の規定は、それぞれ浄化槽清掃業の許可証の交付、再交付又は返還について準用する。

(浄化槽清掃業の廃止の届出)

第17条 浄化槽清掃業の許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、その事業の全部又は一部を廃止したときは、廃止した日から30日以内に、その旨を文書により市長に届けなければならない。

2 市長は、浄化槽清掃業者による事業の一部の廃止の届出が許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな許可証を交付するものとする。

第8章 雑則

(報告の徴収)

第18条 一般廃棄物処理業者（浄化槽清掃業者及び浄化槽汚泥の収集運搬業の許可を受けた者（以下「浄化槽汚泥収集運搬業者」という。）を除く。）は、毎月末までに、その前月中における一般廃棄物の収集運搬又は処分に関し、一般廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

(2) 許可番号

(3) 収集又は運搬の場合

ア 受入先及び受入先ごとの受入量

イ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量

(4) 処分の場合

ア 受け入れた場合には、受入先及び受入先ごとの受入量

イ 処分した場合には、処分方法ごとの処分量

ウ 処分（埋立処分及び海洋投込処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項に規定する報告は、電子計算機を使用して、確実に記録した磁気ディスクを市長に提出することにより行うことができる。

3 浄化槽管理者（浄化槽法第7条に規定する浄化槽管理者をいう。）又は浄化槽清掃業者は、浄化槽を新しく管理することになったとき、浄化槽の管理内容を変更したとき、浄化槽を廃止したときその他市長が必要と認めたときは、別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 報告者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (2) 浄化槽管理者の氏名及び住所
- (3) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者の名称
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 4 前項に定めるもののほか、浄化槽清掃業者及び一般廃棄物収集運搬業者（浄化槽汚泥収集運搬業者に限る。）は、毎月10日までに、その前月中における浄化槽の清掃及び浄化槽汚泥の収集運搬に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）
 - (2) 浄化槽の設置者又は管理者の氏名又は名称、設置場所、汚泥量及び清掃実施日
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第19条 条例第15条第2項に規定する証明書の様式は、様式第4号のとおりとする。

（環境事業指導員）

第19条の2 次に掲げる職務を行わせるため、本市に環境事業指導員を置く。

- (1) 廃棄物の減量、廃棄物又は資源物の再生利用及び適正処理に関する意識の普及
- (2) 収集及び運搬並びに作業に係る計画の指導
- (3) 一般廃棄物処理計画に基づき本市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者及び一般廃棄物収集運搬業者の行う収集運搬作業の指導
- (4) 廃棄物を排出する際の容器等の適正な取扱い及び廃棄物集積場所の清潔保持の指導

項

2 環境事業指導員は、環境部の職員のうちから市長が任命する。

3 環境事業指導員は、その職務を行うに当たり常時身分証明書（様式第5号）を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
（補則）

第20条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年6月26日規則第21号）

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成7年12月24日規則第32号）
（施行期日）

1 この規則は、平成8年1月10日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、現に存する従前の様式によるし尿処理券は、なお当分の間、使用することができ。

附 則（平成9年6月5日規則第25号）

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成10年3月30日規則第7号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月24日規則第57号）
（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項及び第2項の改正規定並びに第17条を削る改正規定は、平成12年1月1日から施行する。
（経過措置）

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）の施行前に行われた一般廃棄物処理業等の許可申請等に係る手数料の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年 5 月 31 日規則第 37 号）
（施行期日）

1 この規則は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の相当規定によつてしたものとみなす。

3 この規則施行の際、現に改正前の規則の規定により交付されている許可証については、改正後の規則に規定する許可証とみなす。

附 則（平成 16 年 3 月 25 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条、第 6 条、第 7 条、別表及び様式第 1 号の改正規定は平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 29 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 10 月 25 日規則第 46 号）
この規則は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 5 日規則第 1 号）
（施行期日）

1 この規則は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる明石市資源循環推進審議会は、この規則による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 2 条の 3 第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成 21 年 3 月 23 日規則第 21 号）
この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 52 号）
この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 15 号）
（施行期日）

1 この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の 6、第 13 条及び第 14 条の改正は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。
（経過措置）

2 この規則による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 7 条及び第 9 条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、施行日前の一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則に定めるし尿処理券（様式第 1 号の 2）は、施行日以後のし尿の処理に係る手数料の納付に使用することができるとする。

別表（第 6 条関係）

種目	番号	品目	手数料 (円)
1 家庭電気製品	1	食器乾燥機	300
	2	食器洗浄機	300
	3	ズボンプレスカー	300
	4	掃除機	300
	5	電子レンジ	600
2 冷暖房機器	1	こたつ	300

Ⅶ. 資 料

2	こたつ天板	300
3	ストーブ	300
4	扇風機	300
5	ファンヒーター	600
6	オイルヒーター	600
7	冷風機	600
1	ファックス	300
2	プリンター	300
3	ワードプロセッサ	300
1	オーディオコンポ	900
2	オルガン	1,500
3	カラオケセット	900
4	電子ピアノ	1,500
1	アコーデイオンカーテン	600
2	衣装ケース	300
3	いす (ソファアアを除く)	300
4	キャビネット	300
5	鏡台	600
6	げた箱	900
7	サイドボード	600
8	座いす	300
9	じゅうたん	300
10	収納ボックス	300
11	食器棚	900
12	すだれ	300
13	スチールロッカー	900
14	姿見	600
15	整理ダンス	600
16	ソファア (1人掛けのもの)	600
17	ソファア (2人掛け以上のもの)	1,200
18	建具 (障子・襖・網戸・アルミサッシ)	300
19	チャイルドシート	300
20	つい立て	300
21	机	600

22	テーブル	600
23	テレビ台	300
24	電気カーペット	600
25	電話台	300
26	本棚	900
27	柳ごうり	300
28	洋服ダンス	1,800
29	よしず	300
30	ラック (収納棚)	300
31	ワゴン	300
32	和ダンス	1,800
1	簡易ベッド	300
2	敷き布団用マットレス	300
3	布団 (2枚まで)	300
4	ベッド (シングルサイズのもの)	600
5	ベッド (セミダブルサイズ又は二段以上のもの)	1,200
6	ベッドマットレス (シングルサイズのもの)	300
7	ベッドマットレス (セミダブルサイズ又は二段以上のもの)	900
8	ベビーベッド	600
1	ガスコンロ (2口以上のもの)	300
2	米びつ	300
3	流し台	600
1	一輪車	300
2	車椅子	300
3	三輪車	300
4	自転車	900
5	シヨッピングカート	300
6	ベビーカー	300
1	アイロン台	300
2	編み機	600
3	あんま機 (いす型のもの)	1,200
4	脚立	300
5	健康器具 (ウォーカー等)	1,200

※ 様 式 は 省 略

6	ゴルフクラブ (10本まで)	300
7	ゴルフバッグ	300
8	草刈機 (エンジン付)	900
9	スキー用具 (板・ストック (一組までのもの))	300
10	スーツケース	300
11	すのこ	300
12	スノーボード	300
13	すべり台	600
14	製図板	300
15	卓球台	1,800
16	畳	600
17	たらい	300
18	パーソナルコンピュータ用ラック	600
19	バーベキューセット	300
20	ビーチパラソル	300
21	ブランコ	900
22	風呂のふた	300
23	ベビーバス	300
24	便座	300
25	ペット小屋	600
26	ポータブル便座	300
27	ミシン	600
28	物置	1,500
29	物干し台	900
30	物干しさお	300
31	浴槽	900
32	その他 (最大の辺又は径が50cmを超えるもので、その重さが50kg以下及び体積が1m ³ 以下のもの)	300
33	その他 (最大の辺又は径が50cmを超え、かつ重さが50kgを超えるもの)	1,800
34	その他 (体積が1m ³ を超えるもの)	1,800

備考

- 1 手数料の欄に掲げる金額は、1品目当たりの単価とする。
- 2 この表に掲げる品目には、当該品目と形状が類似のものを含む。

○明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例

〔平成11年6月30日〕
条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、都市環境の美化を図り、もって市民の快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き缶等 飲食料を収納していた缶、瓶その他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、花火のもえかすその他の散乱性の高いごみをいう。
(2) 市民等 市民並びに本市の区域内に滞在する者（通勤、通学等をする者を含む。）及び区域内を通過する者をいう。

(3) 事業者等 容器に収納した飲食料、たばこ又はチューインガムを製造し、輸入し、又は販売する事業を行う者及びその団体をいう。

(4) 所有者等 土地の所有者、占有者及び管理者をいう。

(5) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

(6) 飼い主 飼い犬の所有者（所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。）をいう。

(7) ふん害 飼い犬のふんにより公共の場所を汚すことをいう。

(市の責務)

第3条 市は、空き缶等の散乱及びふん害の防止のために必要な施策（以下「施策」という。）を実施する責務を有するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、空き缶等を散乱させないため、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器、吸い殻入れ等に収納しなければならない。

2 市民等は、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 容器に収納した飲食料を製造する事業者は、当該容器の散乱の防止について消費者の意識の啓発を図るとともに、その製品の製造に際し、再資源化が可能な容器を使用するよう努めなければならない。

2 容器に収納した飲食料を販売する事業者は、当該容器の散乱の防止及び再資源化について消費者の意識の啓発を図るとともに、その販売する場所に当該容器を回収するための容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

3 たばこを製造し、又は販売する事業者は、たばこの吸い殻の散乱の防止について消費者の意識の啓発を図らなければならない。

4 事業者等は、市が実施する施策に協力しなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に空き缶等の散乱を防止するために必要な措置をとらなければならない。

2 所有者等は、市が実施する施策に協力しなければならない。

(飼い主の責務)

第7条 飼い主は、ふん害を防止し、市民の良好な生活環境が損なわれないよう努めるとともに、市が実施するふん害を防止する施策に協力しなければならない。

(空き缶等の投げ捨ての禁止)

第8条 市民等は、道路、公園、広場、河川、海岸その他の公共の場所において、空き缶等のみだりに投げ捨て（回収容器以外に空き缶等を捨てることをいう。）てはならない。

じめ、その旨を市長に届け出なければならぬ。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 届出者は、当該届出に係る前条第1項第1号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該届出に係る自動販売機による容器に収納した飲食物の販売を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第13条 届出者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により届出者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(届出済証)

第14条 市長は、第11条、第12条第2項(廃止の届出に関する部分を除く。)又は前条第2項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し、届出済証を交付するものとする。

- 2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所に届出済証を張り付けておかなければならない。
- 3 第1項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を亡失し、又はき損したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、届出をした者に対し、届出済証を再交付するものとする。
- 5 第2項の規定は、前項の届出済証について準用する。

(回収容器の設置及び管理)

第15条 容器に収納した飲食物を自動販売機により販売する者(以下「自動販売業者」という。)は、当該自動販売機について、飲食物容器を回収するため適当な場所に、規則で定めるところにより、回収容器を設置するとともに、当該回収容器を適正に

(飼い犬のふんの放置の禁止)

第9条 飼い主は、飼い犬が公共の場所においてふんをはいせつした場合には、当該ふんを放置してはならない。

(散乱防止重点区域の指定等)

第10条 市長は、空き缶等の散乱を特に防止する必要があると認める区域を散乱防止重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、重点区域における空き缶等の散乱状況により、当該重点区域の全部又は一部の指定を変更又は解除することができる。

3 市長は、前2項の規定により重点区域を指定し、又は指定の解除をしたときは、その旨を告示するものとする。

(自動販売機の届出)

第11条 重点区域において、容器に収納した飲食物を自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。)により販売しようとする者は、当該自動販売機ごとに、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 自動販売機の設置の場所
- (3) 回収容器の設置の場所及び管理の方法
- (4) その他市長が特に必要と認める事項
- 2 重点区域に指定された際、当該区域内において既に容器に収納した飲食物を自動販売機により販売している者は、重点区域に指定された日から30日以内に、当該自動販売機について、前項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(変更等の届出)

第12条 前条の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)は、当該届出に係る前条第1項第2号又は第3号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ

管理しなければならぬ。

- 2 前項の規定は、この条例の施行の日において、既に容器に収納した飲食料を自動販売機により販売していた者については、この条例の施行の日から起算して30日間は、適用しない。

(勧告及び命令)

第16条 市長（その者から委任された者を含む。）は、第8条に規定する行為（重点区域における行為に限る。）をした者又は第9条に規定する行為をした者に対し、投棄した空き缶等又は放置されたふんの処理その他の必要な措置をとるべきことを勧告し、命ずることができる。

- 2 市長は、前条第1項の規定に違反している自動販売業者に対し、回収容器を設置し、又はこれを適正に管理すべきことを勧告し、期限を定めてその勧告に従うことを命ずることができる。

(立入調査)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、空き缶等の散乱又は回収容器の設置の状況を調査するために必要があると認めるときは、市長の指定する職員に空き缶等の散乱している土地又は自動販売機が設置されている土地に立ち入り、必要な調査を行わせることができる。

- 2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第19条 第16条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第20条 第11条又は第12条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の罰金に処する。

第21条 第12条第2項（廃止の届出に関する部分を除く。）又は第13条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は2万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第19条、第20条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

○明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例施行規則

平成 11 年 10 月 1 日 明石市規則第 55 号

改正 平成 17 年 3 月 31 日規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例（平成 11 年条例第 23 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市の施策)

第 2 条 条例第 3 条に規定する空き缶等の散乱及びふん害の防止（以下「散乱等の防止」という。）のために必要な施策は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 散乱等の防止のための意識の啓発及び高揚に関すること。
- (2) 散乱等の防止に関する活動を行う団体の育成及び活動の支援に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(届出を要しない自動販売機)

第 3 条 条例第 1 1 条第 1 項に規定する規則で定める自動販売機は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 囲障により自由に立ち入ることができない土地に設置される自動販売機で、当該土地に立ち入らなければ利用することができないもの
 - (2) 建築物の内部に設置される自動販売機で、当該建築物に立ち入らなければ利用することができないもの
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
- (自動販売機の届出)

第 4 条 条例第 1 1 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出は、自動販売機設置届（様式

第 1 号）により行うものとする。

(変更等の届出)

第 5 条 条例第 1 2 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出は、自動販売機設置変更・廃止届（様式第 2 号）により行うものとする。

(軽微な変更)

第 6 条 条例第 1 2 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自動販売機の設置場所の変更で、届出に係る場所と同敷地内のもの
 - (2) 前号に規定する変更に伴う回収容器の設置場所の変更
 - (3) 回収容器の設置場所の変更で、自動販売機の設置場所の変更を伴わないもの
- (地位の承継の届出)

第 7 条 条例第 1 3 条第 2 項の規定による届出は、自動販売機承継届（様式第 3 号）により行うものとする。

(届出済証)

第 8 条 条例第 1 4 条第 1 項に規定する届出済証の様式は、様式第 4 号のとおりとする。

(届出済証の亡失等の届出)

第 9 条 条例第 1 4 条第 3 項の規定による届出は、届出済証亡失等届（様式第 5 号）により行うものとする。

(回収容器)

第 10 条 条例第 1 5 条第 1 項に規定する回収容器は、次に掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 材質は、金属、プラスチックその他の容易に破損しないものであること。
- (2) 飲食料容器の回収に支障のない容積を有すること。
- (3) 飲食料容器の投入が容易で、かつ、安定性があり、市民等の通行の妨げとならないこと。

2 条例第15条第1項に規定する規則で定める回収容器の設置場所は、自動販売機の設置場所から5メートル以内で、当該自動販売機の利用者が容易に飲食料容器を投入できる場所（当該自動販売機を設置する者が、使用することについて正当な権限を有する場所に限る。）とする。

（勧告及び命令）

第11条 条例第16条第1項又は第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第6号）により行うものとする。

2 条例第16条第1項又は第2項の規定による命令は、命令書（条例第16条第1項の規定による命令にあつては様式第7号、条例第16条第2項の規定による命令にあつては様式第8号）により行うものとする。

3 条例第16条第1項の規定による勧告又は命令に限り、緊急やむを得ない場合は、現場において口頭により行うことができる。

（身分証明書の様式）

第12条 条例第17条第2項に規定する証明書の様式は、様式第9号のとおりとする。
（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第14号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

※ 様 式 は 省 略

○ 明石市再生資源集団回収団体助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の家庭から排出される再生資源を集団回収する団体に対し助成金及び活動用具を交付することにより、再生資源の集団回収を推進し、もって資源の有効利用を図り、ごみの減量意識を普及させるとともに地域住民のコミュニティ活動の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 再生資源 紙類(新聞、雑誌、段ボール等)、布類(古着、ポロ布等)、金属類(アルミ缶、スチール缶、鉄くず等)及びびん類(酒、醤油、ビールびん等)のうち、再生資源化の可能なもの

(2) 活動用具 ポリ袋、軍手その他の再生資源の集団回収活動を行うに当たり必要な用具

(助成金又は活動用具の交付対象)

第3条 助成金又は活動用具の交付の対象は、市内の自治会、町内会、青年クラブ、子ども会、PTA、その他地域住民が組織する団体で、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

(1) 団体の構成世帯が概ね20世帯以上であり、又は団体の構成員が概ね20人以上であること。

(2) 再生資源の集団回収を自ら実施していること。

(3) 年間の再生資源集団回収計画が策定されていること。

(4) 3年以上継続して集団回収活動をする見込みがあること。

(5) 営利を目的としない団体であること。

(6) 次条の規定により、市の登録を受けた団体であること。

(団体の登録)

第4条 助成金又は活動用具の交付を受けようとする団体は、事前に市長に申請し、その登録を受けなければならない。

2 前項の登録の申請は、団体の名称、代表者の氏名及び住所、加入世帯数、回収品目等必要事項を記載した再生資源集団回収団体登録申請書(様式第1号)により行なうものとする。

3 団体の名称、代表者の氏名その他申請事項に変更があった場合は、直ちに再生資源集団回収団体登録変更申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、再生資源の回収量1キログラムにつき4円とする。

2 活動用具の交付内容は、回収団体の活動の実態を考慮して環境部長が定める。(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体は、毎年度第1期(1月から6月までをいう。)分については7月31日までに、第2期(7月から12月までをいう。)分

については翌年1月31日までに、集団回収した再生資源を回収する業者から交付された仕切伝票を再生資源集団回収助成金交付申請書(様式第4号)に添付し、市長に提出しなければならない。

2 活動用具の交付を受けようとする団体は、毎年7月1日から同月末日までに再生資源集団回収活動用具交付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請を受理したときは、当該申請を承諾するか否かの決定をし、その結果を当該申請団体の長に再生資源集団回収助成金交付決定書(様式第5号)により、通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の申請を受理したときは、当該申請を承諾するか否かの決定をし、その結果を当該申請団体の長に再生資源集団回収活動用具交付決定通知書

(様式第8号)により、通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 助成金の交付を受ける団体は、再生資源集団回収助成金交付請求書兼口座振替依頼書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、助成金の交付を受けた団体(以下「助成金交付団体」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金の全部または一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金が、第10条第2項各号に規定する経費以外に使われていると市長が認めるとき。

2 市長は、活動用具の交付を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、活動用具交付決定の全部又は一部を取り消し、活動用具又は活動用具の購入費相当額の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により、活動用具の交付を受けたとき。

(2) その他市長が活動用具の交付が不適当になったと認めるとき。

(助成金交付団体の経理)

第10条 助成金交付団体は、助成金の使用及び経理を明確にしておかなければならない。

2 助成金は、次の各号に掲げる経費に充てなければならない。

(1) 構成世帯又は構成員の福祉の増進を図るための経費

(2) その他コミュニケーション活動の振興を図るための経費

(報告)

第11条 市長は、必要と認めるときは、助成金交付団体に対し、助成金の使用及び経理について報告を求めることができる。

2 市長は、活動用具の交付を受けた団体に対し、活動用具の実績報告を求めることができる。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境部長が定める。

附 則 (平成3年4月15日制定)

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

附 則 (平成4年7月31日制定)

1 この要綱は、平成4年8月1日から施行する。

(活動用具の交付の申請期間の特例)

2 平成4年における活動用具の交付の申請期間は、改正後の第6条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成4年8月末日までとする。

附 則 (平成5年11月15日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の明石市再生資源集団回収助成金要綱第5条の規定は、平成5年11月分回収分に係る再生資源集団回収助成金の額について適用し、平成8年

12月分回収分までに係る再生資源集団回収助成金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年5月6日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の明石市再生資源集団回収助成要綱第5条の規定は、平成10年1月分回収以降に係る再生資源集団回収助成金の額について適用し、平成9年12月分回収分までに係る再生資源集団回収助成金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成10年9月30日制定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の明石市再生資源集団回収助成要綱（以下「改正後の要綱」という。）第5条の規定は、平成10年7月分以後の回収に係る助成について適用し、同年6月分までの回収に係る助成については、なお従前の例による。

（平成10年度における助成金の交付申請の特例）

- 3 平成10年度における助成金の交付申請については、改正後の要綱第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月27日制定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日制定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の明石市再生資源集団回収団体助成要綱第5条の規定は、平成19年4月分以後の回収に係る助成について適用し、同年3月分までの回収に係る助成については、なお従前の例による。

○ 明石市古紙集団回収業者協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、古紙の市況低迷により回収業者が古紙の回収業務から撤退することを防ぎ、もって市内の家庭から排出されるごみの減量化及び資源の有効利用を目的とする再生資源集団回収活動を維持するため、古紙の回収業者に対し古紙集団回収業者協力金（以下「協力金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 回収業者 集団回収活動に協力して再生資源を回収する業者
- (2) 回収団体 明石市再生資源集団回収助成要綱（平成3年4月15日制定）第4条の規定により再生資源集団回収団体として明石市に登録した団体

(対象となる回収業者)

第3条 協力金の交付を受けることのできる回収業者は、次条の規定により明石市に登録し、回収団体により集団回収された新聞、雑誌及び段ボールを引き取る回収業者とする。

(回収業者の登録等)

第4条 協力金の交付を受けようとする回収業者は、あらかじめ明石市再生資源回収業者登録（変更）申請書（様式第1号）を市長に提出し、その登録を受けなければならない。

2 回収業者は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに前項の申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 回収業者は、登録を抹消しようとする場合は、速やかに明石市再生資源回収業者登録抹消届出書（様式第2号）により市長に届けなければならない。

(協力金の額等)

第5条 協力金の額は、平成10年9月時点における古紙回収問屋買値（大阪）の中問値を基準として、その後の古紙回収問屋買値（大阪）の変動を反映させて算出した額とする。ただし、古紙1キログラムあたり2円を上限とする。

2 前項において、協力金の額の算出は、毎年度第1期（1月から6月までをいう）の回収分については前年12月中に、毎年度第2期（7月から12月までをいう）の回収分については同年6月中に行い、算出した額は速やかに回収業者に通知するものとする。

3 協力金は、回収業者が前条第1項の規定により申請し、登録を受けた日以後の回収分に対して交付する。

(協力金の交付申請)

第6条 協力金の交付を受けようとする回収業者は、毎年度第1期の回収分については7月31日までに、第2期の回収分については翌年1月31日までに、明石市古紙集団回収業者協力金交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 回収団体との仕切伝票（業者提出用）

(2) 引取の対象となった回収団体及び引取重量を記載した古紙集団回収業者協力金

団体別引取明細書（様式第4号）

(3) 問屋発行の回収量を証する書類

(協力金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたとときは、交付を決定し、申請者に対して明石市古紙集団回収業者協力金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、協力金の交付を決定する場合において、協力金の交付の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により交付を決定したときは、回収業者が指定する金融機関の口座に、速やかに協力を振り込むものとする。 (施行期日) 1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

(協力金交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、協力金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により、協力金の交付申請を行ったとき。

(2) 第1条の趣旨に沿っていない回収活動を行ったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協力金の交付目的を達成できないと市長が認めたと

き。

2 市長は、前項の規定により協力金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に協力金が交付されているときは、期限を定めて協力金の全部又は一部を返還させるものとする。

(登録の抹消)

第9条 市長は、回収業者が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、当該回収業者の登録を抹消することができるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、環境部長が定める。

附 則 (平成10年9月30日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

(回収業者の登録の特例)

2 この要綱の施行の日 (以下「施行日」という。) から平成10年11月末日までの間に第4条第1項の規定により登録を受けた回収業者は、施行日に登録を受けたものとみなす。

附 則 (平成16年12月27日制定)

○ カレットびん及びスチール缶に係る明石市集団回収業者助成金
交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、回収が困難なカレットびん及びスチール缶の回収業務への参加を回収業者に促し、もって市内の家庭から排出されるごみの減量化及び資源の有効利用を目的とする再生資源集団回収活動を実現するため、回収業者に対しカレットびん及びスチール缶に係る明石市集団回収業者助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 回収団体 明石市再生資源集団回収助成要綱（平成3年4月15日制定）第4条の規定により再生資源集団回収団体として明石市に登録した団体
- (2) 回収業者 集団回収活動に協力して再生資源を回収する業者
(対象となる回収業者)

第3条 助成金の交付を受けることのできる回収業者は、次条第1項の規定により明石市に登録し、回収団体により集団回収されたカレットびん及びスチール缶を回収する業者とする。

- 2 前項の回収業者は、回収後のカレットびんを無色、茶色、その他の3色に分類し、栓等の異物を除去した後明石クリーンセンターに搬入し、また、回収後のスチール缶を再生メーカーに引き渡さなければならない。
(回収業者の登録等)

第4条 助成金の交付を受けようとする回収業者は、あらかじめ明石市再生資源回収業者登録（変更）申請書（様式第1号）により市長に登録を申請しなければならない。

- 2 回収業者は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに前項の申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 回収業者は、登録を抹消しようとする場合は、速やかに明石市再生資源回収業者登録抹消届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。
(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、問屋及び再生メーカーへの搬入価格等を考慮して、環境部長が決定する。ただし、回収量1キログラムにつき15円を上限とする。

- 2 前項において、助成金の額の決定は、毎年度第1期（1月から6月までをいう。）の回収分については前年12月中に、毎年度第2期（7月から12月までをいう。）の回収分については同年6月中に行い、決定した額は速やかに回収業者に通知するものとする。

- 3 助成金は、回収業者が前条の規定により登録を申請し、登録を受けた日以後の回収分に対して交付する。
(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする回収業者は、第1期の回収分については7月31日までに、第2期の回収分については翌年1月31日までに、集団回収業者助成金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 引取の対象となった回収団体名及び引取重量を記載した集団回収業者助成金団体別引取明細書（様式第3号）
- (2) 再生メーカーの発行する受領書で品目及び重量が記載されているもの又は明石クリーンセンターの発行する検量書
(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、申請書に記載された回収量と明石市再生資源集団回収助成要綱第6条第1項の規定により回収団体から

提出された仕切伝票に記載された数量とを突合して交付の可否を決定し、集団回収業者助成金交付決定通知書（様式第4号）により当該業者に通知するものとする。

2 前項の突合において、重量が一致しないときは、仕切伝票に記載された重量に基づき助成金を算定する。

（助成金の請求）

第8条 前項の規定による交付決定を受けた回収業者は、速やかに集団回収業者助成金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第9条 市長は、前条の再生資源回収業者助成金交付請求書を受理したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の交付決定の取り消し及び返還等）

第10条 市長は、助成金の交付を受けた回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、既に交付された助成金があるときは、その全部又は一部を返還させ、かつ、回収業者の登録を抹消することができるものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の交付申請を行ったとき。

(2) 第1条の趣旨に沿っていない回収活動を行ったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協力金の交付目的を達成できないと市長が認めたとすき。

（委任）

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境部長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年3月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成6年3月30日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の明石市再生資源回収業者助成金交付要綱第5条の規定は、平成6年1月分回収分に係る再生資源回収業者助成金の額について適用し、平成5年12月分回収分までに係る再生資源集団回収業者助成金の額については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の明石市再生資源回収業者助成金交付要綱第3条の規定は、平成11年4月分以後の回収に係る助成対象品目について適用し、同年3月分回収分に係る助成対象品目については、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月27日制定）

（施行期日）

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

※ 様 式 は 省 略

○ 明石市一般廃棄物処理業者に対する行政処分に関する基準要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づく、一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者に対する一般廃棄物の適正な処理の実施を確保するため
の命令その他の処分(以下「行政処分」という。)の基準及び手続を定めることにより、行政処分の公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 処理業者 法第7条第1項の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者及び同条第6項の許可を受けた一般廃棄物処分業者をいう。
- (2) 処理基準 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の処理基準をいう。

(3) 違反行為 法の規定に違反する行為をいう。

(行政処分)

第3条 行政処分とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 改善命令 法第19条の3の規定に基づき、処理基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う処理業者に対し、その方法の変更やその他必要な改善を命ずることをいう。
- (2) 措置命令 法第19条の4の規定に基づき、処理基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分により生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合において、処理業者に対し、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」

という。)を講ずべきことを命ずることをいう。

(3) 事業の停止命令 法第7条の3の規定に基づき、処理業者に対し、期間を定めて事業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。

(4) 許可の取消し 法第7条の4の規定に基づき、処理業者に対し、許可を取り消すことをいう。

(行政指導)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、違反行為を行った処理業者に対し、行政処分に先立ち、口頭又は文書による改善勧告その他の行政指導を行うものとする。

- (1) 処理業者の違反行為が軽微であり、行政指導を行うことにより、処理業者が速やかに適正な是正措置を講ずると認められるとき。
- (2) 処理業者が以前に違反行為がないものであり、行政指導を行うことにより、速やかに適正な是正措置を講ずると認められるとき。

2 前項の規定による行政指導は、明石市行政手続条例(平成9年条例第1号)第4章に定めるところにより行う。

(改善命令)

第5条 改善命令は、法第19条の3第1号に該当する違反行為があった場合、次の各号のいずれかに該当するときに、期限を定めて行うものとする。

- (1) 前条第1項による行政指導を行ったにもかかわらず、一般廃棄物の収集、運搬及び処分の方法が改善されないとき。
- (2) 前条第1項各号に該当しないとき。

(3) 前条第1項各号に該当する場合であっても、一般廃棄物の収集、運搬及び処分の方法の改善を早急に講ずる必要があるとき。

(措置命令)

第6条 措置命令は、法第19条の4第1項の適用を受ける違反行為があった場

合で、次の各号のいずれかに該当するときに、期限を定めて行うものとする。

(1) 第4条第1項による行政指導を行ったにもかかわらず、支障の除去等の措置が講じられないとき。

(2) 第4条第1項各号に該当しないとき

(3) 第4条第1項各号に該当する場合であっても、支障の除去等の措置を早急に講ずる必要があるとき。

(事業の停止命令及び停止期間)

第7条 事業の停止命令は、別表第1に掲げる処分理由のいずれかに該当する場合に、同表に定める期間行うものとする。

(事業の停止期間の軽減)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の停止期間を軽減することができる。この場合における軽減日数は、前条の期間の2分の1を限度とする。

(1) 違反行為について、情状酌量の余地があると認められるとき。

(2) 違反行為後、自主的に適切な是正措置を講ずる等、軽減するに足る理由があると認められるとき。

(事業の停止期間の加重)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の停止期間を加重することができる。この場合における加重日数は、第7条の期間の2分の1を限度とする。

(1) 違反行為の結果、生活環境の保全上重大な支障が生じたとき。

(2) 事業の停止命令を受けた日から5年以内に再び違法行為又は違法行為に基づく処分に違反する行為をしたとき。

(許可の取消し)

第10条 許可の取消しは、別表第2(1)に掲げる処分理由のいずれかに該当

する場合は、これを行わなければならない。

2 許可の取消しは、別表第2(2)に掲げる処分理由のいずれかに該当する場合(前項に該当する場合を除く。)に行うことができる。

3 前2項の場合において、当該処理業者が複数の業の許可を持つときは、そのすべての許可を処分対象とすることができる。

(複数違反の場合の取扱い)

第11条 違反行為が2つ以上ある場合は、最も重い違反行為について処分する。

ただし、特に必要と認める場合は、各違反行為の処分を合算したものを限度として、処分する。

(違反行為の要求等に係る行政処分)

第12条 第7条から第11条までの規定は、処理業者が他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けたときも、これを適用する。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第13条 市長は、許可の取消しを行うときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第1号の規定により、聴聞を行わなければならない。

2 市長は、事業の停止命令を行うときは、行政手続法第13条第1項第2号に該当するときとし、同項の規定により、弁明の機会の付与を行わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、行政手続法第13条第2項第1号に該当するものとして、同項の規定により、聴聞又は弁明の機会の付与を実施しないものとする。

(1) 生活環境保全上の支障が生じており、早急にその支障を除去する必要があるとき。

- (2) 生活環境保全上の支障が生じるおそれがあり、支障が生じた後では支障の除去又は生活環境の回復が望めないとき。
- (3) 生活環境保全上の支障が生じており、その支障が広範囲に及ぶため、影響を受ける者が多数に及ぶとき。

(手続)

第14条 行政処分の実施並びに聴聞及び弁明の機会の付与の手続きは、行政手続法及び明石市の聴聞に関する規則（平成6年規則第48号）に定めるところにより行う。

(補則)

第15条 この要綱に定めるものは必要な事項は、別に定める。

附 則（平成23年1月28日制定）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

○ 明石市要援護者ごみ戸別収集実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみを自らごみステーションに排出することが困難で、かつ、親族等の協力を得られない、又は近隣に協力してくれる者がいない高齢者及び障害者(以下「要援護者」という。)に対して、市が戸別にごみの収集を行うことにより、要援護者が健やかで安心して暮らすことができるまちづくりに資することを目的とする。

(対象者)

第2条 市が要援護者に対して行う戸別のごみ収集(以下「戸別収集」という。)を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、ごみを自らごみステーションに排出することが困難で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高齢者(65歳以上の者であつて次のアからウまでの要件のいずれにも該当するものを含む。)

ア ひとり暮らしの者(同居する者が高齢、障害、年少等によりごみの排出ができない場合を含む。次号において同じ。)

イ 身体状況が介護保険認定において「要介護2」以上の者

ウ 介護保険のホームヘルプサービスを利用している者

(2) 障害者(次のア及びイの要件を満たしている者をいう。)

ア ひとり暮らしの者

イ 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第28条第1項に規定する障害福祉サービスのうち居宅介護又は生活介護に係る介護給付費の支給を受けている者

2 市長は、前項各号に掲げる要件を満たさない者である場合においても、特に必要と認めるときは、これを対象者とすることができる。

(申請手続)

第3条 戸別収集の利用を希望する者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して明石市要援護者ごみ戸別収集申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(1) 高齢者 次のア及びイに掲げる書類

ア 介護保険被保険者証の写し

イ ホームヘルプサービスを利用していることが確認することができる書類の写し

(2) 障害者 次のア及びイに掲げる書類

ア 身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳の写し

イ 障害福祉サービスを利用していることが確認することができる書類の写し

2 申請者本人による申請が困難な場合は、親族、介護支援専門員その他申請者の日々の介護に携わる者が代理人として申請をすることができる。
(調査及び収集の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、明石市要援護者ごみ戸別収集調査票(様式第2号)により、申請内容について面接による調査を行う。

2 市長は、戸別収集の承諾に当たっては、前項の調査結果及び次条に規定する要援護者ごみ戸別収集審査会の審査結果に基づき、決定するものとする。

3 市長は、前項に規定する決定に当たっては、関係部署に意見を求めることができ

る。
4 市長は、第2項の規定により戸別収集の承諾の可否を決定したときは、明石市要援護者ごみ戸別収集決定(却下)通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(要援護者ごみ戸別収集審査会)

第5条 市長は、戸別収集の承諾についての審査を行わせるため、要援護者ごみ戸別収集審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 戸別収集の利用を一時休止している利用者は、利用を再開しようとするときは、明石市要援護者ごみ戸別収集変更届出書により、その旨を市長に届け出なければならぬ。

(利用中止の届出)

第9条 利用者は、次のいずれかに該当するときは、明石市要援護者ごみ戸別収集変更届出書により、利用の中止を市長に届け出なければならない。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 戸別収集の利用の中止を希望するとき。

(収集の中止等)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、収集を中止し、又は休止するものとする。この場合において、市長は、明石市要援護者ごみ戸別収集中止(休止)通知書(様式第5号)により、利用者に通知するものとする。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 利用の休止又は中止の届出があったとき。

(3) この要綱の規定に反して戸別収集を利用したとき。

(4) 第7条第1項の届出がないまま、長期不在の状況になったとき。

(5) その他市長が戸別収集を行うことが適当でないと認めたとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、戸別収集の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成22年1月29日制定)

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 審査会は、申請者に係る戸別収集の可否について審査を行う。

3 審査会の委員は、環境部資源循環課長、環境部収集事業課長及び環境部明石クリンセンター所長をもって充てる。

(収集方法等)

第6条 戸別収集の承諾の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、家庭ごみを明石市が定めるごみの収集種別及び分別方法により分別し、明石市要援護者ごみ戸別収集決定(却下)通知書(様式第3号)にて決定した場所に排出するものとする。

2 戸別収集において収集するごみは、次に掲げるものとする。

- (1) 燃やせるごみ
- (2) 燃やせないごみ
- (3) 資源ごみ

3 排出日時は、本市が指定するとおりとする。

4 収集に従事する職員は、屋内に入ってはならない。

(変更等の届出)

第7条 利用者は、利用者の住所、氏名、電話番号その他世帯の状況等に変更があった場合は、速やかに、明石市要援護者ごみ戸別収集変更届出書(様式第4号)により、その旨を市長に届け出なければならない。

2 高齢者である利用者は、要介護認定の更新又は変更が生じたときは、新たな介護保険被保険者証の写しを市長に提出しなければならない。

3 障害者である利用者は、第3条第2号に規定する書類の更新又は変更が生じたときは、新たな書類の写しを市長に提出しなければならない。

(利用休止の届出)

第8条 利用者は、長期不在その他の理由により、戸別収集の利用を一時休止しようとするときは、明石市要援護者ごみ戸別収集変更届出書により、その旨を市長に届け出なければならない。

6. 保有車両一覧表

(平成24年4月1日現在)

車種 課名	トラック	ダンプ	ミニダンプ	散水車	バキューム	ごみ収集車	ライトバン	ワゴン	普通乗用	軽四	シヨベルローダー	ホイールローダー	スクーター	計
	環境総務課							1			1			
環境保全課							1			1				2
資源循環課	2						1			2				5
収集事業課	1	5	1			35	1			2				45
明石クリーンセンター		3		1	3	3	2	1	1	3	1(1)	1	1	20(1)
計	3	8	1	1	3	38	6	1	1	9	1(1)	1	1	74(1)

※ () 内はリース車

環境総務課

種別	用途	燃料	台数
軽四バン	苦情処理・事務連絡用	ガソリン	1
ライトバン	苦情処理・事務連絡用	ガソリン	1

環境保全課

種別	用途	燃料	台数
軽四バン	苦情処理・環境測定・事務連絡用	ガソリン	1
ライトバン	苦情処理・環境測定・事務連絡用	ガソリン	1

資源循環課

種別	用途	燃料	台数
キャブオーバー	リサイクル家具運搬用	ガソリン	1
キャブオーバー	廃食用油回収用	※バイオディーゼル燃料	1
軽四貨物	廃食用油回収用	ガソリン	2
ライトバン	事務連絡用	天然ガス	1

収集事業課

種 別	用 途	燃 料	台 数
2 t パッカー車	家庭ごみ収集用	軽 油	9
		天然ガス	7
		※バイオディーゼル燃料	4
		ハイブリッド	2
3. 5 t パッカー車	"	軽 油	7
		※バイオディーゼル燃料	4
4 t パッカー車	"	軽 油	2
2 t パワーゲートダンプ	粗大ごみ収集用	"	4
4 t パワーゲートダンプ	不法投棄・粗大ごみ収集用	"	1
ミニダンプ	苦情処理用	ガソリン	1
キャブオーバー	薬剤散布用	"	1
ライトバン	事務連絡用	"	1
軽四バン	"	"	2

明石クリーンセンター

種 別	用 途	燃 料	台 数
2 t ダンプ	場内作業用	軽 油	2
4 t ダンプ	場内作業用	"	1
散水車	場内での散水用	ガソリン	1
3. 5 t パッカー車	場内作業運搬用	軽 油	1
		※バイオディーゼル燃料	1
4 t パッカー車	場内作業運搬用	※バイオディーゼル燃料	1
普通乗用	事務連絡用	ガソリン	1
ライトバン	事務連絡用	ガソリン	2
軽乗用	浄化槽指導・事務連絡用	ガソリン	1
軽四バン	"	"	1
ワゴン	"	"	1
ショベルローダー	場内作業用	"	1
	場内作業用（作業ヤード）	軽 油	1（リース）
ホイールローダ	場内作業用	軽 油	1
バキューム	場内での散水・清掃用	ガソリン	3
スクーター	事務連絡用	"	1
軽四貨物	場内作業用	"	1

※バイオディーゼル燃料とは、廃食用油をリサイクルした燃料です。

7. 委託・許可業者一覧表

(1) し尿収集運搬委託業者

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

業 者 名	電 話	代表者名	委託開始 年月	従 業 員 (人)		保 有 車 両 (台)	
事 業 所	所 在 地			役 員	計		
阪神連合清掃(株)	928-8454	深山昭人	昭和 41. 4	役 員 3 運転手 5 作業員 6 事務員 1 (兼務 5)	計 10	バキューム車 専用 2.7t	1
明石市和坂 1 丁目 3-41				専用 1.8t		2	
(有)平野興業	935-8431	谷 哲治	昭和 44. 7	役 員 5 運転手 9 作業員 9 事務員 3 (兼務 13)	計 13	バキューム車 専用 2.7t	1
明石市大久保町松陰 305-6				専用 1.8t 兼用 3.0t		1 1	
2 業 者 計				役 員 8 運転手 14 作業員 15 事務員 4 (兼務 18)	計 23	バキューム車 専用 2.7t 専用 1.8t 兼用 3.0t	2 3 1
						計	6

(2) ごみ収集・運搬委託業者

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

業 者 名	電 話	代表者名	委託開始 年 月	従 業 員 (人)		保 有 車 両 (台)	
事 業 所	所 在 地			役 員	計		
阪神連合清掃(株)	928-8454	深山昭人	昭和 43. 4	役 員 3 運転手 9 作業員 6 事務員 3	計 21	プレス車	5
明石市和坂 1 丁目 3-41							
(有)毎日清掃	935-8040	梅谷洋詳	昭和 43. 4	役 員 3 運転手 5 作業員 3 事務員 1	計 12	プレス車	5
明石市大久保町大窪 899-5							
(有)東播清掃	937-1237	松浦健伸	昭和 44. 4	役 員 3 運転手 7 作業員 0 事務員 1	計 11	プレス車	5
明石市魚住町金ヶ崎 679-3							
3 業 者 計				役 員 9 運転手 21 作業員 9 事務員 5	計 44	プレス車	15

(3) 浄化槽清掃業許可業者

(平成24年4月1日現在)

業 者 名	電 話	代 表 者	従 業 員 (人)		保 有 車 両 (台)	
営 業 所 所 在 地	バキューム車					
(有)関西衛生管理	934-2776	後藤信久	役 員 3 運転手 2 作業員 2 事務員 1 (兼務 4名)	計 4	3.7t 2.8t	1 1
明石市大久保町大窪 943-2			計 4		計	2
菊水工業(株)	911-7044	福井雅也	役 員 4 運転手 7 作業員 7 事務員 3 (兼務 11名)	計 10	7.2t 3.4t 3.0t 2.7t	1 1 1 1
明石市樽屋町 4-3			計 10		計	4
仁志起興業(株)	911-6627	戸田貴之	役 員 4 運転手 5 作業員 7 事務員 2 (兼務 6名)	計 12	3.6t	2
明石市太寺 1 丁目 2-49			計 12		計	2
ハリマ清掃(有)	935-0090	大前哲郎	役 員 3 運転手 3 作業員 1 事務員 1 (兼務 4名)	計 4	3.6t	1
明石市大久保町大窪 1858-2			計 4		計	1
(株)阪神水道衛生社	918-8029	森嶋一夫	役 員 2 運転手 8 作業員 9 事務員 3 (兼務 10名)	計 12	3.4t 2.8t	1 3
明石市樽屋町 4-3			計 12		計	4
阪神連合清掃(株)	928-8454	深山昭人	役 員 3 運転手 4 作業員 3 事務員 2 (兼務 4名)	計 8	10.0t 3.0t 2.7t	1 1 2
明石市和坂 1 丁目 3-41			計 8		計	4
(有)平野興業	935-8431	谷 哲治	役 員 5 運転手 9 作業員 10 事務員 3 (兼務 13名)	計 14	3.7t 3.0t	1 2
明石市大久保町松陰 305-6			計 14		計	3
7 業 者 計			64 人		20 台	

(4) 一般廃棄物処理業許可業者

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

業 者 名	電 話	代 表 者	従 業 員 (人)		保 有 車 両 (台)	
営 業 所	所 在 地		役 員	計	プレ ス 車	計
(有)西神清掃	936-5311	津崎みゆき	役 員 2	計 5	プレ ス 車	3
明石市大久保町大窪 320-6			運 転 手 2		ダンプ	1
		事 務 員 1	ロー ル オ ン		1	
			キャブオバー		1	
			計		6	
田路興産(有)	928-1305	大上 伸太郎	役 員 2	計 5	プレ ス 車	2
明石市王子 2 丁目 15-4			運 転 手 1		ロー ル オ ン	1
		作 業 員 1	計		3	
		事 務 員 1				
(有)明和興業	913-2660	松平 賢	役 員 3	計 8	プレ ス 車	4
明石市大蔵谷字清水 613-6			運 転 手 4		ロー ル オ ン	2
		事 務 員 1	計		6	
(有)明宝商会	922-2731	田中みね子	役 員 3	計 10	プレ ス 車	3
明石市旭が丘 5-8			運 転 手 5		ロー ル オ ン	1
		作 業 員 1	計		4	
		事 務 員 1				
(有)住野商店	938-3377	住野 英生	役 員 4	計 38	プレ ス 車	3
明石市大久保町大窪 1372-1			運 転 手 17		ロー ル オ ン	5
		作 業 員 8	計		8	
		事 務 員 9				
木村工業(株)	936-3425	木村久雄	役 員 2	計 35	プレ ス 車	14
明石市大久保町ゆりのき通 1 丁目 5-17			運 転 手 17		ロー ル オ ン	2
		事 務 員 16	計		16	
(有)明進清掃	936-0778	芝地 進	役 員 3	計 15	プレ ス 車	5
明石市大久保町松陰 62-3			運 転 手 9		ロー ル オ ン	1
		作 業 員 1	計		6	
		事 務 員 2				
魚住産業(株)	947-5500	橋本敏行	役 員 4	計 8	プレ ス 車	4
明石市魚住町錦が丘 4 丁目 8-2			運 転 手 4		ロー ル オ ン	1
			計		5	
(有)明石清掃	935-0134	久保利彰	役 員 3	計 7	プレ ス 車	4
明石市大久保町松陰 1127-41			運 転 手 3		ロー ル オ ン	2
		事 務 員 1	計		6	
三和美研(有)	923-0500	紺野 麗子	役 員 1	計 10	プレ ス 車	5
明石市王子 2 丁目 15-4			運 転 手 6		ダンプ	2
		作 業 員 2	ロー ル オ ン		3	
		事 務 員 1	計		10	
金澤産業(株)	918-3708	金澤秀樹	役 員 4	計 25	プレ ス 車	4
明石市太寺 3 丁目 5-8			運 転 手 11		ロー ル オ ン	1
		作 業 員 3	計		5	
		事 務 員 7				

業 者 名	電 話	代 表 者	従 業 員 (人)		保 有 車 両 (台)	
営 業 所	所 在 地					
杉野興業	928-2516	杉野照枝	役 員	1	プレス車	2
明石市西新町1丁目22-12			運転手	9		ロールオン
		事務員	2	計	12	計
1 2 業 者 計			計	178	プレス車	53
					ダンプ	3
					ロールオン	22
					キャブオーバー	1
					計	79

(限定許可業者※)

業 者 名	電 話	代 表 者	従 業 員 (人)		保 有 車 両 (台)	
営 業 所	所 在 地					
株猪名川動物霊園	0727-69-0339	清水三造	役 員	4	保冷車	2
川辺郡猪名川町清水字前谷51-2			運転手	3		
		事務員	2	計	9	計

※感染性のない実験動物の死体及び糞並びにマットに限ります。

8. 年 表

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
昭和					
12	[17. 2] 明石郡林崎村を合併			[12. 12] 茶園場町に 40t/8h の固定焼却炉設置	1923 (大正 12) 関東大震災
17					1942 (昭和 17) ミッドウェイ海戦
24	[24. 1] 葬祭業務開始				1949 (昭和 24) 下山・三鷹・松川事件
26	[26. 1] 明石郡大久保町、魚住村、加古郡二見町を合併				1951 (昭和 26) サンフランシスコ条約調印
30				[30. 4] 市清掃条例制定	1955 (昭和 30) 保守合同
31			[31. 4] し尿汲取車 (1.3 kℓ) 1 台整備、市営し尿汲取業務を開始		1956 (昭和 31) 神武景気、日ソ国交回復
34				[34. 7] ごみ収集車 (2 t 回転式バッカー)、2 台配置	1959 (昭和 34) 伊勢湾台風、皇太子結婚
				[36. 5] ごみ収集専用ダンプ 4 台配置	1961 (昭和 36) 初の有人宇宙飛行「地球は青かった」、ケネディ大統領就任
37				[37. 12] ごみの週 1 回定日収集のモデルケースとして上の丸町内会で実施	1962 (昭和 37) 北陸トンネル開通
38				[38. 4] 全市でごみ週 1 回定日収集を実施	1963 (昭和 38) 吉展ちゃん事件、ケネディ暗殺
39	[39.] 市民からの公害苦情の受付、紛争のあつせん業務を行う		[39. 1] 魚住清掃工場第 1 施設 (化学処理方式 145 kℓ/日) 完成		1964 (昭和 39) 東京オリンピック、新潟地震
40				[40. 1] 大久保町松陰宇石ヶ谷に 60t/8h (30t×2 基) の焼却炉 (田熊汽罐連続式機械炉) 設置	1966 (昭和 41) ビートルズ来日
41			[41. 4] し尿汲取業務を一部民間業者へ委託 (業者数 1)	[41. 5] コンクリート製ごみ箱の買上げ (ごみ箱による収集を廃止)	
			[41. 12] 魚住清掃工場第 2 施設 (酸化処理方式 75 kℓ/日) 完成	[42. 4] 委託業者によるごみ収集業務を開始	1967 (昭和 42) 美濃部革新都政、ミニスカート
42		[42. 7] 機構改革により市民安全課の中に公害係ができる			
		[42. 8] 公害対策基本法公布施行される			
		[42. 10] 明石瓦のばい煙問題が発生			
43	[42. 12] 野つば等危険防止条例制定 (全国初) - 48. 10 廃止	[43. 7] 明石川の汚濁が急激に進み付近住民は悪臭に悩まされる		[43. 4] ・全市ごみ週 2 回定日収集の実施 ・ごみ収集運搬業務委託契約の締結 ・委託業者による夜間収集、毎日収集の開始 ・ごみ収集手数料徴収開始	1968 (昭和 43) 三億円事件、日本初の心臓移植
44			[44. 4] ・し尿くみ取り業務を 2 業者に委託 ・魚住清掃工場に魚腸骨焼却施設 (3t/日) 完成	[44. 4] 不燃物ごみ月 2 回定日分別収集の実施 [44. 5] ごみの量の増大に対処するため 1 日 8 時間を 3 直制勤務体制による昼夜兼行の 24 時間稼働とした (180t/24h)	1969 (昭和 44) アポロ 11 号人類初の月面着陸、安田講堂攻防戦

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
昭和 44 45				<p>[44.10] 粗大ごみの収集開始等に 伴い埋立処分地が必要と なり、更に焼却炉の磨耗 の防止と効率的な収集・ 運搬・焼却・埋立処分をす るため埋立用地として 33,325 m²を取得</p> <p>[45.4] ブルドーザー(D60A)1 台を配置</p> <p>[45.5] 全市可燃物ごみ週2回、 不燃物ごみ週1回の計3 回定日収集を実施</p>	<p>1970(昭和45) 大阪万博、三島由紀夫割 腹、よど号事件</p>
46	<p>[45.6] 道路清掃車(スイ ーパーローダー) 配置</p> <p>[45.7] 道路清掃班スター ト(散水車・スイ ーパーローダー・ダ ンプの3車編成) する</p> <p>[45.11] 中崎1丁目(現在 地)に市役所庁舎 落成</p>	<p>[45.4] 中小企業公害防止 にかかる融資制度 発足</p> <p>[45.12] 大気汚染公害防止 協定(12事業所)を 締結</p> <p>[46.2] 大観小に県設置の 大気汚染自動測定 機器の測定開始</p> <p>[46.8] 二見市民センター に県設置の大気汚 染自動測定機器の 測定開始</p> <p>[46.10] 明石市の公害No.1を 取りまとめ発刊す る</p>	<p>[45.3] 魚住清掃工場第1施 設を酸化処理方式に 切換</p>	<p>[46.3] 空き缶等プレス工場の設 置(手塚式新6号型)</p> <p>[46.4] ・ショベルローダー配置 ・不燃物収集特殊大型4t 車(バケットローダー)3 台配置</p>	<p>1971(昭和46) ドル・ショック、スモン 訴訟</p>
47	<p>[46.12] 明石市廃棄物の処 理及び清掃に関す る条例制定</p> <p>[47.3] ・空き地の環境保 全に関する条例制 定 ・明石市長期総合 計画策定</p>	<p>[47.3] 山陽新幹線鉄道開 通</p> <p>[47.6] 大観小においてオ キシダントの測定 を開始する</p> <p>[47.8] 大久保小に大気汚 染自動測定器を設 置、測定開始 (46.10より大久保 中に設置)</p> <p>[47.12] 林小へ県設置の自 動車排ガス自動測 定機器の測定開始</p>	<p>[46.12] 魚住清掃工場浄化槽 汚泥貯溜槽設置(改 増)</p> <p>[47.2] 魚住清掃工場脱消臭 施設の設置</p>	<p>[47.4] 全市ステーション方式に よるビニール袋収集の完 全実施</p> <p>[47.6] ブルドーザー(D80A)、 スクレパー(P808)配置</p> <p>[47.12] 全市ごみ集積場所設置 (ステーションの指定)</p>	<p>1972(昭和47) 浅間山荘事件、札幌五 輪、沖縄復帰、テルアビ ブ空港乱射事件、中国国 交正常化、横井庄一グア ムから帰国</p>

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
昭和 48		[48.4] 公害にかかる分析測定業務を船上下水処理場において開始する	[48.3] 魚住清掃工場第2施設の前処理施設設置、焼却炉設置		1973 (昭和 48) 石油危機、巨人V9、大洋デパート火災、江崎玲於奈にノーベル賞、金大中拉致事件
49	[48.10] ・明石市環境保全条例制定 —11.6.30 廃止— ・産業廃棄物にかかる公害防止協定の締結 (三菱重工(株)神戸造船所他1社)	[48.8] 有機物質にかかる公害防止協定(33事務所)を締結	[49.3] 魚住清掃工場第1施設投入槽(60m ³)、貯溜槽(300m ³)設置		1974 (昭和 49) 田中金脈問題、小野田少尉帰還、佐藤栄作にノーベル賞、長嶋引退、ニクソン辞任
50	[49.12] 明石市環境保全条例施行規則制定 —11.6.30 廃止—	[49.6] 市内主要事業所との間で総合公害防止協定を締結(25事業所)		[50.12] 埋立地浸出汚水圧送用ポンプ場を設置する	1975 (昭和 50) ベトナム和平、第1回サミット、天皇訪米、国際婦人年、広島カーブ初優勝、山陽新幹線岡山博多間開通
51		[49.12] ・総合公害防止協定に伴う市公害防止協議会発足 ・神戸地域公害防止計画承認(事業実施49～53年度)	[51.2] 魚住清掃工場魚腸骨焼却施設を廃止		1976 (昭和 51) ロッキード事件
52		[51.11] 三菱重工業(株)神戸造船所二見工場との公害防止協定を締結	[51.3] 魚住清掃工場第3施設(浄化槽汚泥処理施設、処理能力60kℓ/日)及び既設工場の増・改造工事実施完成	[51.4] 環境第2課が茶園場町より現在地に事務所等新築・移転	1977 (昭和 52) 王756号本塁打、日航機ハイジャック事件、有珠山爆発
53		[52.9] 阪神内燃機工業(株)明石工場と公害防止協定を締結	[51.4] 環境第1課管理棟を工場内に新築、移転する	[52.4] 環境第2課より大久保清掃工場として独立 大久保町松陰宇石ヶ谷に新焼却炉(150t/24h×3基・川重 VKW 回転火格子式)を設置、稼働する	1978 (昭和 53) 日中平和友好条約調印、成田空港開港
54		[53.2] 49.6 締結の総合公害防止協定を改定強化する(22 事業所)		[52.8] D50P ブルドーザー埋立地に配置する	
54		[53.10] 新幹線鉄道騒音にかかる障害防止対策について国鉄と事務委託契約を締結、住宅防音工事を実施		[53.6] 藤江地区6自治会 2,500世帯をモデル地区に指定、燃やせないごみの分別収集を開始	1979 (昭和 54) 日本坂トンネル事故
55		[55.3] 神戸地域公害防止計画(見直し延長)承認される(事業の実施 54～58年度)		[54.9] ごみピット汚水処理設備増設する	
55				[54.10] コンパクター埋立地に配置する	1980 (昭和 55) 富士見産婦人科病院乱診事件、川治温泉でホテル火災、1億円拾得事件、新宿バス放火事件、静岡駅前地下街ガス爆発火災

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
昭和					
55		[55. 4] 王子地区に新庁舎 建築移転のうえ業 務を開始(鉄筋コン クリート造2階建・ 延 301.8 m ² 1 棟)			
56	[56. 3] 明石市新長期総合 計画策定	[56. 3] 二見臨海工業団地 立地事務所(46事業 所)と公害防止協定 を締結		[56. 1] 別所(東藤江の一部を 含む)西松江地区約 1,500 世帯をモデル地区に追加 し、同様の分別収集を開 始	1981(昭和56) 神戸ポートピア、福井謙 一にノーベル賞、夕張炭 鉱ガス惨事
57		[56. 6~57. 1] 二見臨海工業団地 立地事務所(17事業 所)と公害防止協定 を締結	[56. 7] 化学的酸素要求量に 係る総量規制実施 水質汚濁負荷量自動 測定器設置、測定を 開始	[57. 1] 大久保清掃工場(南の谷) 埋立用地買収完了する	1982(昭和57) 日航機羽田沖墜落「逆噴 射」、ホテル・ニュージ ャパン火災、三越事件 「なぜだ」、フォークラ ンド紛争
		[57. 7. 3~58. 3. 7] 二見臨海工業団地 立地事務所(11事務 所)と公害防止協定 を締結		[57. 5] 二見地区6自治会約 1,400世帯をモデル地区 に追加し同様の分別収集 を開始	
		[57. 11. 1] 大久保小学校大気 汚染測定局を大久 保市民センターに 移転する		[57. 10] 最終処分場整備事業着工	
		[57. 11. 4] 新幹線鉄道騒音に かかる障害防止対 策(76対策)につい て国鉄と助成事務 協定を締結、住宅防 音工事を実施			
58		[58. 3. 16] 県公害防止条例一 部改正(カラオケ騒 音等)公布される 58. 7. 1 から施行			1983(昭和58) 大韓航空機墜落、三宅島 大噴火、戸塚ヨットスク ール、山陰地方に集中豪 雨、
	[58. 5. 18] 浄化槽法の公布	[58. 4. 10] 環境検査室・二見市 民センター・林小学 校における県設置 大気汚染常時監視 システム(テレメー ター装置)を更新			
	[58. 6. 1] 県立明石公園を環 境美化区域に指定				

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
昭和 58		[58.6~59.2] 二見臨海工業団地 立地事務所(17事業 所)と公害防止協定 を締結する			
59		[58.7.7] 新幹線鉄道騒音に かかる防音対策に ついて国鉄新幹線 総局と助成事務協 定を締結、同10.24 追加協定を締結す る	[59.1] 魚住清掃工場脱臭施 設の設置(更新)	[58.12] 第2次最終処分場整備事 業竣工	1984(昭和59) グリコ・森永事件 長野県西部地震 新札発行 日本銀行が 15年ぶりに新札を発行。 1万円札(福沢諭吉)、 5千円札(新渡戸稲造)、 千円札(夏目漱石)の3 種。ロサンゼルスオリン ピック
		[59.3.16] 大気汚染防止法第 31条に基づく知事 の権限委任につい て同施行令13条の 一部改正が閣議決 定される		[59.4] 第2次処分場供用開始 [59.5] 東藤江1,000世帯を分別 地域に追加し、東藤江全 域分別収集を開始	
		[59.5~60.3] 二見臨海工業団地 立地事務所(15事業 所)と公害防止協定 を締結			
		[59.7.6] 新幹線鉄道騒音に かかる防音対策に ついて国鉄新幹線 総局と助成事務協 定を締結			
		[59.8.8] 明石市域において 光化学スモッグ予 報が発令される		[59.9] 有害ごみ分別収集開始	1985(昭和60) 日航ジャンボ機墜落、 豊田商事事件、阪神優勝 21年ぶりの優勝、さらに 初めての日本シリーズ 制覇で「六甲おろし」の 大トラ・フィーバーに。 阪神のR・バースが三冠 王。 五カ国蔵相会議がドル 高修正をめざして為替 市場へ協調介入するこ とで一致。以後、円が急 騰する。 ロス疑惑
60		[60.3.8] 神戸地域公害防止 計画(延長)承認さ れる (事業実施 59~63 年度)	[60.3.31] 魚住清掃工場汚泥焼 却施設の設置(更新)	[60.3] 燃やせないごみの分別収 集13,700世帯に拡大	
		[60.3.22] 谷八木川における 環境基準の水域類 型指定			
		[60.3.27] 兵庫県公害防止条 例の市町長に権限 を委任する規則(大 気関係分)の一部が 改正され公布され る		[60.4.1] 大阪湾広域臨海環境整備 センターと廃棄物処分委 託の基本協定を締結する 大阪湾広域臨海環境整備 センターと廃棄物埋立処 分場整備事業費負担に係 る覚書を締結する	

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
昭和 60		<p>[60. 8. 24] 明石市域において光化学スモッグ予報が発令される</p> <p>[60. 10. 21] 新幹線騒音について環境庁調査結果が発表され、明石市は全国ワースト2となる</p> <p>[60. 12. 24] 新幹線鉄道の障害防止対策早期実施を求め、国鉄総裁に要望書を提出する</p>	<p>[60. 10. 1] 浄化槽法の全面施行 兵庫県浄化槽指導要綱施行 改正し尿汲取手数料制度（チケット制）の実施</p>		
61		<p>[61. 3. 11] 水質汚濁防止法施行令の一部が改正され、政令市に指定される</p> <p>[61. 9. 1] 明石市域において光化学スモッグ予報が発令される</p> <p>[61. 9. 4] 新幹線鉄道の騒音振動について発生源対策の早期実施と、スピードアップに対する慎重な対応を求め国鉄総裁に要望書を提出する</p>	<p>[61. 10. 1] トラックスケールによる計量を開始</p>		<p>1986（昭和61） 三原山大噴火、チェルノブイリ原発事故 衆参同時選挙で自民党が空前の圧勝 新日鉄・神戸製鋼・川崎製鉄の鉄鋼大手3社が初の従業員一時帰休に踏み切った。</p>
62		<p>[62. 5. 8] 新幹線振動について環境庁調査結果が発表され、明石市は全国ワースト1となる</p> <p>[62. 7. 2] 新幹線鉄道の騒音振動について発生源対策等の推進と、対策が確立されるまで適正なスピードで運行するようJR西日本や環境庁等に要望書を提出した</p> <p>[62. 8] スター・ウォッチング「星空の街」コンテストを実施した</p>		<p>[62. 3] 燃やせないごみの分別30,000世帯に拡大</p>	<p>1987（昭和62） 初上場のNTT株に買収が殺到で初値がつかず。国鉄民営化、JRスタート 暗黒の月曜日 ニューヨーク株式市場で史上最大の株価大暴落。下降率22.6%は1929年の大恐慌を越えた 地価の異常、利根川進にノーベル賞</p>

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
昭和 63		<p>[63. 4] 自動車公害防止対策連絡会議に参加した</p> <p>[63. 9. 8～元. 3. 10] 市内野々池校区で環境庁の騒音対策モデル事業を実施した</p>		<p>[63. 3] ・燃やせないごみの分別収集 42,000 世帯に拡大 ・分別収集「かん・びん混合袋収集」2,200 世帯を対象に試行した</p>	<p>1988 (昭和 63) リクルート疑惑、青函トンネルが開業、瀬戸大橋が開通、イラン・イラク戦争、天皇の病状悪化</p>
平成 元		<p>[元. 4. 30] 有害物質に係る公害防止協定を廃止 (19事業所いずれも小規模で法令等の規制で充分対応出来るため)</p> <p>[元. 9. 27] 悪臭防止法の一部改正により、4 物質が追加される</p> <p>[元. 10. 1] 水質汚濁防止法施行令の一部が改正され、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンが規制項目に追加され、地下水の監視も追加される</p> <p>[元. 12. 27] 大気汚染防止法の一部改正により、特定粉じんが規制される</p>		<p>[元. 7] 分別収集、市内全域に拡大</p> <p>[元. 8] 分別収集「かん・びん混合袋収集」市内全域で実施</p>	<p>1989 (平成元) 消費税スタート、昭和天皇死去、幼女誘拐殺人、天安門事件、ベルリンの壁崩壊、美空ひばり死去、吉野ヶ里遺跡 第 15 回主要国首脳会議 (アルシュサミット) 環境問題で地球規模での対応への必要性で一致。</p>
3	<p>[3. 3] 明石市第 3 次長期総合計画策定</p> <p>[3. 4] 環境部機構改革 環境衛生課が環境管理課に名称変更</p>	<p>[3. 2. 1] 大気汚染防止法の改正により、ガス、ガンリン機関が規制される</p>		<p>[3. 3] 焼却炉施設に塩化水素除去装置を設置する</p> <p>[3. 4] 環境事業所の設置</p>	<p>1990 (平成 2) 国際花と緑の博覧会、バブル崩壊、日本人初の宇宙飛行、東西ドイツが統一、湾岸戦争で対イラク経済制裁、 1991 (平成 3) 雲仙・普賢岳で火砕流、湾岸戦争、ソ連崩壊</p>

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
平成					
3		[3.8.23] 土壌汚染の環境基準告知(10物質)		[3.7] 集団回収助成金交付制度開始	
4				[4.2] 「ごみ減量化等推進検討会」設置 [4.6] 生ごみ堆肥化容器購入助成事業開始 [4.8] 集団回収活動用具助成事業開始	1992(平成4) 佐川献金疑惑、地球環境サミット 国連が、ブラジルのリオデジャネイロで国際会議を開催。テーマは「地球」。リオ宣言採択 1992(平成4.7) 改正廃棄物処理法施行
5		[5.3.8] 水質汚濁に係る環境基準の一部改正により、15項目追加 [5.6.18] 悪臭防止法の一部改正により、13物質追加 [5.12.27] 水質汚濁防止法の一部改正により、有害物質13物質追加とともに、2物質の排水基準の強化		[5.2] 「ごみ減量化等推進検討会」の提言 [5.3] ・一般廃棄物処理基本計画の策定 ・空き缶回収機設置 —10.3撤去— [5.4] 新大久保清掃工場建設準備室設置	1993(平成5) ビル・クリントンが42代大統領に就任。細川連立内閣発足、北海道南西沖地震、天皇沖繩訪問、皇太子結婚 流行語：インターネット 1993(平成5.11) 環境基本法施行
6		[6.4.21] 悪臭防止法施行規則等一部改正により、排水中における臭気に対して物質適用になった [6.9.1] 明石市大気常時監視システムが始動			1994(平成6) ロサンゼルスを中心とする南カリフォルニア一帯で大地震。死者61人、負傷者9200人。松本サリン事件、村山内閣誕生、向井さん宇宙へ
7	[7.1.31] 倒壊家屋等解体処理申込受付開始 [7.2.13] 自衛隊による倒壊家屋等の解体処理開始 [7.2.20] 業者委託による倒壊家屋等の解体処理開始	[7.2.28] 環境庁告示により環境基準の水域類型等を定めた			1995(平成7) [7.1.17] 兵庫県南部大地震発生、地下鉄サリン事件、「もんじゅ」ナトリウム漏れ事故、統一地方選挙。東京都知事青島幸男、大阪府知事横山ノック。日本銀行が公定歩合を0.5%に引き下げ即日実施。史上最低の金利。

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
平成 7		[7.4.21] 悪臭防止法の一部改正により、臭気指数規制が導入された		[7.6] 災害廃棄物破砕・選別業務開始 (8.3 未終了)	
8		[7.7.18] 兵庫県環境の保全と創造に関する条例公布 (8.1.17 施行)		[7.7] 第2次最終処分場嵩上工場着工 [8.1] 新焼却施設(160t/24h×3 炉・住友/W+E 型水平ストーカー炉)着工 [8.5] 第2次最終処分場嵩上工場竣工	1996 (平成 8) O-157、住専問題、豊浜トンネル岩盤崩落事故、小選挙区で初の総選挙
9	[9.4] ・環境保全条例の見直し及び、環境基本計画策定に伴い、環境管理課内に計画担当(2名)を配置	[8.5.9] 大気汚染防止法の一部改正により、有害大気汚染物質の規制対策の拡大、建築物解体時のアスベストの飛散防止等が追加された (9.4.1 施行) [8.6.5] 水質汚濁防止法の一部改正により、汚染された地下水浄化のための措置と油流出事故時の措置に関する規定が定められた (9.4.1 施行) [9.4.24] ゴルフ場の使用農薬に係る暫定指針の一部改正により、指針対象農薬が5物質追加され、35物質となる	[9.7] 従量制し尿汲取手数料改定 (事業所と仮設便所に区分)	[8.7] ごみ収集車(3.5t プレスバッカー車)1台試行導入 [8.12] フロン回収業務開始 [9.4] 動物死体処理手数料改定 [9.7] 新破砕選別施設(92t/5h)着工 破砕 60t/5h×1 系統 資源化 32t/5h×1 系統 [9.8] ごみ収集車(3.5t プレスバッカー車)1台試行導入	1997 (平成 9) ロシアのタンカー日本海で油流出事故、【消費率引き上げ】消費税が3%から5%に引き上げ。ペルー日本大使公邸人質事件、神戸小学生殺害事件、ダイアナ事故死、香港返還、山一証券・北海道拓殖銀行破綻
10	[10.2.20] 環境保全審議会が開催され、環境保全の基本的あり方を諮問される [10.3.31] 倒壊家屋等の解体処理終了	[9.8.29] 大気汚染防止法施行令の一部改正により、廃棄物焼却炉等において、ダイオキシン類が規制される [9.12.1] 地球温暖化防止京都会議が開催される [10.3.31] 水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する総理府令により、特定施設の設置・変更届出書別紙記載事項等について様式の改正が公布された (10.10.1 施行)		[9.12] 清掃工場新管理棟着工	1998 (平成 10) 長野オリンピック、和歌山カレー毒物混入事件、サッカーW杯日本初出場、金大中・大統領が来日

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
平成 10		<p>[10.4.1] 自動車排ガス局として、小久保局を新設した</p> <p>[10.5.20] 水質汚濁防止法施行令の一部改正により、PCBの処理に係る施設を規制対象である特定施設に追加することが公布された (10.6.17 施行)</p> <p>[10.5.28] 窒素及び燐に係る削減指導要領が制定された (10.7.1 施行)</p> <p>[10.6.23] 窒素含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件の一部を改正する件が告知された (10.8.1)</p> <p>[10.8.5] 新幹線鉄道騒音振動の発生源等について、3市1町でJR西日本に要望書を提出する</p> <p>[10.8.13~14] 新幹線鉄道騒音振動の発生源対策について、3市1町で運輸省、環境庁に要望書を提出する</p> <p>[10.9.24] 水質汚濁防止法の排水基準を定める総理府令の改正により、窒素・燐の暫定排水基準を原則的に一般排水基準に移行する内容が公布された (10.10.1 施行)</p>	<p>[10.4.1] 浄化槽設置等の届出及び保守点検、清掃についての改善命令などの事務が県から移譲された</p> <p>[10.8] 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画策定</p>		<p>1998（平成10.4.5） 明石海峡大橋開通</p>
11		<p>[11.1.29] 土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針及び同運用指針を策定され、調査・対策の進め方が示された</p> <p>[11.3.12] 悪臭防止法施行規則の一部を改正する総理府令等により、気体排出口における臭気指数規制基準の設定方法等が定められた (11.9.13 施行)</p>		<p>[10.11.30] 旧焼却炉休止</p> <p>[11.3.31] 明石クリーンセンター施設竣工 大久保清掃工場から明石クリーンセンターに名称変更</p>	<p>1999（平成11） 初の脳死判定による心臓・肝臓移植、東海村で臨界事故、ユーロ導入、横山知事が辞表</p>

Ⅷ. 資 料

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
平成 11	<p>[11.4] 環境部機構改革 環境管理課と環境 保全課が統合 環境政策課となる (管理係、計画係、 大気係、水質係、 監視係)</p> <p>[11.6.30] ・明石市の環境の 保全及び創造に関 する基本条例及び 同施行規則を制定 ・明石市空き缶等 の散乱及びふん害 の防止に関する条 例制定</p> <p>[11.7.15] ・環境の保全と創 造に関する条例に 基づく規制基準の 改正(焼却炉ばい じん規制) ・ダイオキシン類 対策特別措置法公 布 (12.1.15 施行)</p>			<p>[11.4.1] ・明石クリーンセン ター 本格稼働 ・組織改正 環境管理課推進係の業務 を明石クリーンセン ター に統合 (庶務係、施設係、推進係 の編成となる) 資源再生化担当課長を配 置</p> <p>[11.4.1] 環境管理課環境整備係の 一部業務を環境第2課へ 統合</p> <p>[11.6] ・ペットボトルを資源ご みとして収集開始 ・分別変更を実施し、プ ラスチック類は可燃ごみ になった</p>	
12	<p>[11.10.1] 明石市空き缶等 の散乱及びふん害 の防止に関する条 例 施行規則制定</p> <p>[12.2] 明石市環境基本計 画策定</p> <p>[12.4.1] ・市機構改革によ る名称変更 環境 政策課 管理係→ 総務係 ・組織改正 大気係と水質係が 統合し、保全係と なる (総務係、計画係、 保全係、監視係の 編成となる)</p> <p>・環境部内に I S O 1 4 0 0 1 認証 取得のため計画担 当課長を配置</p> <p>・夜間花火の禁止 が施行される [12.9.7] I S O 1 4 0 0 1 認証取得キックオ フ宣言式実施</p>	<p>[12.4.1] 騒音規制法の改正 で自動車騒音の要 請限度が L_{50} の評価 から L_{10} の評価に変 更となる</p>	<p>[11.10] 魚住清掃工場汚泥焼 却施設の廃止</p> <p>[12.3.10] 魚住清掃工場第2 施 設最終沈殿槽及び第 3 施設処理槽取り壊 し撤去</p>	<p>[12.4.1] 市機構改革で環境第2課 組織改正 (庶務係、作業第1係、作 業第2係の編成となる)</p>	<p>1999 (平成 11.7.15) 特定化学物質の環境へ の排出量の把握等及び 管理の改善の促進に関 する法律 (P R T R 法) 公布</p> <p>2000 (平成 12) 南北朝鮮首脳会談、不明 少女9年ぶりに発見、大 手百貨店そごうが倒産、 2000円札発行、日比 谷線脱線、雪印乳業食中 毒事件、高速バス乗っ取 り</p>

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
平成 12	[12.9.] 公共工事に係る環境配慮指針策定 エコオフィス行動指針策定 グリーン購入導入指針策定 [12.10.28] NPOとビオトープフォーラムを開催				
13	[13.3.14] 市はISO14001認証取得 適用範囲は本庁舎群、3市民センター、消防本部、保健センター、明石クリーンセンター(焼却施設) [13.4.1] 第4次長期総合計画がスタート 家電リサイクル法施行(対象は、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の4品目) [13.7.2] 環境政策課分室に環境学習室を開設 [13.7.21] 明石市民夏まつりで事故発生	[13.3.16] 騒音規制法施行令が改正公布され、自動車騒音の常時監視事務に関する政令市となる [13.4.20] 環境基本法第16条第1項の規定にジクロロメタンが追加され、大気環境基準が定められた [13.8.28] 新幹線鉄道騒音振動の発生源対策について、3市1町で運輸省、環境省に要望書を提出する		[13.4.1] 家電リサイクル制度開始	2001(平成13.2.9) 米ハワイ・オアフ島沖で愛媛県宇和島水産高校の実習船「えひめ丸」が米原子力潜水艦に衝突され沈没 2001(平成13.4.26) 小泉内閣が誕生 2001(平成13.6.8) 大阪教育大付属池田小学校に包丁を持った男が乱入 2001(平成13.9.10) 国内初のBSE 2001(平成13.9.11) 米中枢同時テロ発生
14	[13.12.30] 大蔵海岸で陥没事故発生 [14.2.4] 一般廃棄物処理基本計画の策定に関して環境審議会に諮問する [14.2.20] ISO14001サーベイランス(2年目の定期審査)を受審する [14.4.1] 特例市に移行 [14.6.1] 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・施行規則を一部改正		[13.10.1] 市内全世帯、全事業所の浄化槽管理者に啓発パンフレットを送付する	[14.5.1] 家電リサイクル法啓発下敷を市内の小学生(4、5年生)に配布開始 [14.6.1] 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正により、産業廃棄物の一部(建設廃材、木くず、燃え殻)のクリーンセンターへの搬入を禁止する	2001(平成13.12.1) 皇太子妃雅子さまが女子を出産。名前は「愛子」称号は「敬宮」と決まる 2002(平成14.2.8~) ソルトレーク・シティで第19回冬季オリンピックを開催 2002(平成14.5.31~) 第17回ワールドカップ日本・韓国共同開催 2002(平成14.9.17) 日朝首脳会談。翌月拉致被害者5名が帰国 2003(平成15.3) 重症急性呼吸器症候群(SARS)が中国広東省や香港、ベトナムで集団発生
15	[15.2.1] 明石市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編・生活排水編)策定	[15.2.15] 土壌汚染対策法、施行される			2003(平成15.3.20) 米軍がイラクに対する武力攻撃を開始 2003(平成15.4.1) 日本郵政公社スタート

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
平成 15	[15. 3. 12] ISO14001 認証取得の範囲を 拡大。拡大範囲は、 市立市民会館、環 境政策課分室、環 境第1課（事務 棟）、環境第2課、 明石クリーンセン ター（事務棟）			[15. 10. 1] 家庭用パソコンのリサイ クル制度スタート	2003（平成 15. 8. 25） 住民基本台帳ネットワ ークが本格始動
	[16. 3. 24] 明石市廃棄物の処 理及び清掃に関す る条例を一部改正			[16. 1. 4] 小動物死体処理委託を開 始	2004（平成 16. 1） 山口県で国内第1例目の 鳥インフルエンザ発生
16	[16. 3. 25] 同条例施行規則を 一部改正			[16. 3. 25] 環境事業指導員制度、ご み減量推進員制度施行	2004（平成 16. 1. 16） 自衛隊の先遣隊をイラ クに派遣。
	[16. 4. 1] 環境部機構改革 ごみ対策課（調整 係・減量推進係） を新設し、環境部 が5課となる。環 境事業所の名称を 廃止			[16. 4. 1] 家庭用専用冷凍庫が家電 リサイクル法の対象品目 に追加	2004（平成 16. 6） 年金制度改革関連法が 成立
	環境政策課保全係 と監視係を廃止 し、水質係、大気 係を新設	[16. 12. 15] 土壌汚染対策法が 一部改正される (17. 4. 1 施行)		[16. 4. 1] ごみ対策課が新設される	2004（平成 16. 8） アテネで第 28 回オリ ンピックが開催
				[16. 6～10] 紙類・布類の分別変更と 粗大ごみ戸別有料化につ いて、自治会を中心に全 市において説明会を実施	2004（平成 16. 10） 新しい札発行 千円は野口英世 5千円は樋口一葉
				[16. 10] ごみハンドブック全面改 訂、全世帯に配布	2004（平成 16. 10） 新しい札発行 千円は野口英世 5千円は樋口一葉
				ごみ減量推進員・ごみ減 量推進協力員を委嘱・登 録	
				[16. 11] 全市において紙類・布類 分別収集始まる	2005（平成 17. 1） 阪神大震災から 10 年
				全市において粗大ごみ戸 別有料収集始まる	2005（平成 17. 3） 愛知万博（愛・地球博） が開催
				ごみカレンダー全面改訂	
				[17. 3. 23] 第 3 次最終処分場の建設 を開始	2005（平成 17. 4） J R 福知山線脱線事故
17				[17. 4. 1] 機構改革 明石クリーンセンターに 計画係を新設	2005（平成 17. 10） 郵政民営化関連法案が 成立
				[17. 4. 1] 焼却施設運転管理業務委 託を開始	2005（平成 17. 12） 厚生労働省が 2005 年の 人口動態統計の年間推 計を発表、日本の人口が 1899 年の統計開始以来 初の自然減となったこ とが分かる
18	[17. 9. 28] 明石市の環境の保 全及び創造に関す る基本条例改正	[18. 3. 1～] 大気汚染防止法が 一部改正され、アス ベストの解体・改修 に係る届出が義務 化		[18. 2. 1] 資源循環推進審議会発足	2006 [平成 18. 3] 荒川静香がトリノ五輪 で日本人初のフィギュ ア金メダル イナバウアーが流行語
	[18. 6. 9] 明石市環境基本計 画の変更について 環境審議会に諮問	[18. 10. 1～] 大気汚染防止法施 行令、施行規則が一 部改正され、アスベ ストの解体・改修の 届出対象に工作物 が追加された。	[18. 12. 6] 魚住清掃工場で、一 次処理後、下水道放 流開始		2006 [平成 18. 8] 高校野球夏の大会で早 稲田実業と駒大苫小牧 が引き分け再試合
19	[19. 3. 13] EMS の ISO14001 規 格適合性について 自己宣言に移行			[19. 1. 10] 燃やせないごみ、資源ご みの収集曜日を水曜日に一本 化する	2006 [平成 18. 9] 安倍内閣が発足

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
平成 19	[19.3.27] 環境基本計画の変更について環境審議会より答申			[19.3.9] 第3次最終処分場竣工	2007〔平成19.8〕 安倍改造内閣が発足
	[19.3.30] 明石市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編・生活排水編）改定	[19.8.20] 総合公害防止協定を大幅に改定し、総合環境保全協定として締結		[19.5.28] 第3次最終処分場供用開始	2007〔平成19.9〕 安倍改造内閣総辞職 福田康夫内閣が発足
20	[19.3.30] 明石市環境基本計画を改定			[19.11.1] ごみの直接搬入の予約制を導入	2008〔平成20.8〕 福田改造内閣が発足
		[20.11.28] 二見臨海工業団地公害防止協定(97社)を改定し、環境保全協定として締結	[20.4.1] 全市においてし尿収集運搬業務を委託化	[20.1] 紙類・布類分別収集品目に雑がみを加える。	2008〔平成20.9〕 福田改造内閣総辞職
				[20.2] ガラスカレット再商品化を開始	2009〔平成21.5〕 新型インフルエンザの国内発生が確認される。
				[20.4.1] 焼却施設包括管理業務委託を開始	2009〔平成21.9〕 民主党鳩山内閣が発足
21		[21.4.24] 土壌汚染対策法施行令が一部改正され土壌汚染の状況の把握のため制度の拡充等が追加された (22.4.1.施行)		[21.4] 市内小学校・保育所等からの廃食用油の収集始まる	2010〔平成22.2〕 バンクーバー五輪開催、浅田真央選手をはじめ日本は銀メダル3個を獲得
		[21.9.9] 微少粒子状物質(PM2.5)による大気汚染に係る環境基準が設定される。		[21.4.1] ごみ対策課が、資源循環課へ課名変更	2010〔平成22.4〕 宮崎県で口蹄疫が発生
22	[22.9.1] 明石市アダプトプログラム制度がスタート。		[22.4.1] 一般廃棄物の収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可業者の取扱廃棄物として、し尿を含むピレット汚泥、デイスボーター排水処理システム汚泥を加え許可。	[21.4] 家電リサイクル法の改正により、液晶・プラズマ式テレビと衣類乾燥機が対象品目に追加される	2010〔平成22.6〕 鳩山内閣総辞職 菅内閣が発足 サッカーW杯で日本代表がベスト16となる。 小惑星探査機「はやぶさ」が地球に帰還する。
		[22.5.10] 水質汚濁防止法が一部改正され事故時の措置の対象が拡大される等追加された。 (23.4.1.施行)		[21.9] 一般家庭からの廃食用油の収集始まる。	2010〔平成22.9〕 尖閣諸島中国漁船衝突事件が発生 民主党代表選挙が投開票され、菅氏が小沢氏を破り再選を果たした
				[22.4] 要援護者ごみ戸別収集(ふれあい収集)がスタート	2010〔平成22.10〕 国勢調査が全国一斉に実施される
					2011〔平成23.1〕 全国各地の児童擁護施設に匿名でランドセル等を寄付する「タイガーマスク現象」が広がる 中東各地でインターネットを介した民主化革命が起こり、長期独裁政権が次々と退陣に追い込まれた
					2011〔平成23.3〕 東北地方太平洋沖地震が発生し、東日本大震災を引き起こした また、この地震により福島第一原子力発電所が被害をうけ大規模な原子力事故が引き起こされた。 国連安保理がリビアに対する軍事介入を容認する決議を行った。

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
平成 23	<p>[23. 3] ストップ温暖化！ 低炭素社会のまち あかしプラン (地球温暖化対策 実行計画) 改定</p> <p>[23. 3] つながり生きもの のネットワーク生 物多様性あかし戦 略策定</p>	<p>大気汚染防止法が 一部改正され、ばい 煙測定の未実施、虚 偽記載に対し罰則 が創設される等し た。 (23. 4. 1 施行)</p> <p>[23. 6. 22] 水質汚濁防止法が 一部改正され有害 物質を貯蔵する施 設が届出対象にな るなど追加された。 (24. 6. 1 施行)</p> <p>[23. 8. 30] 「地域の自主性及 び自立性を高める ための改革の推進 を図るための関係 法律の整備に関す る法律」により「環 境基本法」及び「大 気汚染防止法」の一 部の権限が県から 移譲される。 (24. 4. 1 施行)</p>	<p>[23. 3. 31] 二見浄化センターにし尿 及び浄化槽汚泥等受 入施設を建設。 魚住清掃工場廃止。</p> <p>[23. 4. 1] 二見浄化センターにて混 合処理開始。</p>	<p>[23. 4. 1] 環境第 2 課が、収集事 業課へ課名変更。</p> <p>[23. 5. 21] 東北地方太平洋沖地震 における被災地気仙沼 市に災害支援のため、 第 1 次隊が出発。避難 所のごみの収集運搬を 行う。 なお、第 8 次隊 (同年 7. 17 本市に戻る)まで、 収集事業課を中心に、 資源循環課及び明石ク リーンセンターの管理 職が派遣され、ごみの 収集運搬やガレキの積 み替え場の整理等の支 援活動にあたった。</p>	<p>2011 [平成 23. 4] 統一地方選挙が行われる キューバのフィデル・カス トロ前国家評議会議長が キューバ共産党第一書記 から正式に退任すると発 表</p> <p>2011 [平成 23. 5] 国際テロ組織アル・カーイ ダ最高指導者ウサマ・ビン ラディンが、パキスタンに て米国諜報機関により、殺 害されたと報道される</p> <p>2011 [平成 23. 6] 菅総理が「東日本大震災の 対応に一定のメドがつい た段階」で退陣することを 表明し、前日に衆議院に提 出された内閣不信任案は 否決された 小笠原諸島・平泉が世界遺 産登録される</p> <p>2011 [平成 23. 7] 全機退役予定のスペース シャトル「アトランティ ス」が最終飛行 サッカー女子W杯にて日 本代表「なでしこジャパ ン」が強豪米国をPK戦の 末破り、初優勝する</p> <p>2011 [平成 23. 8] 反カダフィ派がリビア首 都トリポリをほぼ制圧 カダフィ政権は、事実上崩 壊した</p> <p>菅内閣総辞職 (新内閣発足 まで職務執行内閣として 在続)</p> <p>2011 [平成 23. 9] 野田内閣発足 (野田首相が 民主党代表選の際引用し た相田みつを氏の詩の一 節から通称「どじょう内 閣」と言われる。)) 台風 12 号通過に伴う記録 的豪雨により、奈良県、和 歌山県を中心に甚大な浸 水被害が発生した</p> <p>2011 [平成 23. 10] 米アップル社の創業者ジ ョブズさんが死去</p> <p>2011 [平成 23. 11] 大阪ダブル選挙で橋下徹 氏率いる地域政党・大阪維 新の会が完勝、橋下徹前大 阪府知事が大阪市長に、松 井一郎前大阪府議が大阪 府知事にそれぞれ初当選 した。</p>

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
平成 23					2011〔平成 23.12〕 北朝鮮の金正日総書記が死去した。
24	〔24.1〕 第 2 次明石市環境 基本計画策定 〔24.3〕 みんなでつくる循環 型のまち・あかしプ ラン（明石市一般廃 棄物処理基本計画） 改定		〔24.3.28〕 一般廃棄物処理手数料 （一般家庭、事業 所等、仮設便所、浄 化槽汚泥）改定（仮 設便所チケット制） に係る条例公布	〔24.3.28〕 一般廃棄物処理手数料 （動物の死体処理）改 定に係る（明石市廃棄 物の処理及び清掃に関 する）条例公布	2012〔平成 24.1〕 一連のオウム真理教事件 に関し、逃亡中であった平 田信容疑者が出頭し、逮捕 された。 野田第 1 次改造内閣が発 足した。 2012〔平成 24.2〕 東京スカイツリーが竣工 した。（高さ 634m で、自 立式鉄塔としては世界第 1 位、人口建造物としては 映画『ミッション・インポ ッシブル 4』にも登場した ブルジュ・ハリーフアの 828m に次ぐ世界第 2 位） 2012〔平成 24.3〕 ロシア大統領選挙が実施 され、ウラジミール・プー チン候補が当選した。 2012.5 フランス大統領選挙・決選 投票が実施され、オランダ 候補が勝利した。 北太平洋を中心に金環日 食が観測される。日本でも 多くの人々が観測用メガネ 越しに空を見上げた。 東京スカイツリーが開業 した。 2012.6 野田第 2 次改造内閣が発 足した。 一連のオウム真理教事件 に関し、逃亡中であった菊 地直子・高橋克也容疑者が 逮捕された。 2012.7 生の牛レバー（レバ刺し） の提供が禁止された。



豊かな暮らしを見つめ直し
地球の資源と環境を大切にしよう。

